

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

認可外保育施設に対する指導監督の実施における  
標準化に向けた調査研究

報告書

令和7年3月

株式会社 日本経済研究所



≡≡≡ 認可外保育施設に対する指導監督の実施における ≡≡≡  
標準化に向けた調査研究調査研究報告書

< 目 次 >

第1章 本調査研究事業の実施概要	1
1 本調査研究事業の背景と目的	1
2 本調査研究事業の内容と実施方法	3
第2章 認可外保育施設の指導監督の状況調査	5
1 調査の概要	5
2 調査の結果	7
第3章 指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査	8
1 調査の概要	8
2 調査の結果	11
第4章 調査結果のまとめ	161
第5章 指導監督事務の参考となる事例集の更新	164
1 他自治体や自治体内部における連携の観点での好事例	164
2 認可外保育施設への立入調査における好事例	164
3 基準等に適合しているかの判断に迷う際の判断のプロセスにおける好事例	165
第6章 指導監督事務の参考となるQ & A集の更新	166
1 認可外保育施設指導監督の指針について	166
2 認可外保育施設指導監督基準について	166
3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領について	166
第7章 認可外保育施設の指導監督にかかる今後の方向性について	167
1 現時点での認可外保育施設に対する指導監督事務について	167
2 今後のあり方や方向性について	168



## 第1章 本調査研究事業の実施概要

### 1 本調査研究事業の背景と目的

「新しい経済政策パッケージ」により令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、保育の受け皿拡大を図りつつ保護者の負担軽減措置を講じるため、認可施設に通うこどもと、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行い「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）（以下「局長通知」という。）別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たした認可外保育施設等に通うこどもが、現在、無償化の対象となっている。

指導監督基準を満たしているかの確認は、管轄の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が指導監督を行い、指導監督基準を満たした施設に対して「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」に基づき、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付するとともに、その旨を公表するという取扱いを行っている。すでに証明書の発行を受けている施設においても、その後の立入調査において指摘事項があり、都道府県等により改善指導を行っても改善しなかった結果、指導監督基準を満たさず、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該施設は指導監督基準を満たすまで無償化の対象外となる。また、都道府県等に対しては当該施設が再び指導監督基準を満たせるように指導を行うことが求められている。そのため、都道府県等に対しては指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすことと、全ての都道府県等を通じて統一的な取扱いにより指導監督が行われることが引き続きの課題である。

認可外保育施設に対する指導監督を都道府県等が実施していくに当たっては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された事例集「認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる？」（以下「事例集」という。）や、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「認可外保育施設の指導監督基準の適合促進に関する調査研究」にて作成された「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」（以下「Q&A集」という。）が参考にされている。

本調査研究は、指導監督の最新の状況を確認しつつ、これらの資料の更新を図り、より適切かつ円滑な指導監督の実施に資することを目的として実施する。

具体的には、最新の状況を把握すべく、令和5年度末時点における認可外保育施設の指導監督の状況を調査することに加え、指導監督内容で判断や解釈を迷った点やその解決方法等の工夫点について実態を調査した上で、指導監督業務に携わる自治体にとり参考となる点についてとりまとめ、事例集及びQ&A集の更新を行う。

## 2 本調査研究事業の内容と実施方法

本調査研究事業は、主に以下の（１）から（５）の５種類の調査及び検討会の設置・開催によって構成している。

### （１）認可外保育施設の指導監督の状況調査

これまでに実施した「認可外保育施設の現況取りまとめ」を基に、最新の指導監督状況を把握すべく、令和５年度末時点における都道府県等の認可外保育施設の指導監督の状況を調査する。

調査内容には、令和６年３月３１日時点の認可外保育施設の施設数、入所児童数の状況も含む。

### （２）指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査

指導監督基準の理解を促進して専門的な視点で立入調査ができる人材をさらに増やし、また全ての都道府県等を通じて統一的な取扱いにより指導監督業務が行われやすくなることを目的とした事例集及びQ&A集の作成のため、指導監督内容で判断や解釈を迷った点やその解決方法、また、保育の質の担保を図るための指導監督の工夫点等について実態を調査する。

### （３）指導監督事務の参考となる事例集の更新

#### ア 事例集の位置づけ

「令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」において認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成されたものである。

#### イ 更新の視点

既存の業務効率化の観点に加え、指針や基準を参考に各自治体が自ら判断するための行動を支援する観点から、確認が必要な事項が発生した際にどのような工夫を行い、確認と判断をしたかということに関する好事例を付加した。また、事例はなるべく時勢に沿った内容とすることを心掛けた。

### （４）指導監督事務の参考となるQ&A集の更新

#### ア Q&A集の位置づけ

認可外保育施設への指導監督並びに「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和６年３月２９日付け成保第218号通知）に基づく証明書交付の実施に当たって、局長通知別紙「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督指針」という。）及び指導監督基準に関するこども家庭庁の見解を示すもの。これまでのものは令和５年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究」にて作成・更新された。

## イ 更新の視点

後述する指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査結果により、自治体が判断に迷う項目について、判断に迷った点にかかる回答の中から、特にQ&A集で一定の見解が示されることで業務が進めやすくなると思われる内容を充実させた。

## (5) 検討委員会の設置・開催

### ア 検討委員会の目的

本調査研究事業の実施に際しては、調査結果の分析を適切に行い、指導監督の実態に即した事例集とQ&A集の更新をするに当たっての助言を得るべく、有識者が参画する検討委員会を設置した。

### イ 検討委員会の実施方法

#### (ア) 検討会の委員

敬称略

所 属	氏 名
岐阜聖徳学園大学短期大学部 幼児教育学科第三部 准教授	おおにし かおる 大西 薫
横浜市 こども青少年局 保育・教育部 保育・教育運営課 担当係長	たさき りさ 田崎 リサ
社会福祉法人杉の子会 エイビイシイ保育園 園長	かたの きよみ 片野 清美

その他、オブザーバーとして、こども家庭庁 成育局保育政策課 認可外保育施設担当室の参加を得て、検討を進めた。

#### (イ) 検討会の開催時期・内容

以下のとおり、検討会を2回にわたり開催した。

回	時期	内容
第1回	令和6年10月31日(木) 13時00分～15時00分	・アンケート項目の精査
第2回	メール開催	・アンケート調査結果報告 ・報告書(案)の精査



## 第2章 認可外保育施設の指導監督の状況調査

### 1 調査の概要

これまでに実施した「認可外保育施設の現況取りまとめ」を基に、最新の状況を把握すべく、令和5年度末時点における認可外保育施設の指導監督の状況を調査した。調査方法は、電子メールにてこども家庭庁 成育局保育政策課 認可外保育施設担当室より都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市あてに照会を行った。

#### (1) 調査項目（令和6年3月31日時点の状況について調査）

##### ア 施設数、入所児童数の状況

- 届出対象施設数
- 入所児童数規模別の施設数
- 届出対象施設数の変動状況、増減理由
- 認可の施設・事業への移行の内訳
- 届出対象施設の入所児童数
- 年齢区分別入所児童数 等

##### イ 立入調査の実施状況

##### ウ 立入調査結果及び指導状況

- 令和5年度の立入調査結果
- 「指導監督基準に適合していないもの」についての最終的な指導状況
- 指導監督基準に適合していない主な項目

#### (2) 調査対象

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（137か所）		
001. 北海道	047. 沖縄県	093. 長野県長野市
002. 青森県	048. 北海道札幌市	094. 長野県松本市
003. 岩手県	049. 宮城県仙台市	095. 岐阜県岐阜市
004. 宮城県	050. 埼玉県さいたま市	096. 愛知県豊橋市
005. 秋田県	051. 千葉県千葉市	097. 愛知県岡崎市
006. 山形県	052. 神奈川県横浜市	098. 愛知県一宮市
007. 福島県	053. 神奈川県川崎市	099. 愛知県豊田市
008. 茨城県	054. 神奈川県相模原市	100. 滋賀県大津市
009. 栃木県	055. 新潟県新潟市	101. 大阪府豊中市
010. 群馬県	056. 静岡県静岡市	102. 大阪府高槻市

011. 埼玉県	057. 静岡県浜松市	103. 大阪府枚方市
012. 千葉県	058. 愛知県名古屋	104. 大阪府八尾市
013. 東京都	059. 京都府京都市	105. 大阪府寝屋川市
014. 神奈川県	060. 大阪府大阪市	106. 大阪府東大阪市
015. 新潟県	061. 大阪府堺市	107. 大阪府吹田市
016. 富山県	062. 兵庫県神戸市	108. 兵庫県姫路市
017. 石川県	063. 岡山県岡山市	109. 兵庫県尼崎市
018. 福井県	064. 広島県広島市	110. 兵庫県明石市
019. 山梨県	065. 福岡県北九州市	111. 兵庫県西宮市
020. 長野県	066. 福岡県福岡市	112. 奈良県奈良市
021. 岐阜県	067. 熊本県熊本市	113. 和歌山県和歌山市
022. 静岡県	068. 北海道函館市	114. 鳥取県鳥取市
023. 愛知県	069. 北海道旭川市	115. 島根県松江市
024. 三重県	070. 青森県青森市	116. 岡山県倉敷市
025. 滋賀県	071. 青森県八戸市	117. 広島県呉市
026. 京都府	072. 岩手県盛岡市	118. 広島県福山市
027. 大阪府	073. 秋田県秋田市	119. 山口県下関市
028. 兵庫県	074. 山形県山形市	120. 香川県高松市
029. 奈良県	075. 福島県福島市	121. 愛媛県松山市
030. 和歌山県	076. 福島県郡山市	122. 高知県高知市
031. 鳥取県	077. 福島県いわき市	123. 福岡県久留米市
032. 島根県	078. 茨城県水戸市	124. 長崎県長崎市
033. 岡山県	079. 栃木県宇都宮市	125. 長崎県佐世保市
034. 広島県	080. 群馬県前橋市	126. 大分県大分市
035. 山口県	081. 群馬県高崎市	127. 宮崎県宮崎市
036. 徳島県	082. 埼玉県川口市	128. 鹿児島県鹿児島市
037. 香川県	083. 埼玉県川口市	129. 沖縄県那覇市
038. 愛媛県	084. 埼玉県越谷市	130. 東京都港区
039. 高知県	085. 千葉県船橋市	131. 東京都世田谷区
040. 福岡県	086. 千葉県柏市	132. 東京都中野区
041. 佐賀県	087. 東京都八王子市	133. 東京都豊島区
042. 長崎県	088. 神奈川県横須賀市	134. 東京都荒川区
043. 熊本県	089. 富山県富山市	135. 東京都板橋区
044. 大分県	090. 石川県金沢市	136. 東京都葛飾区
045. 宮崎県	091. 福井県福井市	137. 東京都江戸川区
046. 鹿児島県	092. 山梨県甲府市	

## 2 調査の結果

状況調査では、上記記載の調査対象 137 自治体全てから回答を得た。(回答率 100%)  
詳細は、後日、こども家庭庁より公表される調査結果のとおりである。

### 第3章 指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査

#### 1 調査の概要

指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすとともに全ての都道府県等を通じて統一的な取扱いにより指導監督が行われることを目指して事例集及びQ&A集をより充実させるため、指導監督内容で判断や解釈を迷いやすい点に関してどのように工夫をし、解決を図ったかについて、実態を調査した。

調査結果は、以下の2のとおりである。

##### (1) 調査項目（回答日時点の見解について調査）

以下の事項について、指導監督業務を担当している職員に対して、任意で回答を依頼した。設問の設定に当たっては、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究事業」の調査結果において、「認可外保育施設の指導監督の指針」（以下本章において「指針」という。）及び「認可外保育施設指導監督基準」（以下本章において「基準」という。）のうち、解釈に迷うという回答が多かった項目について、状況を更に深掘りし、指導監督業務の所管部署として解釈及び判断をどのように行ったかを尋ねた。また、立入調査実施率が向上するために、都道府県等の立場から「あるとよい」と思う支援についても意見を調査した。

なお、本調査への回答は任意回答とし、調査票送付先である都道府県等の域内に指導監督業務を実施している市区町村等が別にある場合は、調査票送付先都道府県等がそれらの業務担当部署からの回答・意見を取りまとめ、調査票送付都道府県等の回答として提出してもらうよう依頼を行った。

##### ア 「指針」第1総則 2 この指針の対象となる施設」について

- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
- 上記で「有」の場合の事例内容
- 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論

##### イ 「指針」第1総則 4 認可外保育施設の把握」について

- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
- 上記で「有」の場合の事例内容
- 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論

##### ウ 「指針」第2 通常の指導監督 3 立入調査（1）立入調査の対象」について

- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
- 上記で「有」の場合の事例内容

- 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論
- エ 「基準」 「第1 保育に従事する者の数及び資格」 について
- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
  - 上記で「有」の場合の事例内容
  - 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論
- オ 「基準」 「第5 保育内容」 について
- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
  - 上記で「有」の場合の事例内容
  - 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論
- カ 「基準」 「第7 健康管理・安全確保」 について
- 判断を行うにあたり、改めて確認が必要となった事例の有無
  - 上記で「有」の場合の事例内容
  - 確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論
- キ 立入調査実施率の向上について
- 立入調査実施率が向上すると思う支援について

(2) 調査対象

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 (137か所)		
001. 北海道	047. 沖縄県	093. 長野県長野市
002. 青森県	048. 北海道札幌市	094. 長野県松本市
003. 岩手県	049. 宮城県仙台市	095. 岐阜県岐阜市
004. 宮城県	050. 埼玉県さいたま市	096. 愛知県豊橋市
005. 秋田県	051. 千葉県千葉市	097. 愛知県岡崎市
006. 山形県	052. 神奈川県横浜市	098. 愛知県一宮市
007. 福島県	053. 神奈川県川崎市	099. 愛知県豊田市
008. 茨城県	054. 神奈川県相模原市	100. 滋賀県大津市
009. 栃木県	055. 新潟県新潟市	101. 大阪府豊中市
010. 群馬県	056. 静岡県静岡市	102. 大阪府高槻市
011. 埼玉県	057. 静岡県浜松市	103. 大阪府枚方市
012. 千葉県	058. 愛知県名古屋	104. 大阪府八尾市
013. 東京都	059. 京都府京都市	105. 大阪府寝屋川市
014. 神奈川県	060. 大阪府大阪市	106. 大阪府東大阪市

015. 新潟県	061. 大阪府堺市	107. 大阪府吹田市
016. 富山県	062. 兵庫県神戸市	108. 兵庫県姫路市
017. 石川県	063. 岡山県岡山市	109. 兵庫県尼崎市
018. 福井県	064. 広島県広島市	110. 兵庫県明石市
019. 山梨県	065. 福岡県北九州市	111. 兵庫県西宮市
020. 長野県	066. 福岡県福岡市	112. 奈良県奈良市
021. 岐阜県	067. 熊本県熊本市	113. 和歌山県和歌山市
022. 静岡県	068. 北海道函館市	114. 鳥取県鳥取市
023. 愛知県	069. 北海道旭川市	115. 島根県松江市
024. 三重県	070. 青森県青森市	116. 岡山県倉敷市
025. 滋賀県	071. 青森県八戸市	117. 広島県呉市
026. 京都府	072. 岩手県盛岡市	118. 広島県福山市
027. 大阪府	073. 秋田県秋田市	119. 山口県下関市
028. 兵庫県	074. 山形県山形市	120. 香川県高松市
029. 奈良県	075. 福島県福島市	121. 愛媛県松山市
030. 和歌山県	076. 福島県郡山市	122. 高知県高知市
031. 鳥取県	077. 福島県いわき市	123. 福岡県久留米市
032. 島根県	078. 茨城県水戸市	124. 長崎県長崎市
033. 岡山県	079. 栃木県宇都宮市	125. 長崎県佐世保市
034. 広島県	080. 群馬県前橋市	126. 大分県大分市
035. 山口県	081. 群馬県高崎市	127. 宮崎県宮崎市
036. 徳島県	082. 埼玉県川越市	128. 鹿児島県鹿児島市
037. 香川県	083. 埼玉県川口市	129. 沖縄県那覇市
038. 愛媛県	084. 埼玉県越谷市	130. 東京都港区
039. 高知県	085. 千葉県船橋市	131. 東京都世田谷区
040. 福岡県	086. 千葉県柏市	132. 東京都中野区
041. 佐賀県	087. 東京都八王子市	133. 東京都豊島区
042. 長崎県	088. 神奈川県横須賀市	134. 東京都荒川区
043. 熊本県	089. 富山県富山市	135. 東京都板橋区
044. 大分県	090. 石川県金沢市	136. 東京都葛飾区
045. 宮崎県	091. 福井県福井市	137. 東京都江戸川区
046. 鹿児島県	092. 山梨県甲府市	

## 2 調査の結果

指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査では、上記記載の調査対象137自治体のうち、128自治体より回答を得た。(回答率93.4%)

以下に調査項目ごとの結果を記載する。

なお、各調査項目の(ウ)判断に迷った内容とその対応のうち、具体的な自治体名等が記載された部分については「他自治体」等の表記に置き換えている。

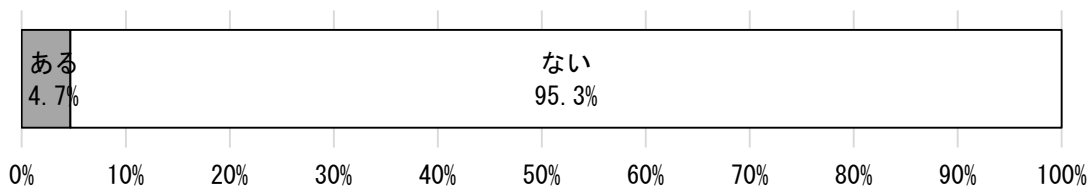
### I 「認可外保育施設指導監督の指針」

#### (1) 「第1総則 2 この指針の対象となる施設」

ア 問1 「(留意事項1) 幼稚園が行う預かり保育の取り扱い」について

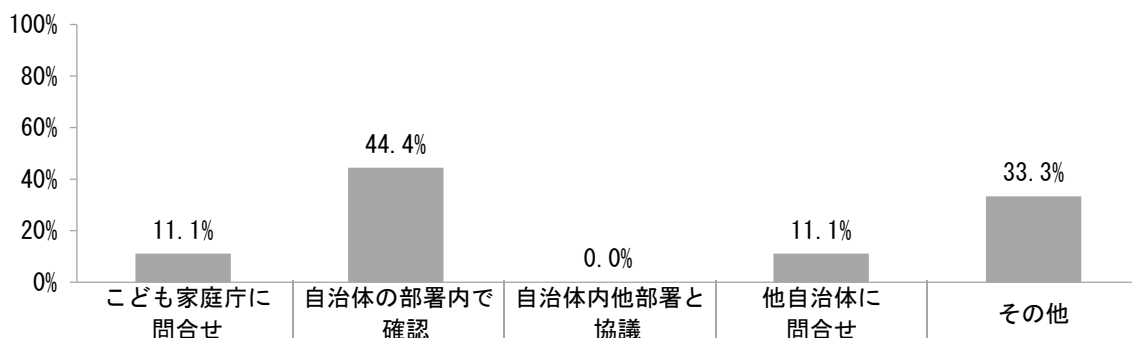
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「(留意事項1) 幼稚園が行う預かり保育の取り扱い」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は4.7%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く44.4%、次いで「その他」が33.3%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	幼稚園に併設する認可外保育施設において、保育士が行き来している状況にある。基準を満たす人数の保育士が実際にいたかどうか、書面にも細かい時間の記載がなく確認が難しい。	自治体の部署内で確認 保育士の出勤簿を確認し、トータル勤務時間は確認できたが、行き来している事実があるため、実態の把握が困難であった。	幼稚園と併設する認可外保育施設を行き来する場合には、その所在をきちんと記録した上で、認可外の配置基準を満たすよう指導した。
2	基本的には幼稚園や幼稚園型の認定こども園などについては、県と歩調を併せた指導検査をするべきところ、県は本市のように毎年度の実地検査は行わないため、単独で毎年確認に関する指導検査だけはしなければならないか悩んだことがある。	自治体の部署内で確認 関連指針である「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」を参考に、県が実地検査を実施するにすることが適当だと判断した。	当時の「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の内容を参考に、県が実地検査を実施する年度に実施することとした。
3	幼稚園が3歳に満たない子どもを預かっている場合、プレ保育の明確な基準がないため、プレ保育と位置づけるか認可外保育施設として位置づけるか判断に迷った。	他自治体に確認 明確な基準はないとの回答。	母子分離である、毎日預かり、ひと月以上預かっているなど常態的であることを踏まえ、自治体判断で認可外保育施設へ位置づけることとした。

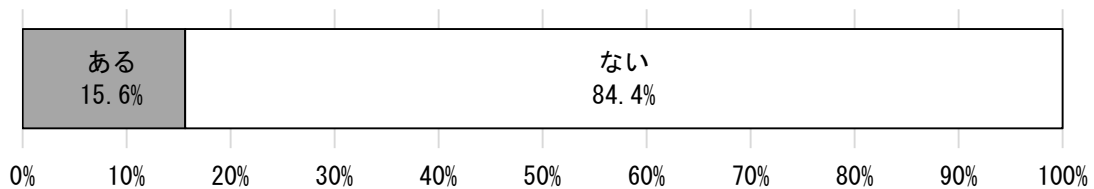


No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	預かり保育を行う園は多いが、認可外保育施設の指導監督という視点での指導を行う事例はなく、どこまで指針に基づいて指導をすべきか疑義がある。	検討なし 検討なし	検討なし
5	グループ内で幼稚園、認可外保育施設を運営している施設より、認可外保育施設に、一時預かり事業幼稚園型ⅡによりA市の児童（1、2歳児）を、認可外保育施設としてB町の児童（1、2歳児）を保育しており、今後、認可外保育施設を廃止し、幼稚園で預かりたいという相談を受け、これが可能かどうかについて。	こども家庭庁に確認、自治体の部署内で確認 現在、こども家庭庁の認可外保育施設担当室のご担当者にお問い合わせさせていただいています。	—
6	「認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設」の基準。非在園児（2歳児）について、子育て支援事業として預かっているとのことだが実態として子育て支援活動等とは異なるのではないかと考えられるもの。	自治体の部署内で確認 —	「幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて」の留意点により、専用スペース・専従職員による保育ではないため、届出不要とする方向で現在検討中。
7	幼稚園については、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき監査を実施するため、改めて認可外保育施設指導監督基準に基づいた監査が必要なのか疑問に思う。	未実施 未実施	未実施

イ 問4 「(留意事項2) 教育を目的とする施設の取り扱い」について

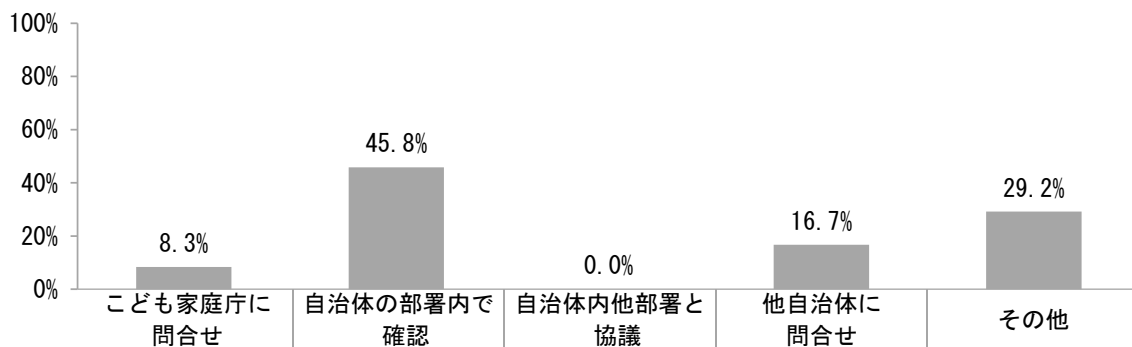
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「(留意事項2) 教育を目的とする施設の取り扱い」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は15.6%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く45.8%、次いで「その他」が29.2%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	保育所の利用対象となる子どもの年齢は、「0歳から小学校入学前まで」が一般的だが、QA（改訂版）において、「就学児童のみの預かりを実施している施設であっても少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は届出の対象とすべき」とあるため、認可外保育施設に併設された学童等施設へ届出させるべきか判断が難しい。	—	就学児に対して保育を提供しているという実態があると認定するための基準等が不明確のため、基本的には未就学児へ保育を提供する自治体の認可を受けていない保育施設へ届出させている。
2	「1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合」について、左記の条件は「又は」か「かつ」かで判断に迷った。	自治体の部署内で確認	「1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合」について、左記の条件は「かつ」だと確認した。
		「1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合」について、左記の条件は「かつ」だと確認した。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
3	<p>「保育されている」の考え方について（留意事項2）における教育を目的とする施設の「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」の解釈について、3つ全てを満たさない場合、既存のQ&amp;A集では、「それ以外であっても、乳幼児が保育されている実態がある（＝認可外保育施設と取扱う）と判断しうる場合があります。」とあるが、「保育されている」とはどのような方針で考えればよいか不明であるため、判断に迷うケースが多々ある。例えば、英会話教室において授業後に数時間預かりを行っているケースがあった。授業後に児童を夕方まで預かって欲しいとのニーズがあり、授業料とは別に保育料を徴収して、預かりをする予定であるとのことだった。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>「子どもを安全な環境で育む場の提供」というよりも「英会話教室の延長サービス」としての性格を重視し、届出不要と判断した。</p>	<p>「子どもを安全な環境で育む場の提供」というよりも「英会話教室の延長サービス」としての性格を重視し、届出不要と判断した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	<p>低頻度で預かりを行う施設の届出の必要性。</p> <p>例年、一年に数回のみ一時預かりの実績がある施設より、「1日4時間以上、週5日、年間39週以上に当てはまらないため、届出は不要なのではないか。低頻度での預かりのみなので、毎年立入調査を受けるのは割に合わない。」と問合せがあった。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>1回あたりの利用につき数時間は預かりを実施していることも踏まえ、低頻度であっても、届出は必要と整理した。</p>	<p>1回あたりの利用につき数時間は預かりを実施していることも踏まえ、低頻度であっても、届出は必要と整理した。</p>
5	<p>「～少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。」と記載があるが、ここに記載されている全てに該当する場合のことを指すのか、それとも、いずれか1つでも該当する場合を指すのか。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>「状況に応じて総合的に判断すること。」とこども家庭庁から回答あり。</p>	<p>市町村からの問合せであったため、こども家庭庁からの回答を共有した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
6	英語塾をしている事業者から、今度プレの年代（2歳）を対象とした新たな施設を開設したい。認可外保育施設として届出は必要かと相談があった。保育か教育に該当するかどうかの判断に迷った。0～2歳児、とりわけ0歳児で親と離れて預かる2、3時間のプログラムなどといった場合にはどう判断すべきか判断が難しいと感じた。	他自治体に問合せ	Q & Aにも記載のあるとおり、週の預かりの時間数や事業の内容を確認して、教育を目的とする施設であり届出の対象外と判断した。
		Q & Aに記載のあるとおり、1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としているか、また、プログラムの内容や時間の長さや年齢等その運営状況で判断している。	
7	1～5歳児に対し、一日4時間以上、週5日程度の預かりを行う施設に設置届の提出を求めたところ、「学習塾であるため、乳児を保育している実態はない」と主張。時間を1分縮めればよいのかなど、設置届を出さなくていい条件について判断を迫られた。	その他 (令和2年に厚労省少子化対策総合係に問い合わせた結果をもとに回答)	1分短くしたからといって、認可外保育施設の対象から外れるわけではなく、保育内容が勉強を教えるというものであっても、定期的に一定の時間未就学児を預かるのであれば、設置届の提出が必要と説明。最終的に、認可外保育施設の設置は取りやめとなった。
		あくまで記載されている時間は指針であり、この時間より少ないからといって設置届を出さなくていいとは言えない。保育内容が勉強を教えるというものであっても、幼児を上記時間程度預かっているのであれば、認可外保育施設に該当するといつて差支えない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
8	<p>インターナショナルスクールであり、就学前の子どもを週1日コース、週3日コース、週5日コースなどに分けて預かっていたが、1日4時間以上、週5日以上、年間39週以上預かっていると明確に判断できるのは週5日コースと週3日コースの一部の子どもだけであり、どこまでを認可外保育施設として扱うべきについての判断が困難であった。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>自治体内で調べるも法的な根拠はなし。</p>	<p>一部コースのみを認可外保育施設として届出するのは不自然であり、施設全体を認可外保育施設とした。</p>
9	<p>自分たちは幼稚園であると言い張っているものの、県から幼稚園の認可は受けられなかった施設があり、子どもを預かっている時間は保育に相当する水準に達している場合、幼稚園類似施設なのか認可外保育施設として取り扱うかの判断が困難であった。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>自治体内で調べるも法的な根拠はなし。</p>	<p>幼稚園類似施設では市が指導監督する部署がないことから、やむなく認可外保育施設として取り扱うこととした。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
10	週4日、1日4時間開所するという戸外活動を主とする施設の開設相談を受けた時、届出対象施設であるかどうか迷った。	自治体の部署内で確認	週4日であることで、保育を目的とする施設とはとらえず、届出は必要ではない判断。設置者には届出外ではあるが、幼児を預かるのであれば基準の順守は必要であることを伝えた。後に来年4月から週5日の開設に変更し、届出を提出する予定になった。
		基準にある教育を目的とする施設の取扱い「週5日、1日4時間、年間39週以上親と離れることを常態としている場合」に照らし合わせて判断する。	
11	乳幼児が保育されている実態があるかどうかの判断について、「少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合」を開設時間として判断の目安としているが、それが適切か迷う時がある。教育・保育の切り分けは難しいので、保育目的であっても同様の判断でよいのか。	自治体の部署内で確認	対象かは運営状況に応じた個別判断とあるが、とりあえず開設時間を判断材料の目安として取り扱っている。
		右記のとおり。	



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
12	令和3年にはある教育目的施設で保育されている実態について、認可外としての届出要否の線引きをどうするか判断に迷い、厚生労働省に確認のメールを送付した。	その他 (令和3年10月 厚生労働省にメール)	「1日5時間かつ週4日かつ年39週以上の場合」は(原文ママ)
		「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(雇児発第177号)(留意事項2)の記載にしたがって運営状況などをよく確認した上で、最終的には各自治体判断になる旨のご回答を頂いた。	
13	令和5年には、ある体操クラブで保育をしているという連絡があり、施設長に電話で事実確認を行った上で課内協議を行った。	自治体の部署内で確認 協議の結果「施設が幼児教育と言っても、実際は保育しているなら認可外の届出が必要と案内する。該当するかは聞き取りでの判断が必要。ポイントは母子分離での預かり時間と、保育(食事・おむつ交換・昼寝など)を行っているか」と課内で意見を調整した。	3月末で当該施設が閉鎖する事が確定しており、今後閉鎖まで新規の募集をせず、3月末に閉鎖するのであれば、保育士が1名以上おり、安全が確認できれば届出なしとする。安全性の確認のために、事前連絡なしの立入調査を実施。
14	英語教室を主とした施設において、一部利用者が1日4時間以上、週5日、年間39週以上、親と離れて過ごしている事例があった。	自治体の部署内で確認 留意事項2で示されている1日4時間以上、週5日、年間39週以上を判断基準とし、「認可外保育施設」とした。	立入調査を行った。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
15	英語指導を行っている事業者が午前中に未就学児のクラスの設置を検討するとした案件があり、留意事項2に記載の1日4時間、週5日を若干割り込む想定であったことから、預かりとすべきかの判断に悩む事例があった。また、当該事業者は、学校への送迎つきでの学習指導クラスを行っており、仮に、午前の乳幼児が預かりの場合、午後のアフタースクールについても、指導対象となり得るのか(現FAQにおいて児童のみを対象とした場合も、認可外の対象であるとされているため)について判断に悩む状況となった。	その他 (検討段階で事案が終了)	午前の預かり状態での未就学児クラスについて、開設しない旨の連絡があったことから、検討結果を持たずに検討を終了した。なお、就学児の送迎付きの英語クラスについては、当該事業者が英語塾として開設しているクラスにおいて、送迎を付帯することが可能であるという内容であることから、教育目的の施設としての整理のままとした。
		—	
16	園舎を持たない事例。	その他 (他府県事例を収集中)	—
		—	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
17	施設A、Bは同一設置者が運営しており、施設Aでは土曜日に英語塾として小学生児童も日中利用するため、やむなく施設Aの一部の子どもは土曜日のみ施設Bへ移っている。そのため、月曜日から土曜日は施設A、土曜日のみ施設Bを開園している。施設Bは施設Aの分館のような役割だが、施設場所は離れている。設置当初はA、B二つとも月から土曜日開園としていたが、ここ数年、児童数減少などの事情で開園日を減らしている。	自治体の部署内で確認 現時点で、施設A、Bを利用する施設等利用給付対象の子どもが数名いる。	施設Bは「少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設」と考えにくいだが、現状、給付対象の子どもがいることもあり、届出対象及び施設確認は継続とした。なるべく早く施設Aのみで運営できるよう助言した。
18	就学児童を預かる施設（例学童ルーム）の場合、「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集（改訂版）Q13」にて届出対象施設との事だが、立入調査などにおいて、指導する項目に迷いが生じる。	自治体の部署内で確認 実際の事例は生じてはいないが、案として、認可外保育施設指導監督基準の規定における主語（例：児童や乳幼児）にて、指導項目を整理することが好ましいと考えている。	現在、検討中である。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
19	習いごとを主としている施設について、本規定に準じて届けを出すように指導すべきか。（認可外保育施設は多様な運営形態であること多く、保育を目的とするかどうかで判断することが困難であるため、施設の運営体制や預かりの実態に基づいて判断せざるを得ない。本規定の「1日4時間以上、週5日、年間39日週以上施設で親と離れることを常態としている場合」に該当しない場合は、保育されている実態はないという理解をしています。）	その他 (国に照会予定)	—
20	問1～3にも関連するが、「乳幼児が保育されている実態」の有無。時間要件としては該当していても、その他の「プログラムの内容、活動の頻度、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ」という部分をどう扱うか。	自治体の部署内で確認 —	現在も検討中。

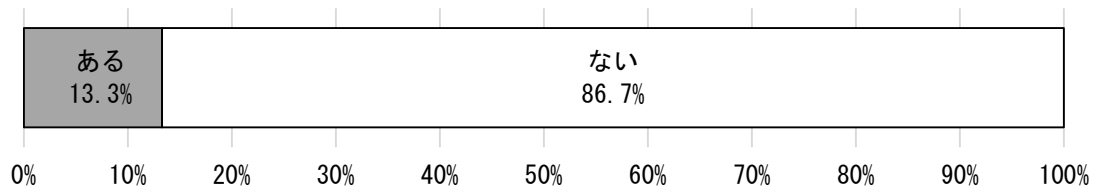
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
21	乳児等を対象に学習の場を提供する施設が、施設を利用する児童（以下利用児童）を、学習時間を超えて預かる場合、当該施設は「教育を目的とする施設」となり得るのかどうか。（利用児童は週1～2回の利用で、学習時間を超える預かり時間は10分前後。また当該施設では、利用児童以外を預かることはない。）	他自治体に問合せ	当該施設は「教育を目的とする施設」と判断した。
		留意事項2にあるとおり、1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを状態としているかどうかを判断基準とした。	
22	認可外保育施設の届出対象となるかの判断としての「少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れていることを常態としている場合」となっているが、例えば1日の保育時間を3時間39分以下にすれば届出対象外となるのか等、「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」全てを満たさなければ届出対象外となるのか。	その他 (厚生労働省)	「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」全て基準を越えていなかったため、認可外保育施設としての届出不要と判断した。
		「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」全て基準を超えている場合に認可外保育施設として扱うべきと解釈であるが、各市町村の判断による部分もあり一概には言えない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
23	幼稚園併設の認可外保育施設として届出が必要かどうか判断するにあたり、どこまでを届出対象とするかに関し、疑義が生じている。現行の基準では、子育て支援活動等と区分し保育しているが、在園児と同室で実施しているか別室で実施しているかにより、届出対象かそうでないかが決まるため、時間帯により同室だったり別室だったりしている場合や、その年度で対象児童数が少ない場合は在園児と同室にし、年度で対象児童が多い場合は別室で保育している施設をどう判断するべきか迷う。	こども家庭庁に問合せ、他自治体に問合せ	同室か別室かは問わず、保育実態があるかどうかで判断し、県へ認可外保育施設として届出していただくこととした。
		こども家庭庁：指針、Q & Aから自治体で判断いただけるようにとの指示。 県：同様のケースがないとの回答。	
24	幼児から高校生くらいの子までの放課後スクールのようなインド人向け施設を開設したいという相談。これが認可外に当たるのかどうか。	自治体の部署内で確認 問合せ者にヒアリングしたところ、1日4時間以上といった条件に当てはまらないことから認可外ではないと判断。	私塾、学習塾と扱われると思われるので認可外保育施設の設置届は不要と案内。
25	事業者から届出が必要か問合せがあった事例があり、保育されている実態をどう判断するか疑義が生じた。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ 少なくとも1日4時間以上、週5日、年間30週以上施設で親と離れることを常態としているという文言を考慮。	少なくとも1日4時間以上、週5日、年間30週以上施設で親と離れることを常態としているという文言を考慮。

ウ 問7 「(留意事項3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする取扱い」について

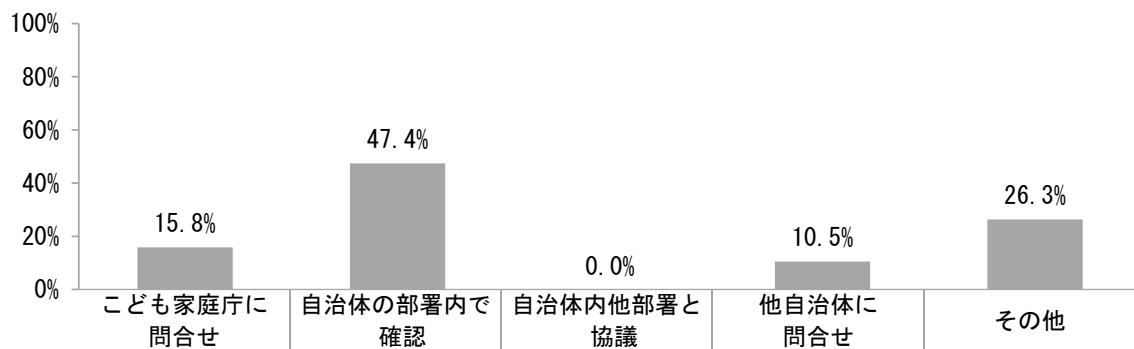
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「(留意事項3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする取扱い」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は13.3%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く47.4%、次いで「その他」が26.3%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	外国人の事業者が届出を出したいと申出があった際、資格等はなく民間の経験のみしかなかったが、事業者としての適格性があるのか、届出を受理すべきか即座に判断できなかった。	その他 (指導監督基準の読み込み) 民間経験については記載がなかった。	保育士等の公的な資格がないため、受理はしなかった(事業の設置を認めなかった)。
2	トレーラーハウスを使って預かりをしたい。	自治体の部署内で確認 道路等安全面を確認し、預かりを行う居宅の駐車場内にて、保育を行う。また、居宅において保育を行うこともある。	届出を受理した。(トレーラーハウスにおける預かりについては判断不可)
3	小学生を放課後、預かる事業(第二種社会福祉事業の一時預かりではない。)をする予定だが認可外保育施設として届出が必要か相談があった。一時預かりか保育か、また、一時預かりであれば届出が必要なのか判断に迷った。一時預かり事業として届出が出されていれば認可外保育施設の対象とするかどうかの判断に影響があるのか。	その他 (通知等を確認) 一時預かり事業は対象外である。	時間数等が保育要件を満たさなかったので事業内容を一時預かりと判断し、対象外とした。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	個人で①ベビーシッター業をしつつ、いずれは②複数のベビーシッターの同志で事業所を立ち上げたいと思い、自分がその代表者でありたいという届出者、③仲介業（マッチングサイト運営）も開設したいと考えている届出者について、仲介業開設の折には①を保持しつつ、②について「複数の保育に従事する者を保育している者」としての届出を行うのみでよいのか。③仲介業（マッチングサイト運営者）としての何らかの届出も必要か。	自治体の部署内で確認	届出者本人としても、まだ事業形態が整っていないとのことで、事業者としての届出準備中です。
		「マッチングサイトとしての都道府県への届出」はない。あくまで「法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）」＝「ベビーシッターの仲介業者としての都道府県への届出」となる。②複数のベビーシッターの同志で事業所を立ち上げたい場合における法人格の要否については、別途確認中。	
5	「第8 利用者への情報提供」について、帳簿ではなくマッチングアプリ上の掲示のため、プロフィール上で全ての項目を確認することが困難であった。	その他 （運営会社へ該当項目について問合せ）	該当者へ、利用者との事前面談の際に、情報提供項目について全て提示している旨確認し、今後徹底するよう指導。
		プロフィール以外のリンクに記載があった。	
6	あるマッチングサイトに登録しているベビーシッター（届出提出済）について、個人でも（マッチングサイトを介さず）ベビーシッターの活動を行いたい旨相談があり、同一人物から個人分の設置届を提出していただく必要があるのか判断に迷った。	自治体の部署内で確認	左記のとおり対応したが、本県においては初めての例であり、この対応で問題があればご教示いただきたい。
		運営状況報告等についてはそれぞれ提出いただくこととし、設置届までは出してもらわなくてよいと判断した。	

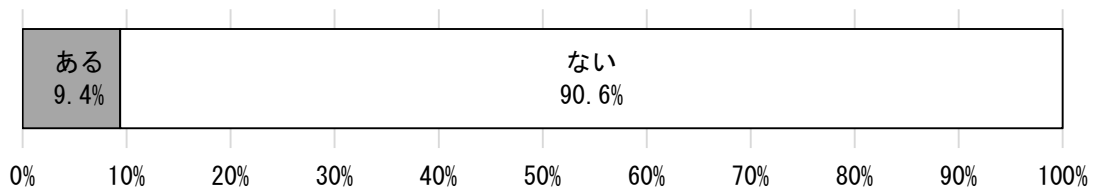
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
7	全国規模で展開する事業者に登録の上営業している者については、事業者より個々に登録している営業者独自で児童を預かる契約締結を禁止されている。にも関わらず、契約要件を営業所の見やすい場所に掲示するよう求められているため、当該基準への適合の可否について判断に迷った。このような営業形態にて実施する者に対する指導基準はどのようにすべきか、検討する必要があると思われる。	自治体の部署内で確認	基準の適否について判断を保留。
		基準の適否について判断を保留。	
8	保護者の所用（カフェ・ショッピングなど）に同行し、リフレッシュタイムをサポートする事業において、同店舗内でフロアが離れるなど、保護者と別行動も発生するなど、届出対象になるかの判断が難しい案件。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認。	離れる頻度や距離感、保護者との連絡体制などを聞き取り、部署内で検討し、回答している。離れても短時間（数分程度）で同じ敷地内のすぐに駆け付けられる範囲と確認したケースの場合は、届出外と判断している。
		電話で問い合わせた際、関係部署に確認してから返答するとの回答。長期に、回答をいただけなかったため、部署内で検討し判断した。	
9	居宅訪問型の事業所で派遣するシッターが業務委託契約の場合の取扱い（保険や書類の整備等）。	自治体の部署内で確認	雇用に準じた取扱い等。
		右記のとおり。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
10	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（事業者）につき、イベント託児に保育従事者を派遣している場合、指導監督（立入調査）の対象になるか否か。	こども家庭庁に問合せ イベント託児については、業務委託契約による託児の場合、依頼者を設置者と見なすことになる。また、イベントなどで臨時に設置される場合は届出対象外施設となる。	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、イベント託児においては設置者でないため、指導監督（立入調査）及びそれに基づく改善指導の対象ではないと判断した。
11	「…より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる」という規定について、（留意事項2）の「1日4時間以上、週5日、年間39日週以上施設で親と離れることを常態としている場合」の規定を踏まえての記載という認識でよろしいか。（例：居宅の場合は、4時間未満の預かりも指針の対象。）	その他 （国に照会する予定） —	—
12	乳幼児の居宅以外で保育を行う事業者が増加していること。また保護者のニーズに応じてサービス内容が多岐にわたり、その実態について正確な把握が難しいこと。居宅等という記載の”等”にどこまでを含めるか。	自治体の部署内で確認 自宅以外での預かりはこども家庭庁においても想定されている（ベビーシッターなどを利用するときの留意点）。	現状は、乳幼児の居宅での預かりが基本であり、それ以外での預かりはリスクが増大することを伝えているが、不可とは言えないと判断している。
13	乳幼児の居宅で保護者ととともに保育を行う事例は、居宅訪問型保育事業なのか否かの判断に迷った。	自治体の部署内で確認 保護者ととともに保育を行う事例は、居宅訪問型保育事業に含めない事とした。	事例のある事業者に説明を行い、居宅訪問型保育事業とのすみ分けを促した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
14	居宅訪問型保育事業を個人で行うものとして届出をしていた者が、その業務の一部を他者に委任して実施する場合の届出について。	こども家庭庁に問合せ、他自治体に問合せ	左記のとおり、対象者に通知した。
		①当該個人及び委任を受けるものそれぞれが、個人として届出を行うこと、又は②当該委任を行うものが、事業に関わる者全てを従事者に含めて届け出ること。	
15	立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うことと示されているところですが、集団指導について定義がされておらず、どのような形態で実施するか判断に迷った。	その他 (他市町村のHPで実施方法を確認)	令和6年度は一定の場所に集めて実施した。しかし当日来ることができない施設もあったため、今後は動画視聴形式での実施を検討している。
		一定の場所に集めて実施する市町村や、動画視聴形式で実施する市町村がありさまざまであった。	
16	すでに届出している居宅訪問型保育施設(事業所型)が、現在イベント託児のみを行う業務形態となり、届出対象外施設になるか、またそうなった場合の今後の対応について。	自治体の部署内で確認	現時点では該当施設として取り扱い、引き続き、対象施設へ確認し判断していきたいと考えています。
		対象施設から将来的にはベビーシッターを再開するという旨を聞き取り、部署内において、現時点では引き続き11項の該当施設とすることとしました。	
17	子どもの送迎のみ行い、子どもの自宅で保育は行わない場合、居宅訪問型保育事業(個人)として届出は必要か。	自治体の部署内で確認	子どもの自宅で保育を行うか否かで判断した。
		居宅訪問型保育事業(個人)として届出不要。	

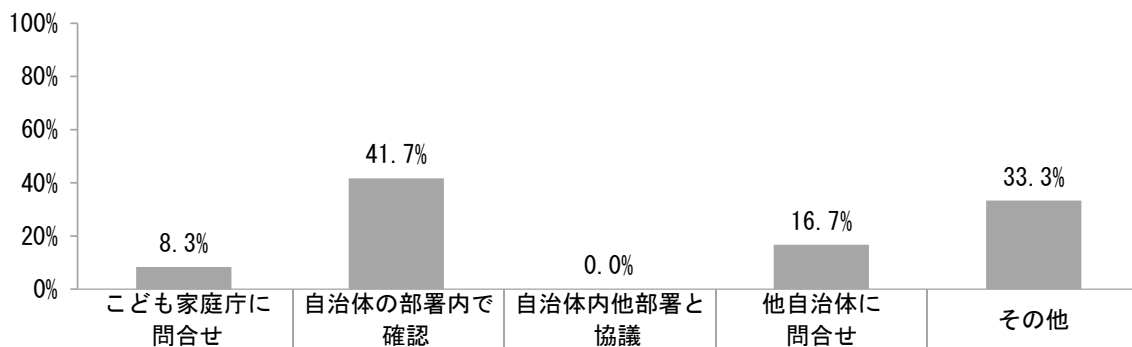
エ 問10 「第1総則 2 この指針の対象となる施設」の中のその他の事項について  
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第1総則 2 この指針の対象となる施設」の中のその他の事項に関連して、  
確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答し  
た自治体は9.4%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、  
「自治体の部署内で確認」が最も多く41.7%、次いで「その他」が33.3%であった。  
他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	一時預かりだけを実施している施設について、認可外保育施設としての届出なのか、児童福祉法に規定する一時預かり事業の届出なのか。	その他（当課において前例に基づき判断）	認可外保育施設としての届出を受理。
		認可外保育施設として届出を受理していた事例があったので、従前どおり認可外保育施設として受理。	
2	キャンピングカーを巡回させ、ショッピングモールの駐車場に停め、買い物客のお子さんの一時預かりをするビジネスを始めたいという相談。認可外保育施設に当たるのかどうか。	自治体の部署内で確認	設置届は不要と伝えた。
		一日4時間、週5日等の条件に当たらず、ショッピングモール自ら設置でもなく委託でもないことから、認可外には当たらないと判断。	
3	法第6条の3第9項で届け出ている施設のうち、院内保育施設について。夜勤の看護師の子どもを預かる体制が常時ある施設については「ベビーホテル」の整理でなくてよいのか？（利用児童の有無は別として）	その他 （今回の照会にあたり整理したい事項）  （初照会です）	現況調査の分類などを見るに、慣例として夜間帯を伴う院内保育は、国・府ともにベビーホテルとして計上していない。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	一時預かりのみを事業の目的としている施設の場合、児童福祉法第6条の3第7項に規定する業務を目的とする施設となるが、届出対象の規定として定められていないため、児童福祉法第34条の12に基づく届出事業として監督すべきか、または、ベビーホテルには該当するため、認可外保育施設として監督すべきか判断に迷った。	他自治体に問合せ	認可外保育施設として届出をしてもらい、監督することとなった。
		児童福祉法第34条の12に基づく事業として取り扱うことが可能か確認したところ、一時預かり事業としての要件を満たしていないものは当該規定の対象外となるという結果だった。	
5	預かる児童が学童児のみとなった施設について、引き続き認可外保育施設として認可外保育施設指導監督基準を満たす必要があるか否かについて。	こども家庭庁に問合せ	施設監査時において指導監督基準を遵守できているかどうかを確認しました。
		こども家庭庁に確認したところ、預かる児童が学童児のみとなった場合でも、引き続き認可外保育施設として認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があると回答いただきました。	
6	留意事項1の前付近に「法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。(法第59条第1項参照)」と記載あることの意味合いについて。どこまでを指針の対象とするか、判断に迷う。	他自治体に問合せ	幼稚園型認定こども園の保育機能部分に関しては対象としている。(イベント託児等は届出対象外で連絡等もないので、把握できていないため。)
		届出対象施設のための指導監督を実施しており、それ以外は把握できていないとの回答。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断	
		確認結果		
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所日数が週5日未満の施設（一時預かりのみの施設、自然保育など）の取扱い。</li> <li>・自然保育の「保育室等の構造・設備及び面積」の考え方。</li> <li>・小学生の預かりのみのケース。</li> <li>・特別支援保育、病児、医療的ケアを行う施設に対しての取扱い等（職員の配置要件等基準にないため）。</li> </ul>	自治体の部署内で確認	<p>右記のとおり。</p>	<p>設立相談でヒアリングの上、開設時間や、各通知等を参照に都度判断している。</p>
8	<p>企業からの相談にて、従業員が通う幼稚園が夏休みなどの際に、一時的に保育できる施設を会社内に設置したいが、それは届出対象とするかどうか、監査方法や基準適合証明書の扱いも含めて、判断に迷いが生じた。</p>	自治体の部署内で確認		
9	<p>保育を目的としておらず、単なる預かり（食事は提供しない、2～3時間程度預かる、単発の預かり）をしている施設・事業者にも、本規定上の「1日4時間以上、週5日、年間39日週以上施設で親と離れることを常態としている場合」を適用しなくてはならないか判断に悩んでいる。</p>	<p>その他（国に照会予定）</p> <p>—</p>	—	



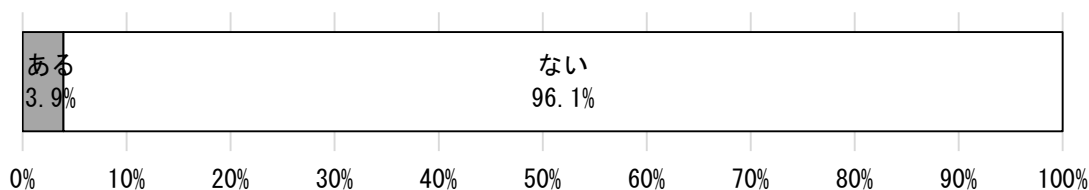
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
10	産後の母がホテル等の施設に宿泊され、子どもから離れリフレッシュ等している間、夜間も含め子どもを預かる施設・サービスを開始されたいという相談を受けたことがあった。(事業者から直接ではなく、保健関連及び産後レスパイトケアを管轄する庁内の部署等からの相談)	その他 (Q&A集(Q2))	具体的な内容ではなかったため、実際にそのような事業を始められる際には事業者から再度相談、問い合わせいただくよう伝えていたが、その後問合せ等はない。
		産後レスパイトケアについては対象外と記載あり。	
11	幼稚園、認定こども園で子育て支援事業として、幼稚園、認定こども園の教育・保育と一体的に実施される保育認定のない0～2歳児に提供する保育について、幼稚園・認定こども園の基準を適用すべきか認可外の基準を適用すべきか判断に迷った。	自治体の部署内で確認	認可外の基準を適用するとした。
		届出対象外だが、認可外の基準を適用すべきと整理。	
12	居宅訪問型保育事業(個人)として届出をしている個人より、「保護者からの要望で、劇場の控室で子どもを見てほしい。定期的な預かりではなく数回ほどお願いしたい。」と言われたが、認可外保育施設としての届出が必要か。	自治体の部署内で確認	(留意事項8)届出対象施設に定める届出対象外のひとつである「②半年を限度として臨時に設置される施設」を基に、数回ほどの預かりであることから判断した。
		認可外保育施設として届出不要。	

(2) 「第1総則 4 認可外保育施設の把握」

ア 問13「(留意事項5) 市区町村との協力の例」及び「(留意事項6) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨」について

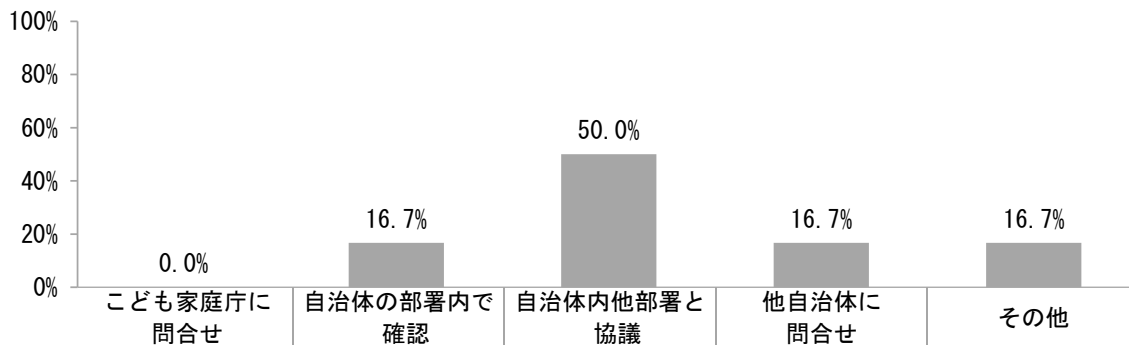
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「(留意事項5) 市区町村との協力の例」及び「(留意事項6) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は3.9%と、問31と並んで調査項目中最も低い割合となった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体内他部署と協議」が最も多く50.0%、次いで「自治体の部署内で確認」、「他自治体に問合せ」、「その他」が16.7%であった。他方、「こども家庭庁に問合せ」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

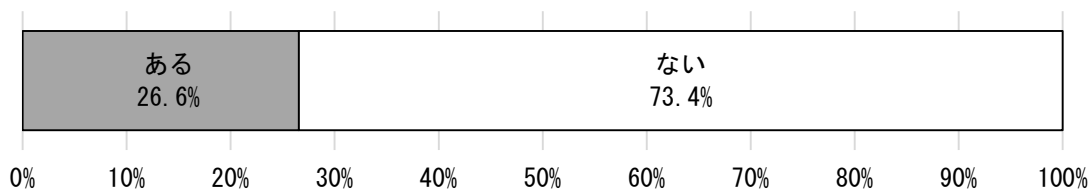
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	「これらの機関と連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。」とされているが、簡単に連携を図れるものではないため、どこまでの連携を求めているのか判断に迷う。	—	問題が発生した場合（例：給食内容が園児に不適切であるとの内部通報があった等）は、衛生部局へ立入調査同行を依頼したり等で連携を図っている。
		確認等を行っていない。	
2	届出対象外の施設となるが、キャンピングカーにおける一時預かり保育事業の設置者への対応である。各地域において、イベント利用者や小売店舗利用者をターゲットとした保育事業を行うにあたり、当該事業の開催場所における自治体各々が指導しなければならないのか、迷いが生じた。	自治体の部署内で確認	事業者の住所地である本市において運営状況報告書を提出させることとし、指導監督を行うものとした。近隣市からも相談があったため、その旨をお伝えし、適宜、近隣市における対応は判断を委ねた。
		事業者の住所地である本市において運営状況報告書を提出させることとし、指導監督を行うものとした。近隣市からも相談があったため、その旨をお伝えし、適宜、近隣市における対応は判断を委ねた。	
3	認可外保育施設がこども食堂を併設した場合の食品衛生管理について。	自治体内他部署と協議（保健所）	該当施設に対し、認可外保育施設での食事の提供は指導監督基準に基づいて行うよう指導した。
		保健所より、該当施設のこども食堂における食事の提供形態であれば、営業許可は不要と確認した。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	消防法違反のおそれがある場所を使用している企業主導型保育事業所に改善を求めるに当たって、指導元が保育部局、消防部局、児童育成協会のいずれになるか。	自治体内他部署と協議（消防局）、 その他（児童育成協会）	事業所が該当場所の使用を中止したため、保育部局・消防部局から指導は行わなかった。
		まず児童育成協会から該当場所の使用中止を求め、使用継続の場合は消防部局から指導を行うこととした。	
5	新規設置予定園が、管轄の消防署より「消防法令適合通知書」が必要と言われたというケースがあった。	自治体内他部署と協議（消防署）	「消防法令適合通知書」は、施設の利用者が車椅子を使用するか否かによるとの回答があった。
		「消防法令適合通知書」は、施設の利用者が車椅子を使用するか否かによるとの回答があった。	
6	本区にて集団指導を受講し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下証明書）」の交付を予定していた事業者が、交付日より前に他自治体に移転することとなり、当該事業者の証明書発行の流れについて確認を要した。	他自治体に問合せ（移転先の管轄自治体）	本区から移転先自治体に対して、事業者の集団指導の回答内容や資格証等の資料を提供した。
		本区から事業者に関する情報の提供を行うことで、移転先自治体が証明書の発行を行う。	

イ 問 16 「(留意事項 8) 届出対象施設」について

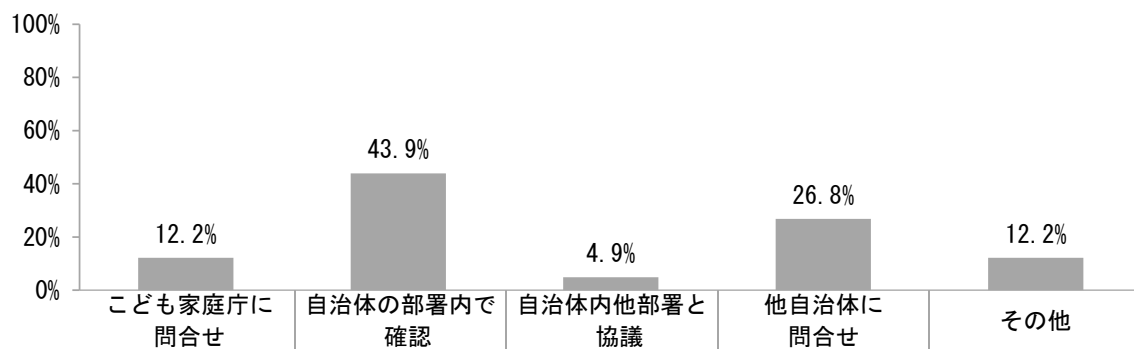
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「(留意事項 8) 届出対象施設」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は 26.6%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く 43.9%、次いで「他自治体に問合せ」が 26.8%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体は 4.9%と少なかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	「また、以下の施設（中略）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない」について、顧客の子どもを預かるサービスを開始したいと相談をうけているが、どのように指導監督すべきか。	自治体の部署内で確認 届出の対象外だが、指導監督の対象になる。立入調査を実施することが望ましいが、実施が難しい場合は、運営状況報告書などで事業者に状況を確認する。	相談があったサービスについては書面等で確認する。ただ、届出が不要なサービスについて全て把握・指導するのは現実的ではないため、そのつど部署内で相談する。
2	かつてはサービス中の顧客以外にも一時保育をしてきていたが、現在は顧客のサービス中にその子を保育しているのが中心だという説明を受けた際、届出外とするべきか否か。	自治体の部署内で確認 施設の実態を丁寧に聞き取るべきだと考えた。	ほぼ一時保育は行っていないとのことであったため、廃止届の提出を求めた。
3	法第6条の3第9項から第12条の対象施設に当てはまらず、かつ留意事項8の後半で例示している施設の場合、その事業は保育施設としての運営を認められないということか？	自治体の部署内で確認 未就学児から小学生までの子どもを対象に複数人の子どもを預かる施設を運営したいとのことだったが、事業者1人で運営するとのことだったので、適切で無いと判断した。	未就学児から小学生までの子どもを対象に複数人の子どもを預かる施設を運営したいとのことだったが、事業者1人で運営するとのことだったので、適切で無いと判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	<p>歯科クリニックにおいて、主に患者の子どもを、患者の施術している間に一時的に預かっている。将来的には従業員の子どもの保育する可能性があるが、現時点では対象となりそうな児童（従業員の子どもの）はいない。患者が施術している間だけ子どもを託児しているだけなら「届出対象外」ではあるが、将来的に「届出対象」になる可能性を見越して届が必要か問合せがあったが、届出対象施設として扱うか迷った。（実際に従業員の子どもの預かることになってから届出対象施設として扱うか否か）</p>	<p>自治体の部署内で確認 届出対象施設として扱う。</p>	—
5	<p>1日4時間以上、週5日以下の保育の実態がある施設について、届出対象とするか迷った。</p>	<p>その他 （過年度に厚生労働省に問合せ） 1日4時間以上、週5日は目安であり保育プログラムの内容や活動の頻度、開設時間の長さや運営状況により判断してほしいとの回答。</p>	<p>開所が週1日や2日の施設（例えば週末のみ開所など）でも保育の実態があれば設置届を受理し、立入調査も行っている。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
6	<p>・幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行した施設（満3歳未満児については認可外保育施設として保育を実施）に関連した誤認識があった。</p> <p>・当該認可外保育施設は、(留意事項8)内の最終段、届出対象外施設のうち「③認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設～(後略)」に該当すると一時的に誤認していた。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>認可外保育施設としての取扱いとなる。</p>	認可外保育施設としての取扱いとなる。
7	<p>令和6年度から「エ 一時預かり事業の対象となる乳幼児」、「オ 病児保育事業の対象となる乳幼児」及び「カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児」が、届出対象外施設から削除されたが、これは届出施設に移行したのか、それとも認可外保育施設のカテゴリーから外れたのか。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>届出施設に移行したわけではなく、認可外保育施設のカテゴリーから外れた（そのため児童福祉法第59条の指導監査も対象外となる）とこども家庭庁から回答あり。</p>	こども家庭庁の回答どおり、対応した。
8	<p>特定の施設を設けず、児童館及び民間施設などで不定期に保育を行っている団体。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>留意事項2を参考に、1日4時間以上、週5日、年間39週以上保育を実施しているという実情であった。</p>	問16を踏まえて、保育を実施しているという実情から、届出が必要であると判断した。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
9	届出対象外施設の指導監督について、届出等の行政行為がないことから、施設の把握及び指導監督を行うことが困難な状況であるとともに、届出が必要な施設と同様の施設体制でない。これらの届出対象外施設への指導のおおよその基準の定めがないことから、事前指導の内容について判断に迷う可能性がある。	自治体の部署内で確認 具体的な事案ではなかったが、現行指針における届出対象外施設への指導について問題点を確認した。	届出の対象外とされている施設であるかの確認及び指導監督基準に基づき事前指導を行う。
10	病院内等の相手宅以外で子どもをみるサービス（保護者は患者の子どもを対応する、業者は付き添いできた子どもを待合室等でみる）を行いたいという相談があり、届出対象となるのか判断に迷った。	自治体の部署内で確認 本格的な相談ではなく今後に行ってみたいというレベルの話であったため、結論までは出していない。	結論は出ていないが、今後の対応の参考として本サービスは居宅訪問型事業となり得るのか、届出は必要かについてご教示いただきたい。
11	町内の認可外施設が届出対象施設かどうかの判断に迷った。	他自治体に問合せ 届出対象施設であることがわかった。	届出対象施設の対応をした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
12	幼稚園内の2歳児保育のみに利用する部屋で行う2歳児保育について、届出対象かどうか。	他自治体に問合せ	届出が必要と判断した。
		他自治体へ確認した結果、届出が必要とのことだった。	
13	乳幼児を預かる体制を整備（0歳～18歳を対象）している施設があるが、実態的には学童を学校の夏季休暇等長期休暇期間に限って預かっている活動しかない状況（放課後児童健全育成事業として市町から委託あっているわけではなく、自主運営をしている）であり、活動実態に指導監督基準がそもそも合わず、施設側も当てはめにくい状況がある。	こども家庭庁に問合せ Q & A や指導監督基準にあるとおり、届出対象施設にはなる。ただ、全項目が絶対求められるわけではないため、各自治体での判断となる。	夏季・冬季休暇期間中のみなど、年間39週以上親と離れていないことから対象外とも考えられるが、乳幼児の受け入れ態勢があることを踏まえ、引き続き対象としている。実態とは合わないが、認可外の基準を当てはめていただくことで施設側に了承いただいた。
14	①ウ知人のこどもの預かりではあるが、料金が発生する場合など。 ③の判断。	自治体の部署内で確認 右記のとおり。	①は知人の知人の子どもにも広がりそうだったため、相談の上届出にいたらなかった。 ③認可担当に確認の上届出対象と判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
15	<p>「また、以下の施設（～）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。」という表記の下にある③認定こども園法第 3 条第 3 項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園に設置する者が当該幼稚園とあわせて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など 在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）という部分の記載から、問 4～問 6 に関連して、判断に迷う。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ 国 Q &amp; A と指導監督指針・基準から、自治体で判断いただきたい。</p>	<p>別室かどうかを問わず、保育の実態があるかどうかで判断し、届出を施設へ依頼している。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
16	<p>キャンピングカーにおける一時預かり保育事業の設置者への対応である。各地域において、イベント利用者や小売店舗利用者をターゲットとした保育事業を行うとの事で、「利用者が顧客、役務の提供を受ける間の保育」であることから届出の対象外として整理すべきか、または、「常態化した認可外保育施設」と捉えて届出対象とするかで、迷いが生じた。</p>	<p>自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ</p> <p>他自治体からの助言を参考に、「利用者が顧客、役務の提供を受ける間の保育」であることから届出の対象外として整理した。</p>	<p>他自治体からの助言を参考に、「利用者が顧客、役務の提供を受ける間の保育」であることから届出の対象外として整理した。</p>
17	<p>届出対象外の施設について、①次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。とある。親族間の預かり合いや親しい友人や知人の乳幼児の預かりでは、約款やパンフレット等の書面等が作成されていることは、通常考えにくい。その場合の確認方法はどのようにすべきか。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>「設置届出対象外施設申出書」を新たに作成し、届出対象外施設を把握。施設の概要に関する項目を設け、約款等の書類が無い場合は、記載を必須として届出対象外であることを確認する。</p>	<p>実際は相談の段階であったため、申出書の受理はないが、今後はこの対応で統一する。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
18	派遣型託児サービス（非常設）について、施設型、居宅訪問型、届出対象外のどの施設類型にあてはめて、届出を受理すべきか判断に悩んでいる。	こども家庭庁に問合せ 【こども家庭庁回答の概要】届出対象外の認可外保育施設の中でも、法第6条の3第9項の家庭的保育事業を目的としている施設 法第6条の3第9項の家庭的保育事業の保育場所について、家庭的保育者の「居宅その他の場所」と規定されているため、本規定の適用も考えられる。 また、法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業については、指導監督基準第22(2)に居宅「等」と記載があるため、居宅訪問型認可外保育施設の居宅以外での保育も当該事業に含まれる。	現状では、派遣型保育サービスを居宅訪問型と施設型のどちらで届出させるべきか、明確な回答を得ていないため、一義的に居宅訪問型で届出をさせることとなった。
19	トレーラーハウスでの託児（イベント会場やクリニックの駐車場）を行うことを考えている事業者からの問合せに関して、居宅訪問型として考えるのか施設型として考えるのか。	こども家庭庁に問合せ 利用者の居宅に出向くのであれば、居宅訪問型ではない。	事業者とのやり取りを進める中で、「訪問先の顧客の監護する乳幼児のみの保育」、「臨時に設置される施設」であることが確認されたため、届出対象外施設になると判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
20	就学児童のみの預かりを実施している施設、ベビーシッターに対して放課後児童育成事業の開始届を行わせるか、認可外保育施設設置の催促を行うかどうか。	こども家庭庁に問合せ 当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等、運営状況に応じ、判断すること。放課後児童健全育成事業、認可外保育施設、どちらかの提出があればよい。	今後、施設・事業者の意向を確認して適切に対応していく。
21	マルシェ等の場において、主催者ではなく出品者から頼まれてマルシェの場に出張して保育をする（複数回）。	自治体の部署内で確認 —	現在検討中。
22	設置者（保育実施者）が自宅において保育をしていると思われるが、利用者は親しい友人や隣人の子である、と主張しており事実が不確かである。	自治体の部署内で確認 —	利用者との関係性は不明なため、設置者（保育実施者）の主張のとおり判断。
23	一時預かり制度における届出とどちらを出させるか。	自治体の部署内で確認 一時預かり制度における届出の対象外であった。	事業者に対して、認可外保育施設として届出を出すよう案内した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
24	<p>実際の事例はないが、Q&amp;A集のQ11において、届出の要否は、指針の留意事項2に記載のあるとおり、保育の実態があるか否かも判断材料になる旨記載がある。これについて、留意事項2では、「乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。」との記載だが、この法の対象となるというのが、「届出の対象となる」という認識でよいか。（届出に関する記載は、留意事項2より後のほうに記載があるため、ここでは、指導監督の対象となるという意味にも見える）</p> <p>また、留意事項2では、教育を目的とする施設の取扱いと記載があるが、それ以外の施設の場合でも、保育の実態の有無も届出対象かどうかの判断材料としてよいという認識でよいか。</p>	<p>その他 (実際の事例なし)</p> <p>実際の事例なし。</p>	<p>実際の事例なし。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
25	届出対象外施設の③認定子ども園第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定子ども園）を構成する保育機能施設の指導監督において、認可外保育施設指導監督基準第8利用者への情報提供（1）は、届出対象施設についてしか明記されていない。上記の施設についても利用者の見やすいところにサービス内容の掲示が必要となるのか。	他自治体に問合せ	届出対象外施設ではあるが、提供するサービス内容を利用者十分に説明することが望ましいことから、提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するなど、利用者への情報提供に努めるよう指導を行った。
		上記の届出対象外施設については、利用者の見やすいところに掲示することは求めている。	
26	他市に居住する個人事業主がキャンピングカーを使って複数の市区町村を移動して各地の商業施設を回り、そこで保育を行う場合に認可外保育施設としての届出や運営状況報告書の提出が必要となるか。	他自治体に問合せ	問合せ先自治体の事業者であることから、本市においてはどちらも対象外とした。
		問合せ先自治体では、届出対象外だが、運営状況報告の対象と整理した。	
27	産後の母の体調回復を目的に同じホテルに母子で宿泊を行い、母とは別の部屋で産後ケア専門のスタッフが母と子の面倒を見るサービスを提供する場合は、認可外保育施設とみなされるか。	自治体の部署内で確認	部屋は別であるものの、親と子が離れることを常態としているとまでは言えないことから、保育ではないと判断し、届出対象外とした。
		自治体内で調べるも法的な根拠はなし。	



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
28	幼児教室として、週1回、0歳児～4歳児を対象で集会所和室での預かりを10時～13時まで行う場合に認可外保育施設の届出対象となるか。	他自治体に問合せ、 その他 (厚生労働省に問合せ) 厚労省：似たような施設で国において相談を受けたものはない。自治体で実態に応じて判断すること。 他自治体：保育の実態(午睡等)があるかどうかで判断するため、事業者の申出による情報だけでは判断がつかない。	保育に相当する時間預かりを行っているとはみなせないことから、届出対象外とした。
29	放課後児童健全育成事業と考えられるような事業を、市の委託なしで民間が行っている場合、対象となるのか？市の委託がないため、当該事業者として市は認識していない場合、認可外の保育所等として届出の対象・監督の対象となるのか。	その他(未確認) —	現時点で、未確認。指導監督も未実施。
30	小学生以上を扱うベビーシッターの届出が必要か。	他自治体に問合せ 届出が必要。	当該事業所へ届出を求めた。
31	ベビーシッター事業において、同一人物が個人でベビーシッターとして届出を行っていたが、併行して事業所を設立し事業所でもベビーシッター事業を行っていた。この場合は個人と事業所で2種類届出が必要なのか。	自治体内他部署と協議 届出受付担当部署と確認した結果、対象の事業所は他の従業員も従事しているため、事業所としても届出が必要となった。	事業所としても届出が必要であると判断し、そのように指導した。

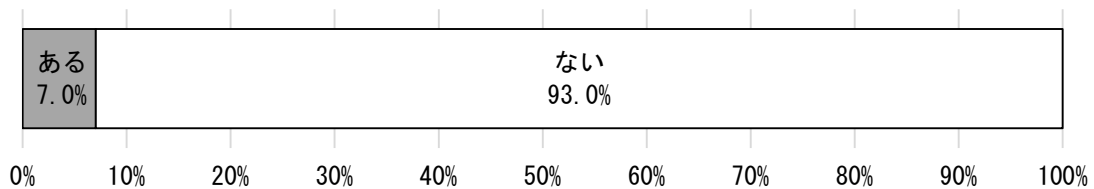
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
32	認可保育所が、施設内の空き保育室で、近隣の病院及び薬局で従事する保護者のこどもを預かる事業を実施していた。病院及び薬局からの依頼で実施しており、認可保育所の職員が保育しているが、認可保育所のタイムカードは切った上で、そちらの事業に従事しているのを切り分けはできている。	他自治体に問合せ	病院及び薬局に認可外保育施設の設置届を提出させた。
		他事例は聞いたことはないが、病院及び薬局が認可保育所へ委託して認可外保育事業(事業所内保育事業)を実施しているとみることができる。	
33	施設の設計段階において相談があり、トイレと手洗いが同じ保育室内になく、通路を隔てた少し距離のあるところに設置することについて判断を求められた。	他自治体に問合せ	県の回答のとおり、相談者に返答したが、現在のところ届出はない。
		通路を隔てていても同じ階なので問題はないとの回答があった。	
34	イベント(1か月に1回(2~3日)定期開催。1年間を通じて毎月実施)する場合、届出対象施設となるか、届出対象外施設「半年を限度として臨時に設置される施設」に該当するか。	自治体の部署内で確認	左記と同じ。
		イベント開催期間(2~3日間)に設置される施設であり1年間を通じて常態的に施設を設置していないことから、届出対象外施設として整理した。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断	
		確認結果		
35	イベントやセミナー時の託児について届出が必要かと問合せがあったが、類似事例の相談受付等がなく、届出書の提出の必要性について判断に迷った。	自治体内他部署と協議、他自治体に問合せ	事例はないと回答あり。	設置届出対象外の施設となるが、設置届出書の記載可能な範囲を記載し、提出を行ってもらうように判断した。
36	レンタルスペースで、月4回ほど、保育を目的として子どもを預かる場合は認可外保育施設として届出が必要か。 ※レンタルスペースについて、利用日以外は、別の団体が利用している。 ※預かる子どもは、ホームページ等で広く一般に募集する。	自治体の部署内で確認		認可外保育施設として届出必要。
37	“以下の施設（中略）は届出対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない。” との記載があるが、施設型給付幼稚園で行われる、私的契約児（満3歳未満児）に対する保育について、指導監督はどのような形で行われるべきか判断が難しい。 （別室＋専任職員＝認可外の届出⇒認可外指導監督） （別室＋兼任職員＝認可外の届出対象⇒幼稚園施設監査）	他自治体に問合せ	専従職員かつ別室での保育の場合は届出をしてもらおうとなった。	未判断。

ウ 問 19「第1 総則 4 認可外保育施設の把握」の中のその他の事項について

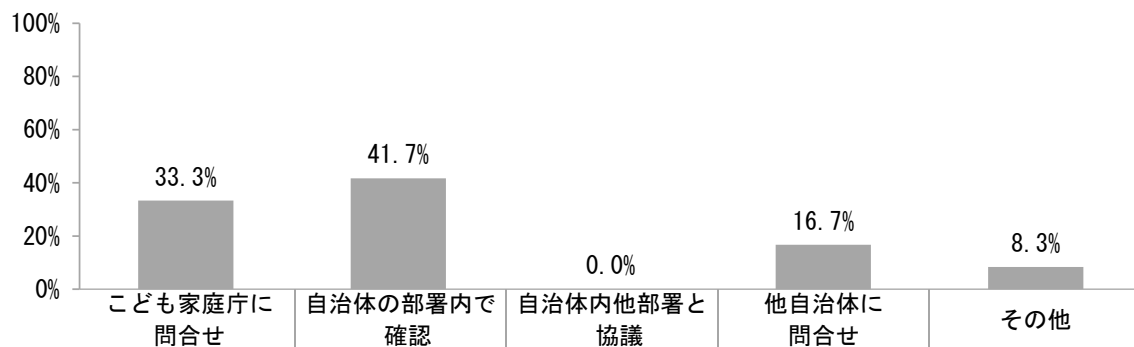
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第1 総則 4 認可外保育施設の把握」の中のその他の事項に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は7.0%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く41.7%、次いで「こども家庭庁に問合せ」が33.3%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	施設から廃止届は出ていなかったが、育成協会HPで運営会社の破産が公表されていた事例。施設は廃止として扱ってよいのかどうか。	自治体の部署内で確認	廃止届は出ていないが、廃止として扱い、県ホームページから当該施設を削除する等の対応を自治体判断により行った。
		施設に直接電話しても音信不通であり、口コミサイトでも営業していないことが確認できたため、廃止として扱う。	
2	週に2回、公民館の和室を借りて営業する一時預かり保育事業について、1か月前に予め部屋を予約しておく必要がある（予約ができなければ営業されない）ことから、施設の継続性の有無について判断に迷ったものです。	他自治体に問合せ	その他の認可外保育施設として届出を受理しました。
		児童福祉法施行規則 49の2Ⅱ「半年を限度として臨時に設置される施設」は、指導監督基準上において例として「イベント付置施設等」とされていることから、本件のように半年を超え継続的に設置されることが予定される施設であれば、あたらないのではないかと。との回答でした。	
3	診療施設における乳幼児預かりスペースにおいて、診療施設側で保育士を配置し、利用者の乳幼児を預かる施設についての把握。	自治体の部署内で確認	診療施設側から問合せがあった場合、若しくは市民からの情報提供によって保育実態を把握した場合には届出対象外施設として市に実態報告をしてもらうが、積極的な実施実態の調査を行うのは困難であるため、能動的に調査は行っていない。
		届出対象外の認可外保育施設である可能性はあるが、保育の実態の把握は現実的に困難。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	「留意事項9②法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者、1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設の設置者において届出が必要な事項 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況」について、この標記では意味合いが分かりづらい。どの研修のことを書けばよいか分かりにくい。	こども家庭庁に問合せ	5人以下施設で、子育て支援員研修修了者の場合は研修の受講状況を記載いただくようにした。また、5人以下施設でも、全員保育士の場合もあり、その場合は「全員の資格者のため、記載なし」と記入いただくようにした。
		5人以下の場合、子育て支援員研修修了者等であれば無資格者でも保育従事者として開設が可能なため、研修の受講状況の記載を求めている。	
5	保護者が勤務しているフロアの一角での保育(母子分離が明確ではない) など。	自治体の部署内で確認	都度ケースに応じて判断。
		右記のとおり。	
6	個人が行っている居宅訪問型保育事業について、住民票住所地は当市であるが、居住地が市外となっている場合は、どちらの市に届出を行うのか。	こども家庭庁に問合せ	住民票記載の自治体であるため、届出を受理し指導監督を行う。
		届出先となる自治体は住民票記載の自治体である。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
7	ベビーシッターの開業相談に来る保育士の中に、「ベビーシッター事業者に登録するため、自治体への登録が不要である」と報告があり、市への届出を行わないベビーシッターがいる。他の会社と本事業者の違いが判らず、登録が必要ではないかと考えていた。今回開業したベビーシッターが本事業者に登録した上で、本市にて活動しているため、こども家庭庁に確認し、届出が必要であると判断した。事業者本部の担当者に居宅訪問型保育事業として届出を依頼したが、連絡が取れなくなってしまった。	こども家庭庁に問合せ、他自治体に問合せ こども家庭庁から「届出は各自治体へ提出が必要である」と連絡があり、会社にその旨伝えた。会社からこども家庭庁に問合せをするということであったが、その後、会社から連絡が来ていない。	届出が必要であると考えている。今後の対応を検討したい。
8	届出対象外施設へどこまで書類の提出を求めるべきか。特に店舗内保育施設への対応は自治体によりまちまちのため判断に迷う。	自治体の部署内で確認 設立するのにあたり、相談に来た施設には届出を求める。	設置する施設が届出対象外施設に該当したとしても、把握のため設置届の提出をしてほしいことを相談に来た事業者には伝え、提出を依頼する。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
9	<p>総則4(2)認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導について</p> <p>事前の問合せ等がなく、マッチングサイト(外国籍シッター登録事業者)より設置届等関係書類が郵送で届いた。</p> <p>届出内容に不備・不足が多く、受理できる内容ではなかった。</p>	<p>自治体の部署内で確認、その他</p> <p>(登録マッチングサイトへ問い合わせ、担当部署内で協議)</p>	<p>不備内容での受理はできないことから「届出不受理」とし、本人へ届出書類を返却。後日、サイト側から問合せがあったが、「外国人」という理由で基準を遵守しない届出及び運営を認めることはできない旨を示した。</p>
	<p>マッチングサイト側が届出書類を作成し、シッター居住の自治体へ送付している状況を確認。シッター本人へ確認の架電をするも不通。サイト側へ現状を説明するも「シッターが外国人であるから」という理由で訂正対応に難色を示した。また、基準等の遵守についても同様の理由により不可能であるとの回答があった。</p>		
10	<p>(4)市区町村に対する届出事項の通知</p> <p>本市では、「定員」について変更届を求めています。定員の内訳についても、変更届が必要かどうか検討しています。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>回答待ちになります。</p>	—

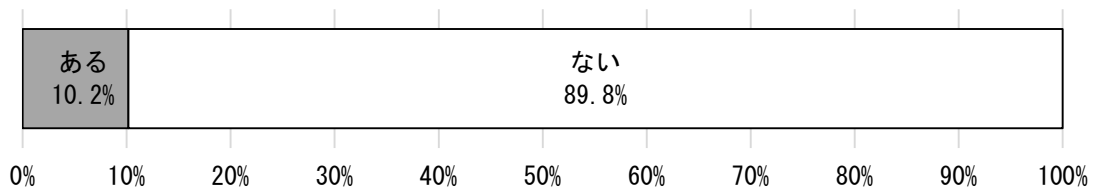


(3) 「第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1) 立入調査の対象」

ア 問 22 「① 通常の立入調査の対象」について

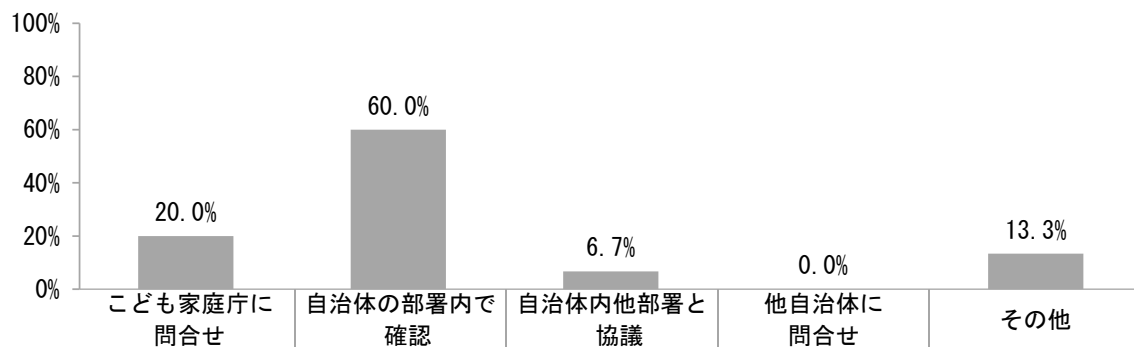
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「① 通常の立入調査の対象」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は10.2%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く60.0%、次いで「子ども家庭庁に問合せ」が20.0%であった。他方、「他自治体に問合せ」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	80歳超の方が主に保育を行っている個人運営保育施設について、適宜指導を行いながら基準は満たしているが、当人は施設閉鎖、後継者への譲渡等は全く考えていない。預かり人数も少なく、1人体制の時間帯もあるが、体力も低下しており、かつ年齢的に急な体調不良等も想定され、保育の安全性が懸念される。	自治体の部署内で確認 現在、体制の見直し、施設閉鎖を視野に入れた働きかけを実施中であるが、現時点において強制力はないため、難航している。	—
2	外国籍でマッチングサイト事業者経由でしかコミュニケーションが取れない状況にある場合の立ち入り検査。	自治体の部署内で確認 —	マッチングサイト事業者経由で書面検査を実施することにした。
3	居宅訪問型保育事業の立ち入り調査の方法や具体的な内容について不明な点があった。	自治体の部署内で確認 居宅訪問型事業であり、決まった保育室等はないが立ち入り調査を行う。	基本的には事業者のお宅を訪問して面談したり、必要書類を確認する。都合がつかなければ必要書類を役所に持参してもらい面談を行う。
4	イベント実施に伴う一時的な保育が届出の対象となるのか。また届出対象外であるが、指導監督の対象とあり、事前に事業者はどう指導すべきなのか。	自治体の部署内で確認 記載のとおり届出の対象外と判断。 認可外保育施設の指導監督の指針の配置基準等に準じて配置すること。	左記のとおり。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
5	ベビーシッターに対する集団指導に関して、毎年行う必要があることで、同じ内容を繰り返すこととなり、ベビーシッターの経験年数によっては負担が生じている、または形骸化する恐れがあることに悩む。また、指導においても、特に、「定期的な、実技を含む救命講習の受講」、「安全計画の作成の必要性」、「掲示内容の周知の必要性」、「保育従事者の健康診断の必要性」などを伝えるにあたり、保育従事者が理解しやすい理由を作成するのに苦慮している。	自治体の部署内で確認	現在、整理中である。
		現在、整理中である。	
6	新型コロナウイルス感染症の影響による立入調査の実施方法等について。	その他 (厚生労働省発行「認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる？」を参考にした)	書面調査へ切り替えた。
		各自治体さまざまな工夫をしていた。	
7	留意事項 15 の前付近で、「また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。」とあるが、できる限りとはどの程度を求められているのか判断に迷う。	—	来年度以降、届出対象外施設で現在立入調査を実施している幼稚園型認定こども園(保育機能部分)に関して、認可外保育施設としての立入調査を今後実施していくかどうか検討中。
		確認等を行っていない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
8	令和2年度より、居宅訪問型事業者に対して年1回以上の集団指導を実施することとされた。本市では、居宅訪問型事業者については300程度の届出がされており、集団指導については複数回の実施が必要となる。国の制度及び予算に関する提案・要望で毎年要望として挙げているが、集団指導の具体的内容（研修内容、日程、委託方法等）については、未だ提示されていない。	その他（国に要望済み） —	現状では、集団指導の具体的内容については、明確な内容を示されていないため、一義的に自治体判断で年に複数回実地を含めた集団指導研修を実施している。
9	施設職員からの内部通報が本市に来るが、立入調査では明らかにできず、改善につながっていない。施設長が不適切保育をしていることが疑われるが、確認しても明らかにならない。通常の立入調査時も書類や環境を整えて臨むため、指導事項は少ない。どこまで踏み込んで調査ができるか、内部通報だけで判断できるか判断が難しい。	自治体の部署内で確認 立入調査を実施して明らかにになったことについて指導をしていく。	明らかになったことは文書で指導を行うが、明らかになっていないことについては、口頭で注意をするように伝えた。
10	居宅訪問型の認可外保育施設については、実際に保育を提供する場所に立入調査を行うことができないため、立入調査の実施場所をいずれにするべきか判断に迷った。	自治体内他部署と協議 事業者に、立入調査の実施場所について事業者の自宅か庁舎内か選択させることを可とする。	確認結果のとおり判断した。

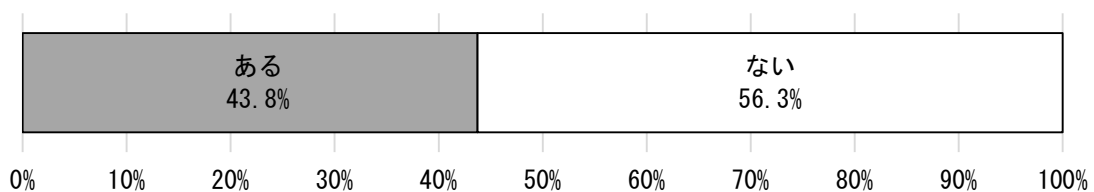
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
11	届出対象外施設への立入調査の実施の方法。	自治体の部署内で確認 届出対象外施設について、本市においては現在管理ができていない。	現状では立入の実施はできない。届出対象外施設としての届出、管理・把握をどのように実施するかが課題。
12	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(居宅訪問事業/個人)に対しては、保育従事者を一定の場所に集めて集団指導を実施、認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の発行に当たっては別途個別面談を実施して立入調査としていたが、令和6年度の集団指導については、HP等に資料掲載という新たな方法で実施したいと考えた。	こども家庭庁に問合せ 立入調査に代わるものとして一定の場所に集めて集団指導を行うことが望ましいが、実際にeラーニングの方式をとっている自治体もあり、自治体の考える方法を妨げるものではない。また証明書の発行を希望する者には別途個別面談をすることとしている。とお伝えしたところ、証明書発行者とは面談を行うのであればよいのではないかと。それを妨げるものではない。と回答いただいた。	令和6年度の集団指導についてはHPに資料掲載方式で実施、その後証明書の発行希望者は個別面談を実施している。
13	ベビーシッターについては、立入調査に代えて集団指導を年1回以上おこなうこと、とあるが集団指導に参加できなかった者の扱いをどうするのか。また、集団指導をおこなっただけでは、指導監督基準適合の有無を判断できない。	自治体の部署内で確認 集団指導に代えて、書面監査と窓口での面談を実施することとした。	集団指導に代えて、書面監査と窓口での面談を実施することとした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
14	届出対象外施設については、年に1回以上立入調査を行うことを原則とすること。(中略)また、届出対象外施設についてもできるだけ立入調査を行うように努力をすること。と記載されているが、認定子ども園第3条第3項に規定する連携施設(幼稚園型認定こども園)に対する県による定期的な施設監査が行われていない状況の中、保育機能施設の届出対象外施設の立入調査も年に1回以上行うのか。	自治体の部署内で確認 自治体において定めている認可外保育施設指導監督事務処理要領に基づいて対応する。	2年に1回立入調査を実施する。

イ 問 25「第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1)立入調査の対象」に関し、特に認可外の居宅訪問型保育事業について、廃止届が出ていないにも関わらず所在がわからなくなってしまい、立入調査実施や運営状況報告の提出を求められない施設について

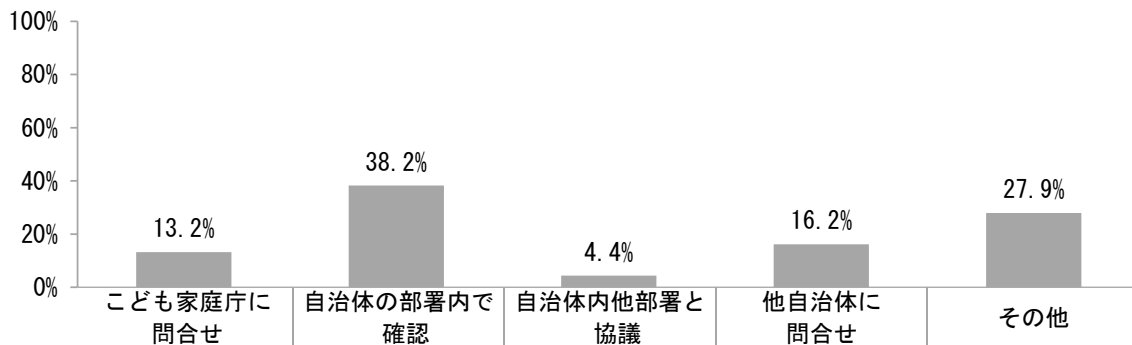
(ア) 確認が必要になった事例の有無

認可外の居宅訪問型保育事業について、廃止届が出ていないにも関わらず所在がわからなくなってしまい、立入調査実施や運営状況報告の提出を求められない事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は43.8%と、調査項目中最も高い割合であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く38.2%、次いで「その他」が27.9%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体は4.4%と少なかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	電話やメールにおいてもなかなか連絡が取れず、立入調査や各種書類の提出も滞っているため、自宅へ訪問した。(この事例以外にも全く連絡が取れないケースも多く苦慮している)	こども家庭庁に問合せ 自宅へ訪問し、少し話げできた。	再度電話及びメール等で事業継続の有無について確認し、その上で立入調査を実施することとした。
2	確認が現在もできず、実態がわからない施設が存在している。	－ －	－
3	認可外の居宅訪問型保育事業者で、電話・メールが通じず、運営状況がわからない状態にあり、このような場合廃止扱いとしてよいか判断ができなかった。	その他 (マッチングサイトの運営者に確認) マッチングサイト上で活動していないことは確認できたが、サイト外での活動の有無まで確認できなかった。	現状、廃止扱いせず、そのままの状態となっている。
4	メール、電話で連絡するも繋がらなかったため、登録住所に書類郵送を実施。	自治体の部署内で確認 メール、電話、郵送を実施し、市内での運営実態がないものと判断を行った。	廃止施設と同様の取扱いとした。
5	ベビーシッターの認可外保育施設調書の提出や調査等を依頼しても、回答がない。	その他(電話、メール、手紙でご本人に連絡) 応答がない。	引き続き、定期的に連絡を市、廃止届の提出等の確認を行っていきたい。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
6	居宅訪問型保育事業を実施している者に対し、状況を確認したところ連絡がとれず、当人の雇い主である事業所に問い合わせたが、事業所自体も当人と連絡がとれない状態であった。	自治体の部署内で確認	休止状態と判断した。
		2021年頃より、事業所は当人と連絡がとれなくなったため、その時点で当人のアカウントを停止したことを確認した。	
7	個人の居宅訪問型保育事業者が音信不通であり、登録アプリ事業者も所在を確認できていない状況の場合、廃止届は提出されていないが、廃止扱いとしてよいか。	他自治体に問合せ	廃止届が出ていない以上廃止にはせず、上記のように施設数としてカウントしないという対応方針をとることにした。
		登録アプリ事業者が所在を確認できず、住基上でも確認できなくなった時点で「休止消滅」扱いとし、県の現況調査や市の認可外保育施設一覧には掲載しないという対応をとっているとのこと。	
8	転出により当市の設置届出対象ではなくなっているため、職権で廃止とすることができないか検討した。	自治体の部署内で確認	そのままの状態になっている。
		職権での廃止というものはない。	
9	個人の居宅訪問型保育事業者に、電話、書面の郵送及び自宅への訪問により認可外保育施設に係る調査への協力をお願いするが、一向に連絡を頂けず、同事業を現在も実施しているのか、又は既に廃業しているのか一向にわからず、現状のまま何もしないでよいのか判断に迷った。	その他 (課内で協議した。)	市民でもあり、理解を得られるよう根気よく、書面のみならず訪問を試みるよう努めている。
		Q&A集に従い、罰則等もあり得ることを書面により通知した。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
10	連絡が取れないため、そもそも事業をしているのかもわからない。	自治体の部署内で確認 確認はしてはいないが、今後事業者の住所を訪れ、事業の実施の有無を確認するなどを検討。	—
11	所在不明(連絡が取れなくなった)となった施設(居宅訪問型保育事業)の、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」上での取扱いについて、運営中、休止中または廃止のどの状態にすべきか、判断に迷ったもの。	自治体の部署内で確認 部署内で検討し、運営の実態がないこと、廃止届の提出がないこと、連絡が全く取れないこと等を踏まえ、「ここdeサーチ」上では「休止中」として取り扱うこととした。	部署内で検討し、運営の実態がないこと、廃止届の提出がないこと、連絡が全く取れないこと等を踏まえ、「ここdeサーチ」上では「休止中」として取り扱うこととした。
12	運営の実態があるか否か。	他自治体に問合せ 連絡が取れない居宅訪問(個人で運営のベビーシッター)保育者について、市役所担当課で現地確認を行った。	運営状況報告を徴収することを取りやめた。
13	過去に同様事例があった。立ち入り調査ができず、自宅へ訪問するなどの対応を行った。	自治体の部署内で確認 連絡が取れるまでコンタクトをとり続けること。	連絡が取れるまでコンタクトをとり続けること。
14	設置届を提出して以来、一度も連絡がとれないので指導ができない。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認 このまま指導に従わなければ、勧告・公表の処分となると考えられるが、当面の間は連絡がとれるよう試みる。	連絡がとれるよう試みる。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
15	連絡が取れない状態となり、事業を続けているのかも確認ができない。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ（所在市町村）	市町村、県担当者から連絡を入れ、封書等でも確認が取れない場合自治体の判断により、事実上廃止とする。
		市町村、県担当者から連絡を入れ、封書等でも確認が取れない場合、事実上廃止とする。	
16	個人のベビーシッターで1年以上電話・メール・郵送いずれの手段でも連絡のとれていないケースが1件ある。 民間のベビーシッター登録サイトには情報が載ったままであり、転居や廃業したのかどうか判断に迷っている。	その他 （一度自宅を訪問した）	再度連絡を行うなど、定期的に確認を行っている。
		自宅を訪問したが、不在で、転居したかどうかの確認はとれなかった。	
17	廃止届は出ていないが、住所も変わり音信不通のため、事業廃止として扱えないか。	こども家庭庁に問合せ	認可外保育施設として公表する中には掲載しないこととして対応。
		廃止届が出ていない以上、事業廃止とすることはできない。	
18	令和5年度に居宅訪問型の保育事業者を対象に集団指導のため通知を行った際、何度も電話やメールにより連絡を取ろうとしましたが、所在がわからない事業者があり、今後の対応を考えあぐねている状況です。	その他 （確認ができていない状況です。）	—
		問26のとおり、確認ができていない状況です。この調査結果で実例を拝見できたら幸いです。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
19	事業の廃止届の提出もなく、事業者が音信不通となり、立入調査実施や運営状況報告の提出を求めることができなくなったが、有効な解決の手立てが見つからなかった。	自治体の部署内で確認 —	このまま立入調査実施や運営状況報告の提出に応じない場合、児童福祉法第 62 条に基づく罰則がある旨を記載した書面を事業者宛に郵送したところ、事業者より廃止届の提出があった。
20	認可外の居宅訪問型保育事業を個人でされている方について、連絡がつかず、運営状況報告の未提出が続いた。	自治体の部署内で確認 確認できないなら、廃止届の提出を促す。	メールで廃止届の提出を依頼し、提出された。
21	活動実態がないベビーシッターに対して、活動していないのであれば廃止届を提出するよう促すメールを何度か送付しているが、回答が得られない。このような場合に認可外保育施設の一覧から削除してもよいか判断に迷っている。	自治体の部署内で確認、その他（まだ部署内で検討中。） —	—
22	事例としてはあるものの、現在も連絡がつかないか試みているところであるため、現時点では確認は行っていない。	— —	—
23	「ここ de サーチ」上で公表を継続するのか、調査は施設数に計上するのか。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認 「ここ de サーチ」は公表取消の処理、調査は施設数に計上。	「ここ de サーチ」は公表取消の処理、調査は施設数に計上。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
24	所在がわからないため、実情を把握できない。	その他（一）	－
		－	
25	ベビーシッターと連絡（電話、メール）がとれず、活動状況が不明であったり、運営状況報告が出てこなかったりする事例が今年度発生し、どのように対応すべきか判断に迷った。	自治体の部署内で確認	結果的には返信用封筒にて廃止届出を出してもらうことができたが、所在が分からない方への対応方法について具体例があればご教示いただきたい。
		住所を把握していたため、お宅へ文書を発送して活動状況の確認を取ることとした。	
26	運営状況報告書の提出を求めたが、提出がなかった。何度か電話での問合せを行ったが、折り返しの連絡がなかった。	他自治体に問合せ	今後も市と連携して定期的に連絡を行うようにする。
		市からも何度か問合せを行ってもらったが、折り返しの連絡等はなかった。	
27	①居宅訪問型は、個人携帯電話が連絡先である場合に、返信がないことが多く苦慮している。 ②休止中の施設が所在地不明で連絡がつかなくなり、廃止届の提出を依頼できない場合の対応。 ③施設で休止期間が5年以上と長いケースがある。休止から廃止を勧めたいが、休止から廃止に至る目安がないため、休止の意向がある場合はそれ以上に廃止を強くは勧められない。	自治体の部署内で確認	メール、電話が閉鎖されていなければ返信はなくとも定期的に連絡を入れ、連絡がつかない場合は直接訪問することもある。休止届出の際に具体的な再開の見通しがない場合には一旦廃止も検討するよう提案している。
		現在の基準の中では、廃止届が提出されない以上、自治体として行えることはない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
28	書類の提出依頼に反応がないベビーシッターについて、職権廃止をしてよいか判断に迷う。	自治体の部署内で確認	再度書類の提出依頼をし、それに対しても反応がない場合、現地訪問し居住実態の確認がとれなければ職権廃止とする。
		再度書類の提出依頼をし、それに対しても反応がない場合、現地訪問し居住実態の確認がとれなければ職権廃止とする。	
29	届出情報から他市へ転出や市内転居した場合、現地調査で判断することは可能だが、担当課の権限では転出先などの居住情報を確認する手段がないと考える。	自治体の部署内で確認	現在の対応としては、届出情報を基に、メールによる確認、住所先への確認文を送付、電話での確認を、複数回実施及び記録し、一定の状況に達したら、市民への混乱を防ぐ目的にて公表する一覧は除外しているに留まる。
		現在の対応としては、届出情報を基に、メールによる確認、住所先への確認文を送付、電話での確認を、複数回実施及び記録し、一定の状況に達したら、市民への混乱を防ぐ目的にて公表する一覧は除外しているに留まる。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
30	所在がわからないため、郵送等による文書の送付ができないため、該当する施設に対し指導ができない。また、届出の際に記載のある電話番号やメールアドレス宛てに連絡をしても反応がない場合、連絡先変更の可能性も考えられるため、受け取ったかの判断もできない。	<p>その他 (認可外保育施設への指導監督に対するQ&amp;A集)</p> <p>運営状況報告がなく、文書による督促をしても提出されない場合、文書により期限を付して改めて報告を求めるほか、運営状況報告を児童福祉法 59 条に基づく報告徴収の一環として実施している場合には、児童福祉法 62 条②第 6 号に基づく罰則が適用されることも含めて粘り強く指導することとされていた。</p>	届出されている連絡先宛てに定期的に届出の提出に関する内容を含んだ通知を出し、廃止届の提出を求めている。
31	連絡が取れない。	<p>その他 (半年に 1 回メールして返答を待つ。)</p> <p>連絡を取ることができるようになることが多い。</p>	廃止届の提出を促す。
32	電話やメールを何度もしても連絡がなく、運営状況報告書の提出を求めることや立入調査の日程調整ができない。	<p>その他 (課内で対応を検討)</p> <p>運営中で連絡が取れない事業所は 2 施設、休止中に連絡が取れない事業所が複数件あり。 (居宅訪問型保育事業)</p>	<p>休止でも廃止でもない事業所のため、リストに掲載している。</p> <p>⇒国主導で、全く連絡が取れず一定期間が経った場合に廃止できるようにしてほしい。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
33	立入調査の実施及び運営状況報告の提出に通知を発送しても、回答がなく、連絡もとれない。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認、自治体内他部署と協議、他自治体に問合せ	廃止届未提出であり、立入調査の対象施設であることから、定期的に連絡をし続けている。
		該当施設について、国外に転居した可能性があることが分かった。	
34	—	その他 (課内で対応を検討)	居宅訪問型については、通知等は引き続き送付し続け、令和4年度には個人事業者への訪問、連絡文の投函も実施した。施設型については、立入調査の実施通知を送付し、現地に職員が出向いて、事業を実施していない状況を目視確認し、連絡文の投函を実施している。
		—	
35	廃止届が出ていないが所在がわからなくなっている居宅訪問型保育事業者がある。運営状況報告の提出を郵送やメール、電話で行うが反応がない。	自治体の部署内で確認事例の共有を行った。	電話番号、メールアドレスは変更していないようなので、引き続き廃止届の提出を求める。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
36	郵送しても宛先不明、メールは返信なし、電話も不通の登録者の取扱いに困った。	他自治体に問合せ	回答どおり、「ここ de サーチ」及び市で公表しているリストからは削除するが照会等の数には含めている。
		問合せ先自治体からこども家庭庁に問合せした結果、「ここ de サーチ」や自治体で公開しているリストからは削除するが、照会等の対象には含めることと回答があったと情報共有いただいた。	
37	廃止の届出がされない所在不明者の取扱い。	自治体の部署内で確認、自治体内他部署と協議、他自治体に問合せ、その他 (担当部署内協議)	職権消除者シッターについて、不明者として届出消滅(廃止)とする取扱いについて厚労省へ確認。問題ないとの回答を受け、消滅者(事実上の廃止であるが、本人届出不能であることから休止消滅者扱い)と判断し処理。
		外国籍シッター(留学生)で、廃止の届出なく自国へ帰国、または市外転居等による所在不明。登録マッチングサイトへ確認するも、状況把握がされていなかったため不明。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
38	電話連絡や、催促通知の郵送をしているが、コンタクトをとることができないため、書類の提出の催促や廃止届の提出を求めることができず、籍だけ残ってしまっている。	他自治体に問合せ 問合せ先自治体では、事業所の数が多くなく、全員と連絡がとれているとのこと。	定期的に電話連絡を続けている。
39	その他認可外施設として1施設、居宅訪問型（個人）として10事業者（全29事業者中）。	その他（未確認） —	現状、国からの通知もないため、開設事業者と同様に事務を行う。（毎年度、郵送不着等を確認し指導監督実施不可と整理）
40	必要な届出（廃止届や内容変更届）が提出されていないため、現在の所在がわからず、通知（郵送）ができない事象があった。その後は、当該事業者へ通知（郵送）していない。また、当該判断について確認は行っていない。	— —	—
41	当市に設置届を提出している居宅訪問型保育事業者の中で、設置者の転居により郵送物が届かなくなっている施設及び、連絡しても応答のない施設がある。当該施設のうち数施設は、各種マッチングサイトへの掲載も確認できない状況である。	自治体の部署内で確認 メールは届いているようなので、引き続き連絡を取り、必要に応じて廃止届等の提出を行うよう促す。	連絡を取り、必要に応じて廃止届等の提出を行うよう促す。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
42	設置届を提出後、居所不明者や音信不通の者が多数いる。そのため、当該者については立入調査や運営状況報告は実施できていない。	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>「令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究 アンケート調査」において、以下の質問をしたが、現時点で特に回答なしと思われる。</p> <p>⇒個人ベビーシッターの届出を受けている事業者のうち、居所不明又は音信不通の者が数名いる。当該者については、転居や事業の活動休止等しているにも関わらず、変更又は休止・廃止の届出をしていないことが考えられるが、当該者について、期限を定めて通知する又は現地確認等で居所不明が確定した場合において、住民基本台帳法（令・規則含む）と同様に職権消除の手続を行って可能か。</p>	未対応。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
43	(所在がわからなくなったわけではなかったが)再三の催促にも関わらず、運営状況報告書の提出がなく、電話やメールへの返信もないので、立入調査ができなかった。	その他 (繰り返しの電話やメールでの連絡・自宅訪問・ベビーシッター登録のサイトへの問合せ)	廃止届を受理した。
		何の連絡もないまま、廃止届が郵送されてきた。	
44	ベビーシッターに連絡を取ろうとしても繋がらず取れないため、活動しているかどうかもわからず、休止届や廃止届を提出してもらうべきか迷うことがあった。	自治体の部署内で確認 ベビーシッターとコンタクトが取れるよう定期的に連絡を試みることにした。	ベビーシッターと連絡が取れるまでは、所在がわからなくても活動中であると捉えることとした。
45	県外に転居し、本市内で運営実態がないことは確認しているが、本人と数年間連絡が取れない状況であり、廃止届が出てきていない状況である。	自治体の部署内で確認 本市内で運営実態がないため、運営状況報告書の提出は求めている。また、立ち入り調査も実施していない。	連絡が取れないため、対応のしようがない。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
46	簡易書留で文書を送付するも宛所不明で返ってきた事例がある。	その他 (対応方法を模索中。)	転居されているとともに、連絡手段がないため、廃止届の提出を求むる事ができず、対応に苦慮している。
		マッチングサイトに問い合わせるも、強制退会させられている事実が判明した事から、居宅訪問型保育事業を継続していない可能性が高い事が判明した。また、郵便物も宛所不明で返ってきた事から、市外に転居した可能性が高い事が判明した。	
47	設置届記載の住所からは転居していることを訪問にて確認した。電話はつながるが出してくれない。ベビーシッターとして活動しているかは不明である。	— —	このような状況下で自治体判断で廃止としてよいかどうか、結論には至っていない。
48	所在がわからなくなったわけではないが、日本語が通じない外国人ベビーシッターについて、返事がいつもないため対応に苦慮する。所属しているマッチング本部に協力を願うが、レスポンスが悪く、対応が遅れてしまう。	その他（特になし） 特にどこかに確認はしていない。	外国人ベビーシッターの監督指導について今後も引き続き困るため、対応を考えたい。
49	運営状況報告が未提出。	自治体の部署内で確認 経過観察。	HPもあるため現時点では廃業ではないと判断。再三依頼はしている。今年度は様子を見ることとした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
50	休止又は廃止届がないため今後届出等の管理をいつまで行うか判断に迷っている。	他自治体に問合せ	設置者と連絡が取れたため実際に事例は発生しなかったが、今後、同様の事例があった場合は同様の取扱いを検討する。
		文書等による設置者への連絡を試みた上で所在不明となった場合、内部決裁をとり事実上の「休止・廃止」の取扱いをする。	
51	廃止届や休止届の提出がない、かつ連絡（電話、メール）がとれなくなり、所在不明のままとなっている。廃止・休止届の提出がないため、施設一覧等から削除することもできず取扱いに困っている。	その他（未確認）	連絡がとれた場合は、実態を確認するが、どうしても連絡がとれない施設は一覧等に掲載されたままとなっている。
		電話やメール等で定期的に連絡し、実態把握に努める。	
52	運営をしていないことは明らかだが、メールや電話に反応がない施設や、郵便物が届かず電話もつながらない施設（居宅訪問型保育施設）がある。	その他 （登録先事業者へ確認）	これ以上対応方法がなく、連絡が来るのを待っている。
		事業者登録手続途中で連絡が取れなくなったとのことであった。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
53	<p>①改善指導（勧告）をするにあたり、必ず事前に立入調査をする必要があるか。</p> <p>②立入調査が必須である場合、居宅訪問型保育事業者から運営状況報告書の提出がないことについて改善指導をするのであれば「本事業者の住所地に出向き、事業者に直接会った上で運営状況報告書の提出を口頭で求める」ことで立入調査とすることができるか。</p> <p>③また本事業者の住所地に向いても、事業者に会えない場合、居留守や立入拒否などで立入調査が不調に終わることも考えられますが、その場合はどのように対処すればよいか。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>①改善指導・勧告については、指導監督の指針第3-1に記載のあるとおり</p> <p>「立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告～（以下略）」とあるとおり認可外保育施設指導監督基準上は立入調査を実施した上で行うものとなります。</p> <p>一方で児童福祉法上はお書きになられているとおり、「児童の福祉のため必要があると認められるとき」立入なしに改善勧告は行うことが可能ですが指針内の第5（2）緊急時の改善勧告に記載のような事由がある際となるかどうかと存じます。</p> <p>当該施設がそのような状況なのかどうかをご確認の上、ご検討ください。</p> <p>②指針内留意事項17に記載のとおり、可能かと存じます。</p>	<p>立入調査に係る通知に対して返答がない施設に対して、繰り返し返答を求める旨の連絡を行った。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
		③繰り返し連絡しても忌避をするという状況なのであれば特別調査の実施を検討いただきその実施も難しい場合においては、留意事項17にあるとおり児童福祉法第61条の5、第62条7項の適用をご検討いただくことも可能かと存じます。	
54	書類審査(立入調査)について、通知を発しているが返答がないが、マッチングサイトを確認するとシッター業務を行っている実態がある。	自治体の部署内で確認 引き続き、連絡をとることを試みることにしました。	引き続き、連絡をとることを試みることにしました。
55	家賃滞納などの裁判になっており現在登録されている住所は賃貸契約を解除されて空き家になっている。設置者及び事業管理者とも連絡がとれない状態となる(海外にいる様子)	自治体の部署内で確認 区の認可外保育施設の中に名称を残しているが、問合せがあれば現状を説明して対応している。	現在も裁判が進行中であり、また、連絡も現在とれない状態のため、判断はできていません。
56	認可外居宅訪問型保育事業者に対し、集団指導の実施通知を郵送したが、既に転居していて返送される。	その他 (確認はしていない) 確認はしていない。	通知不達者数として集計し、HP上に公表している。

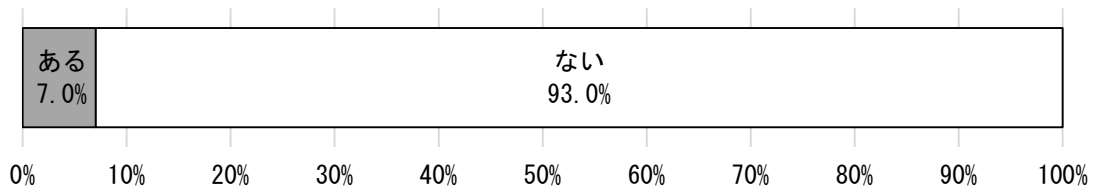


No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
57	<p>問 25 のような事業者に対して、どのように対応していくか。</p> <p>連絡がつかない事業者のうち、国の基準を満たす旨の証明書が発行済みであり、確認申請も済んでいる事業者に対しては、無償化の効力を取り消しとするのか。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ</p>	<p>連絡がつかない事業者の設置届に明記されている住所を訪ね、居住状況を確認した。</p> <p>今後は連絡がつかない事業者の住民票を取り寄せ、後追いすることを検討中。</p>
		<p>証明書の返還でなく、確認申請の取り消しを行うことができる。</p> <p>証明書の返還は困難であるため、区HPにおいて運営状況の確認ができない旨を公表する。</p>	

ウ 問 28 (留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い」について

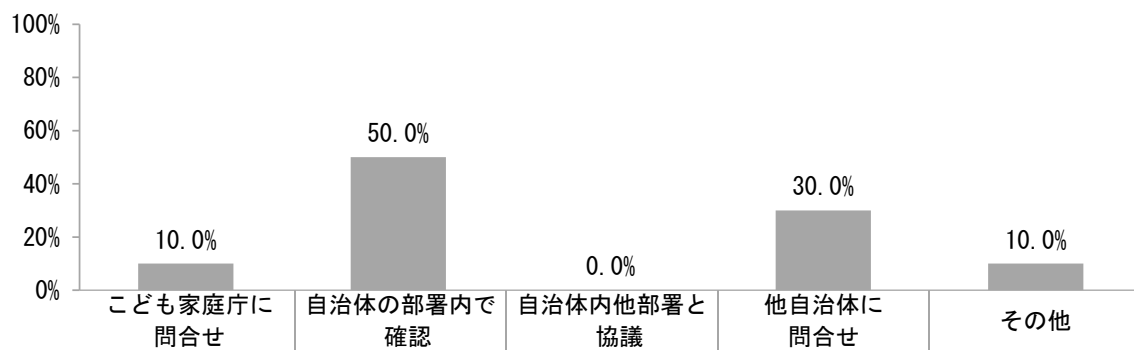
(ア) 確認が必要になった事例の有無

(留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は7.0%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く 50.0%、次いで「他自治体に問合せ」が 30.0%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	認可外保育施設が多数設置されている地域は、対象施設又は対象項目を絞り込んで立入調査を実施することは不適切ではないとされているが、多数設置されている地域の考え方について迷っている。	— 確認等を行えていない。	従来どおり、日程をやりくりして年に1回実施している状況であるが、近年の労働環境を踏まえると多数設置地域の前提ではなく指導監督権限がある自治体により柔軟に対応できるようにしてもよいと考えている。
2	「認可外保育施設が多数存在」とは、具体的にどのくらいの規模数をさしているのかが不明である。	こども家庭庁に問合せ、他自治体に問合せ 市の判断に任せるとの回答であった。	市内には、100施設程度の認可外保育施設があるが、全ての施設に立入調査を実施している。
3	ベビーホテルについて、必ず年1回以上の立入調査をすることとされているが、巡回支援指導員の訪問に代えることができなにか。	自治体の部署内で確認 巡回支援指導員の訪問ではなく職員による立入調査が必要。	職員による立入調査を行っているが、可能であれば優良なベビーホテルについては、巡回支援指導員の訪問に代えたい。
4	基準を満たしている施設に対して、どの程度調査項目を絞り込むか、また、立ち入りを隔年とできる優良施設の判断基準をどうするか。どの程度の資料提出を求めるかについて判断に迷った。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ 各自治体により指導監査内容の省略についての考えかたが異なるため、国、県の通知等から判断することとした。	調査項目の絞り込みは、国が定める指定指摘事項や県が定める重点調査事項から判断した。隔年実施の対象は、過去数年間の指導内容が良好であった施設を対象とした。

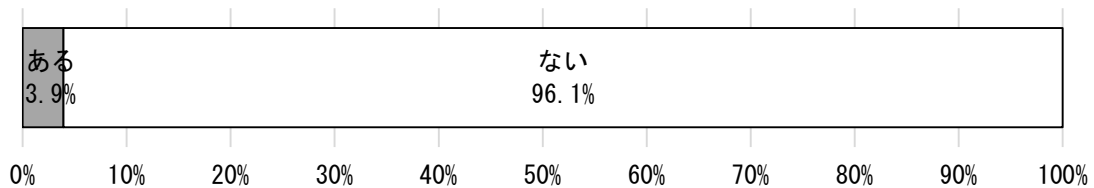
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
5	立入調査の頻度。	他自治体に問合せ	施設区分や前年度までの立入調査状況等を踏まえ、毎年実施する施設、概ね3年に1回実施する施設など種類分けを行った。ただし、立入調査を実施しない年度においては、保育士による巡回指導を実施することとしている。
		必ずしも毎年実施しておらず、施設区分や前年度の調査状況等を踏まえて判断している自治体があった。	
6	留意事項15の立入調査の隔年実施が不相当ではないとされる、相当の長期間経営されているの期間は具体的にどれくらいの期間か。	その他（前回のアンケート調査に記載）	判断していない。
		Q & Aには反映されなかった。	
7	「相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるもの」の判断基準が明示されていないので、立入調査を隔年とする等の取扱いが可能かの判断ができない。	自治体の部署内で確認	現時点では、全ての認可外施設についてこれまでと同様、毎年度立入調査を行うこととした。なお、今後さらに施設数が増える場合は、全施設を毎年度行うのは困難になることも見込まれるため、こども家庭庁には、上記の判断基準を明示してほしいことを、この調査回答をもって要望する。
		前述のとおり「相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるもの」の判断基準が明示されていないことから、市独自の判断で立入調査を隔年とする等の取扱いは難しい。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
8	具体的にどれくらいの施設数があれば「多数」となるのか。担当者が多数と認識すれば足りるのか。	自治体の部署内で確認	届出のある施設は、毎年立入調査を実施。
		届出のある施設は、毎年立入調査を実施。	
9	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会においても毎年度監査が行われているようだが、届出のあった自治体においても立入調査を行う必要性があるか疑問に思う。	自治体の部署内で確認	現在は毎年度1回立入調査を行っている。
		他施設と同様に毎年度1回は立入調査を行う。調査の結果に応じて、隔年での調査とするかどうかは要検討。	

エ 問 31「第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1)立入調査の対象」の中のその他の事項について

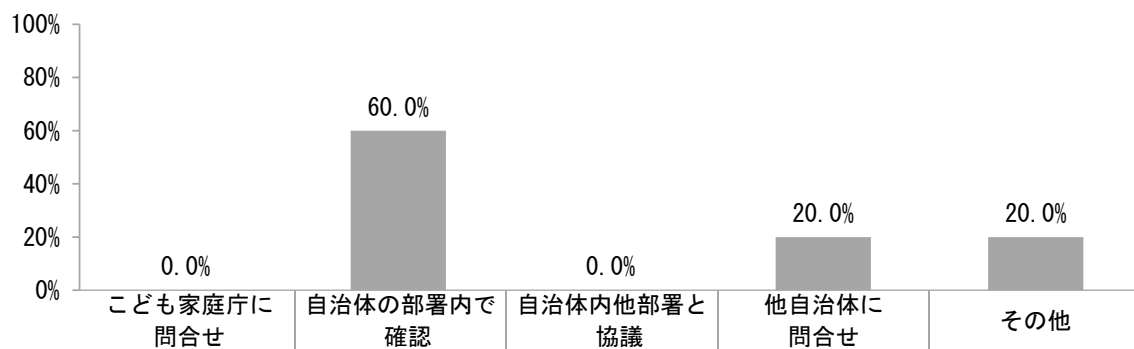
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1)立入調査の対象」の中のその他の事項に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は3.9%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く60.0%、次いで「他自治体に問合せ」、「その他」が20.0%であった。他方、「子ども家庭庁に問合せ」、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者若しくは管理者に対して行う集団指導の具体的な内容や方法。	自治体の部署内で確認	事前にチェックシートを記載してもらい、その内容について聞き取りを行った。
		対象事業者が1名のみだったため、市役所に来庁してもらい、面談という形で指導を行うこととした。	
2	(1)立入調査の対象 という点ではないが、「基準を満たしているにも関わらず、対象児童がいない、職員配置等今後も基準を満たして行けるか不安」などにより、施設が交付を希望されない場合、「基準を満たす証明書」の交付を施設側から拒むことは可能か。	その他 (今回の照会に係り、改めて整理したいです。)	施設の意向を尊重し、適時所在市町・府から意向に変化がないか確認。
		—	
3	出入り口が1箇所しかないので、非常口を新たに設けることが必要とされたが、建物の構造上、対応が困難なことから改善に時間を要した。	他自治体に問合せ	道路に面したガラス面の一部をドアに改修する工事を実施していただくことで、複数方向の避難を可能とした。
		同様の事例なし。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	<p>①届出対象となっていない幼稚園型認定こども園の併設保育機能施設は認可外保育施設としての立ち入り調査は必要か。また、当該施設に対する指導監督基準は認可外保育施設指導監督基準に沿って行うべきか、又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準に沿うのか、例えば職員の配置や施設設備などについては、どちらの指導基準を適用すべき等判断が迷う。</p> <p>②（留意事項17）の、（参照条文）法第61条の5及び第62条に関し、該当すると思われる施設があっても適用の仕方に迷う。（留意事項19）の問題を有すると考えられる施設に関し、それ以降に記載ある「第3 問題を有すると認められる場合の指導監督」にある改善勧告、事業停止命令又は施設閉鎖命令などに関しても適用の仕方に迷う。</p>	—	<p>①現在は、併設保育機能施設に限って1年に1回立入調査を実施。指導基準は3歳未満児を対象として必要な職員数及び保育室の面積を評価。（3歳以上は施設の面積基準が満たしていることが前提にあるため）</p> <p>②問題ある施設があっても、適用しづらいため、悪質な認可外保育施設が重大事故などを起こす前に排除までは図れない。重大事故が起ってからしか、排除できないと感じる。</p>
		確認等を行っていない。	
5	<p>ベビーホテルの定義について。また、照会回答において分類する時の区分けについて。希望があればいつでも20時以降の時間保育をしている、という園を常時運営しているとするのか。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>—</p>	<p>実施の可能性がある施設についてはベビーホテルとして区分している。</p>



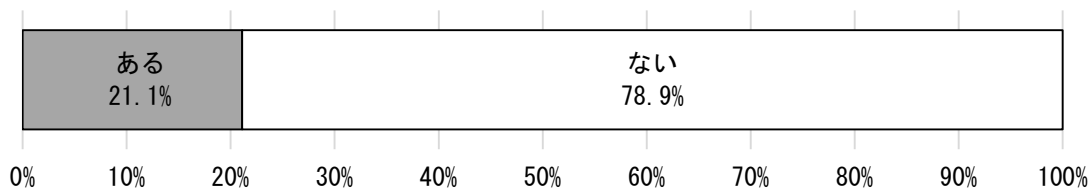
## Ⅱ 「認可外保育施設指導監督基準」

### (1) 「第1 保育に従事する者の数及び資格」

ア 問 34 基準内、「また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上 19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。」という記述について

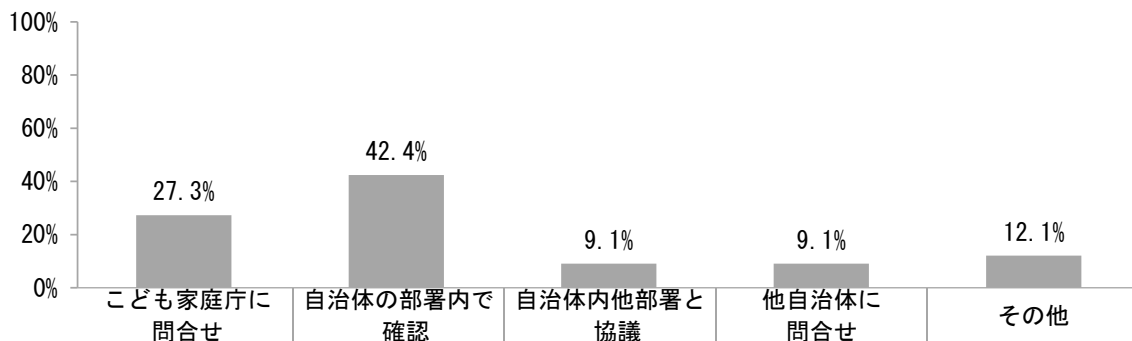
#### (ア) 確認が必要になった事例の有無

基準内、「また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上 19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。」という記述に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は21.1%であった。



#### (イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く42.4%、次いで「こども家庭庁に問合せ」が27.3%であった。他方、「自治体内他部署と協議」、「他自治体に問合せ」と回答した自治体は9.1%と少なかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間に有資格者等がい ない時間があっても良いの か。</li> <li>・預かっている乳幼児が1名 の際、無資格者1名で保育し ていて良いのか。</li> </ul>	自治体の部署内で確認 有資格者等が常時いる こと。ただし、一時的に 0名の時間帯があるこ とをもって即指導監督 基準違反とはならない。	乳幼児を保育している 時間帯は有資格者を配 置するよう指導した。 シフト表において、朝夕 や休憩時間も含め、保育 に従事する者の1/3以 上は有資格者を配置す るように指導した。
2	問34は「1日に保育する乳幼 児数が6人以上19人以下の施 設について」ではあるが、1日 に保育する乳幼児が5人以下 の施設において、乳幼児のきょ うだいなど小学生が土曜や長 期休みに施設を利用するケー スがある。乳幼児は1人だが小 学生が4人利用した場合の保 育従事者の配置人数の考え方。	自治体内他部署と協議 安全面を配慮して、保育 従事者を複数配置する ことを指導した。	保育従事者を複数配置 するよう指導。
3	具体的にどういった場合に1 人が認められるか例示してほ しい。	その他 (確認できていない) 確認はできておらず定 義づけできていない。	確認はできておらず定 義づけできていない。
4	「他の職員を配置」していると みなせるのはどのような場合 か。保育室のある建物とは別の 建物にいる職員も対象とでき るのか、判断に迷いました。	自治体の部署内で確認 -	緊急時等にすぐに対応 可能であるかにより判 断しました。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
5	1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設において、11時間を超える時間帯について、就学児童と就学前児童の各1名を混合で保育している場合に、保育従事者が複数配置されていることが必要か、判断に迷った。	自治体の部署内で確認	安全面の確保が困難であると判断される場合には、保育従事者の複数配置も必要であると、助言に留めた。
		就学児童が高学年であったことや保育担当者への保育内容等の聞き取りで、就学児童に対して、保育従事者による安全面への配慮は必要ないと判断した。	
6	他の職員を配置するなど安全面に配慮するというのは、他の職員が調理や事務等を行っている最中に何かあれば駆け付けることができる状態を指すのか、他の職員に関しても安全面の配慮のみに注力するべきなのか。	自治体の部署内で確認	保育従事者以外の職員が保育室全体を見渡せる状態にある等、現に保育している保育士以外に安全面に配慮することのできる職員がいる場合は配置基準違反(文書指摘)とは取り扱わないこととする。
		他の職員については「保育に従事する」との記載はないことから、単に完全に1名のみで保育を行っていないことが重要であり、必ず複数人で保育に従事する必要性が示されているわけではない。ただし、散歩や食事提供中等、事故の起きやすい時間帯については、必ず複数配置が必要である。	
7	保育士の休憩時間を確保するために保育士が1名体制になる時間帯がある。休憩は施設内でしている。	自治体の部署内で確認	人員確保が困難なため、左記の判断とする。
		必ず施設内で待機し、緊急時に対応できる体制を整えておく。(ベビーモニターも利用)	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
8	24 時間対応園の食事の提供について。	こども家庭庁に問合せ	隣の事業所から子供を見守る応援を依頼する等保育の安全性が保たれるような対応と、不審者対応や災害時の対応についてマニュアルの作成と訓練の実施を助言した。
		調理師をおくことは規定にないが、夜間1対1で対応している時間帯に保育従事者が調理する際には保育の安全性が保たれなくてはならない。	
9	「必要最小限」の取扱い。「他の職員」の取扱い（巡回中の警備員は含まれるのかなど）。	自治体の部署内で確認	「必要最小限」は基本、朝・夕に限る。「他の職員」を配置して保育できる人数は安全面を考慮して最大3人までなど、基本的な取扱いを内部で確認した。
		右記のとおり。	
10	保育従事者が2名の場合で、うち1名が休憩時等で保育から抜ける時間が発生する際の職員配置について。「保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とする」とはどの範囲のことをいうのか。	自治体の部署内で確認	保育から一時的に抜ける職員についても、常に施設内におり、有事の際に対応可能であることの口頭確認がとれればよいと判断。
		保育から一時的に抜ける職員についても、常に施設内におり、有事の際に対応可能であることの口頭確認がとれればよいと判断。	
11	「保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすること」については、必要最小限の時間帯の範囲が不明瞭である。また「他の職員を配置するなど安全面に配慮する」についても、具体の配慮が判然としない。	その他 (国に照会予定)	-
		-	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
12	定員20名以上の施設で乳幼児が1名しかいない場合に、この記述を適用し保育従事者1人となる時間を認められるか。	こども家庭庁に問合せ	指摘・指導した。
		認められない。	
13	職員2名の人員配置について、夜間に数時間ずつ休憩をとることにより職員1名になる時間帯がある。その場合、「必要最小限」とみなしてよいか。また、休憩中の職員がすぐ駆け付けられる状況にある場合は、「安全面に配慮している」としてよいか。なお、施設は職員確保に苦慮している。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認、自治体内他部署と協議	上記の場合以外は、保育従事者の複数配置が必要であり、適正な人員配置に努めるよう口頭指摘。
		基準に記載のとおり判断とし、夜間の休憩時間に保育従事者が1名となることは必要最小限とみなし、保育従事者や他職員が駆け付けられる状況なら「安全面に配慮している」とした。	
14	一時預かり施設は預かり児童の数に変動があるため、預かり児童が1人になったときに、保育従事者が1人で対応してもよいかという問合せへの対応。	こども家庭庁に問合せ	複数配置が原則で、緊急時の対応から保育従事者の他に1人配置するように伝えた。
		保育従事者だけでなく、事務職員等で複数配置を原則とする。	
15	認可保育施設と認可外保育施設が併設の施設において、認可外の児童4名になる時間帯(閉所前30分)に資格を有していないものが1名で保育していることが確認された。	自治体の部署内で確認、自治体内他部署と協議	認可保育施設との状況を鑑み、適としました。
		併設の認可保育施設から応援が得られるのであれば適。	
16	兄弟児で2名の預かりの際、1人は未就学児、1人は小学生だった場合の配置について。	こども家庭庁に問合せ	施設へ複数配置が望ましいことを伝えた。
		小学生は指導監督基準の対象ではないが、複数配置が望ましい。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
17	必要最小限とはどの程度の時間か。	自治体の部署内で確認 —	突発的にその日1時間、等であれば、基本的な考え方と常態化はしないようにということを伝えている。
18	「保育従事者が1人となる時間帯を最小限にすることや」の「最小限」とはどれくらいの時間を想定しているのか。また、当該規定を常態的に適用している場合でも指導の対象にはならないのか。	自治体の部署内で確認 当該規定はやむを得ず職員の配置が不足する場合に限り緊急的な措置として適用されるものであり、最小限の基準を定義するのは困難だが、休憩中や朝夕の配置等に常態的に適用するのは適切でないと考え	常態的に規定を適用しており、聞取り等により安全面に配慮した対策を行っている認められない場合は文書指摘とした。
19	前段に「2人を下回ってはならない」とあるが、6人以上19人以下の施設であれば保育従事者が1人となる時間帯があっても問題ないかどうか。睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中以外であれば保育従事者が1人となることがあってもよいのか。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ、その他 (部署内での検討) 保育従事者が2人を下回る時間帯があった場合でも直ちに基準違反と判断せず、1人であった時間帯の幼児の人数や時間帯等を考慮して基準違反となるかを検討する。	保育従事者が2人を下回る時間帯があった場合でも直ちに基準違反と判断せず、1人であった時間帯の幼児の人数や時間帯等を考慮して基準違反となるかを検討する。また、判断後にこども家庭庁よりQ&Aが示され、該当事項があったので参考としました。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
20	朝夕の時間帯において、子ども1人になった場合にどのように考えるか。必要最小限・安全面に配慮というものが何を示すのかが不明瞭であり、安全性の判断に迷う状態である。	その他（未確認）	子どもの安心安全を最優先とし「できる」については適用しないものとし、常時2人以上の配置を求めている。
		—	
21	定員6人以上19人以下である施設が、標準保育時間終了後の延長保育時間帯における保育する乳幼児数が5人以下であった場合、当該例外を適用できるか否かの判断。	他自治体に問合せ	当該例外を適用した。
		1日の保育する乳幼児数の多寡に関わらず、定員で判断すること。	
22	①利用児童が何人の場合なら、保育士の一人体制を認めるか。 ②1人体制を認めるなら、どれくらいの時間を認めるか。	他自治体に問合せ	①について…利用児童は3人以下。ただし、0歳児は1人。 ②について…早朝・延長保育時のそれぞれ1時間ずつは認める。
		問合せ先自治体の回答…6人以上19人以下の施設の場合、必要最小限の時間においては、保育士1人を認める基準になっているが、県は2人を下回ってはいけなしとしている。国としては指摘でない配置でも、県は指摘にしている場合がある。これは県の考えであって、市は市で判断すればよい。	
23	病院内の保育施設の夜間において、保育室には保育従事者が1名しかいないものの、病院に他の職員が配置されており、応援体制が取れる場合の判断に迷った。	自治体の部署内で確認	保育従事者が1人になる時間帯を極力少なくする様、指導するとともに、他の職員との連携体制の抑えを行った。
		応援体制がとれる事から、指摘事項とはしていない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
24	1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下施設において、原則複数配置の例外規定を適用する要件の整理(どのような場面であれば例外適用となるか)について。	自治体の部署内で確認 認可外保育施設指導監督基準の考え方において、「6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。」と記載されていることから、当該記載の状況に応じたより具体的な場面等を検討し、例外適用となる要件を整理した。	以下を判断目安として、総合的に例外として許容するか判断することとした。  【判断目安】 ①複数配置されていない時間帯は必要最小限(30分以内を想定)となっているか？ ②睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の重大事故が発生しやすい時間帯に、複数配置ではない状況になっていないか？ ③同一建物内に職員がおり、問題が生じた場合に即座に応援してもらえる状況となっているか？ ④保育従事者が複数配置されていない時間帯の子ども的人数は3人(乳児は1人まで)以内か？ ⇒1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合、保育従事者1人で保育できるのは3人までであることとの均衡から。 なお、原則は複数配置であることから、1か月の大部分で複数配置でない時間帯が発生している場合は、上記の判断目安を満たしていたとしても例外規定を適用しない。



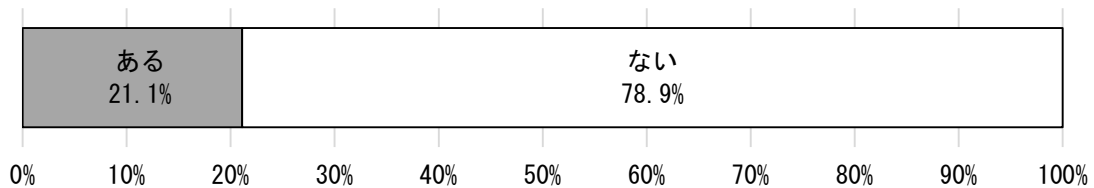
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
25	<p>「認可外保育施設への指導監督に対するQ&amp;A集 Q31」に「常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましいとありますが、これは最低基準でしょうか。」の回答として、「記載は望ましい水準を示したものであり、最低基準ではないことから、保育士又は看護師が0になる時間帯があることをもってただちに指導監督違反となるものではありません。」とある。</p> <p>「ただちに」とあることから、有資格者が不在の時間帯がある状態が恒常的にかつ断続して存在している場合は指摘事項となるのか。</p> <p>具体例として、主たる開所時間において有資格者が1名と複数の無資格(又は1名の無資格者)の保育従事者が配置されており、有資格者が施設内で労働基準法上、与えるべきとされている昼休憩をとる約1時間の間は無資格者のみの状態がほぼ毎日継続している場合は指摘事項となるのか。</p>	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>有資格者0の状態が一時的なものではなく恒常的なものとなっていないか(あくまで一時的であり複数日発生していない)を確認の上基準違反となっていないかどうか、各施設の実態に応じて個別適切に判断していただくものとなる。有資格者の数が必要となる保育従事者数の1/3以上いない時間が主たる開所時間内に有資格者が休憩を取ることにより連日恒常的に有資格者が0名となる状況が発生しているから見受けられるということから市町村において指摘しても問題ない。</p>	<p>こども家庭庁への問合せの結果を踏まえて、恒常的に有資格者0名が1時間とはいえ、ほぼ毎日しているため休憩時間も有資格者を配置するよう指導した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
26	「保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とする」とあるが、具体的にどの程度であれば適用できるのか不明である。	自治体の部署内で確認	安全面を考慮し、本市においては適用しない。
		必要最小限の定義が不明である。	
27	「複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1名となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することによりことにより、常時、2名以上の保育に従事する者を配置しないことができる。」という表現について、どのような場合に保育者1名でも可能かがわからない。	こども家庭庁に問合せ	2名以上の保育従事者を配置するよう指導することとした。しかし乳幼児が1名や2名の時間まで2名配置では経営が成り立たないという苦情を受けていることから、基準で定員6名以上であっても保育する乳幼児が1～2名の時間は保育従事者の1名配置を認めて欲しい。
		保育従事者の1名配置が常態化(複数日発生)しておらず、保育従事者の急な休み等により致し方ない緊急対応である場合は、各施設の実態に応じて個別適切に判断すること。なお、定員5名以下の施設としての運営の検討は可能。	
28	子ども2名に対し職員配置が保育従事者2名であったが、そのうちの保育従事者1名が調理に入っていた場合の保育に従事する者の数の考えについて。	自治体の部署内で確認	契約乳幼児の在籍時間帯に、保育に従事するのが1人の勤務時間帯があったとし、指摘しました。
		調理室が施設内であっても、調理に入った場合は保育従事者と扱えないと確認しました。	

イ 問 37「第1 保育に従事する者の数及び資格」のうち、基準内のその他の項目について

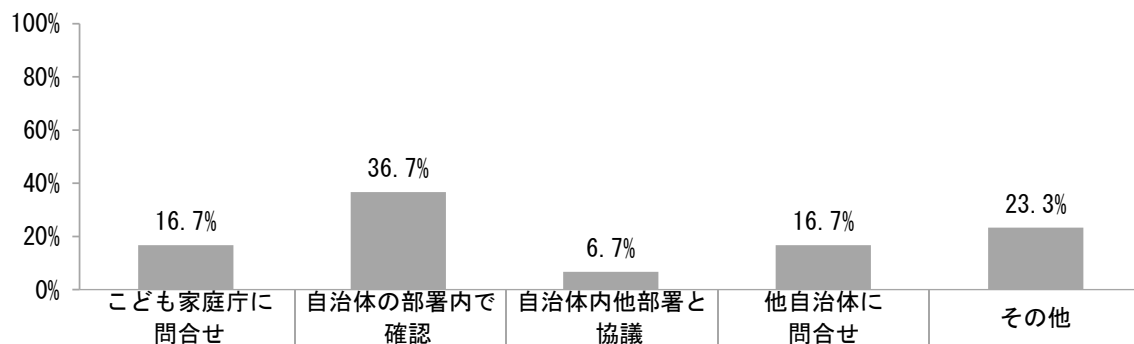
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第1 保育に従事する者の数及び資格」のうち、基準内のその他の項目に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は21.1%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く36.7%、次いで「その他」が23.3%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体は6.7%と少なかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	基準では、「常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい」となっているため、朝夕の短時間帯や昼休みなどやむを得ず無資格者のみとなる時間帯がある場合、指摘事項になるかどうか。	その他（一） 企業主等型の認可外保育施設に対し、児童育成協会と一緒に立入調査を実施した時、児童育成協会が「無資格者のみの時間帯がある」と指摘していたため、同様に指摘事項とした。	文書指摘とした。
2	外国人施設の資格者については猶予措置はあるが、現在は資格者がいないので基準を満たしていないと判断してよいか。	自治体内他部署と協議 基準を満たしていない。	基準を満たしていないと判断。
3	配置基準が概ね3分の1とされているが「概ね」という解釈に迷う。どこまでが許容されるのか。計算の際は小数点第何位まで計算すべきなのか。	その他（確認できていない。） 確認はできておらず定義づけできていない。	確認はできておらず定義づけできていない。
4	無資格、研修未受講で日本語が話せない外国人のベビーシッターについて届出があった際、語学能力的に将来的に研修を受講できる見込みも薄く、認可外の指導監督基準を満たすことができなさそうな場合は届出を受理しないことは可能か。	他自治体に問合せ 受理しないということはないと考えている。無資格、研修未受講の場合適合証明は与えられない旨を伝え、その上でその他の基準を早期に満たすよう案内しつつ、研修の受講についても継続して依頼しているとのこと。	資格、研修未受講の場合適合証明は与えられない旨を伝え、その上でその他の基準を早期に満たすよう案内しつつ、研修の受講についても継続して依頼することにした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
5	2名配置の時間帯に、いずれも無資格者である場合があった。管理者のいずれかは保育士であるよう指示をしているものの、やむを得ず無資格者のみとなってしまう場合があるとの話であった。「資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい」という部分が曖昧な表現となっているため判断に迷った。	自治体の部署内で確認 日常的で目に余るものなら、指摘、そうでないものは口頭で助言。	その場での助言に留め、指摘とはしていない。
6	乳幼児の数が6人以上の施設において、出席が5人以下の時は子育て支援員が2名、6人以上の保育が見込まれる場合のみ派遣型保育士を従事させている。本市の立入調査は府より権限移譲を受けていることから、府へ確認を行った。	その他 府の基準違反となっていないかどうかを各施設の実態に応じて個別適切に自治体が判断するもの。	1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設においては、保育に従事する者の概ね三分之一以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であることとし、文書指導を行った。
7	保育士資格を有しない者の取扱いについて。	自治体の部署内で確認 保育士資格は必ずしも必要ではないが、資格または研修を受けていることが望ましい。	保育士資格を有しない者について、職員の割合要件は満たしていたため問題はないが、資格または研修を受けることが望ましいことを伝えた。
8	最近、縦割り保育(異年齢保育)をしているケースが増えてきており、職員の配置基準をどう見るかが難しいケースがある。	－ 確認等は行えていない。	施設側に、職員配置をどうされているかを丁寧にヒアリング・確認した上で、基準を満たしているか確認している。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
9	保育室が複数ある場合の各保育室の配置数と全体での配置数のバランスについて。	自治体の部署内で確認	年齢毎の必要数の算出で全体の配置人数に不足がない場合は指摘とはしない。
		右記のとおり。	
10	主たる開所時間である 11 時間の解釈について、通常開所時間が 11 時間を超えない施設の取扱いについて。	他自治体に問合せ	施設の通常開所時間が 11 時間以上の場合、主たる開所時間である 11 時間以外の時間については現に保育されている児童が 1 人である場合、保育士が 1 名であってもよい。通常開所時間が 11 時間を超えない場合は、時間外を含め、「11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き(以下略)」を適用することはできない。ただし、「※ただし、複数の乳児を保育する時間帯を除き(以下略)」が適用できる場合は、保育されている児童が 1 名の時に保育士の複数配置がなかったとしても、それだけの理由を以って配置基準違反とはしないこととする。
		常勤換算のみで時間単位では確認していない市があるなど、各市で解釈にばらつきがみられたため、独自で協議した結果、施設が開所している時間のうち、1 1 時間を超えない範囲は、延長保育時間であっても「11 時間を超えない範囲」として取り扱う。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
11	<p>① 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合、保育従事者1人に対して乳幼児3人以下という基準があるが、園外活動の際も乳幼児3人以下であれば保育従事者1人でもいいものなのか。不審者対応等、保育従事者1人では難しいと思う。</p> <p>② 6人以上の施設において、「保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい」とあるが、有資格者が配置されない時間帯がある場合の配置基準をどのように判断すべきか。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>① 基準違反ではないが、特に園外活動時は保育従事者2人以上で対応するよう助言。</p> <p>② 休憩時等、一時的な場合は指導としない。一方、固定で有資格者不在の時間帯が発生する等、繰り返される場合は指導とする。</p>	<p>① 基準違反ではないが、特に園外活動時は保育従事者2人以上で対応するよう助言。</p> <p>② 休憩時等、一時的な場合は指導としない。一方、固定で有資格者不在の時間帯が発生する等、繰り返される場合は指導とする。</p>
12	<p>常勤職員の定義が、認可外指導監督基準上示されていないため、短時間勤務の職員を充てる場合の規定をどう解釈すべきか、判断に悩む。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>国通知（保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知））を参考に、常勤職員の定義を整理した。</p>	<p>上記の国通知の常勤職員に該当しない、短時間職員のみであっても、保育を提供する時間に基準上の配置人数を満たしている場合には、指導は不要と判断した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
13	問 34 の考え方について、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、「睡眠中は重大事故が発生しやすい」とあり、「施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要がある」とある。職員の休憩は睡眠中に交代でとる施設が圧倒的に多いが、どのように指導するか。なお、施設は職員確保に苦慮している。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認、自治体内他部署と協議 基準に記載のとおり判断する。	原則、保育従事者の複数配置が必要であり、適正な人員配置に努めるよう口頭指摘。
14	「主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している」とは、開所時間中は全て月極契約乳幼児数に応じた保育従事者を配置するのか。0歳児が多い園は、朝から多数の保育従事者の配置が必要となるが、現実的には難しい。	自治体の部署内で確認 －	現在検討中であり、考え方として上記を伝えた上で、可能な限り配置してもらおうようにしている。
15	学童の預かりを行っている施設についても同基準を適用するのかについて。 保育従事者が個人事業主として保育に携わっている際の取扱いについて。	こども家庭庁に問合せ 学童についても同基準を適用すること。 個人事業主は雇用関係にないという捉えであること。	学童の保育についても基準通り求める。 個人事業主が保育従事者として従事していることが分かる書類を挙証資料として求める。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
16	雇用している有資格者が1名のみで、休憩や調理等で保育に従事していない時間帯があった場合、無資格者のみの保育になることは適正か。どの時間帯でも有資格者の配置が必要となるのであれば2名以上の有資格者の雇用が必要となると思われるがどうか。	自治体の部署内で確認	無資格者のみの保育となる時間帯があっても指摘とはせず、助言に留めた。
		記載は望ましい水準を示したものであり、最低基準ではないことから、保育士又は看護師が0名の時間帯があることをもってただちに指導監督基準違反となるものではない。	
17	有資格者の勤務形態について、6時間以上勤務している場合でも休憩を取得させないといった方法で、有資格者数の常時配置を満たしている場合、認可外保育施設指導監督基準を満たしているか適切な運営がされているかどうかで判断に迷った。	自治体の部署内で確認	休憩時間の順守は、認可外保育施設指導監督基準に規定されていないため指摘とはしないものの、施設には所轄の労働基準監督署に問合せの上、適法な運用にすべく必要な措置をとるよう助言した。
		労働基準法上、使用者は労働時間が6時間を超える場合に休憩を与える必要があることを確認した。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
18	<p>1 お散歩で複数のグループに分かれる際に、必要となる保育従事者等の人数は、グループごとに計算された人数とするのか、事業所として預かっている全体数で判断するのか。仮に、後者の場合、極端な配置にした際には、計算人数の3以上を1人で見ることも可能となるがよいか。また、仮に前者の場合は、有資格者の人数もグループごとに計算されるのか。</p> <p>2 先の質問でグループごとに配置を計算する場合、病児保育事業的な認可外保育を行っている事業者で、居室ごとに1人の利用児を隔離保育しており、0歳3人に対して1名の保育士を配置しセンターで観察している場合、誰か1人の対応をした際に他の2名について壁等で視線がさえぎられているなど発生するが、同一グループにおける配置として許容されるか。</p>	<p>その他（－）</p> <p>－</p>	<p>1 グループごとでの配置を求めている</p> <p>2 検討中</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
19	保育に従事する者の概ね3分の1以上が保育士又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者である必要があるが、保育士が休憩や外出をしている間など、無資格者のみで保育をしている時間帯があっても問題ないか。	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時、現に保育に従事する者の概ね1/3以上が有資格者である必要がある。</li> <li>・「概ね」の解釈についても、有資格者0の状態が一時的なものではなく恒常的になっていないか(あくまで一時的であり複数日発生していないかどうか)を確認し、基準違反となっていないかどうかを各施設の実態に応じて個別適切に判断する必要がある。</li> <li>・体調不良は突発的事象ではあるため恒常的ではないが、毎日休憩時間中に有資格者が「0」の状態となる＝恒常的になっている、との判断になることが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常開所時間中において、常時、保育に従事する者の必要数の3分の1以上、有資格者を配置するよう努めること。</li> <li>・有資格者を直ちに配置できる見込みがない場合は、児童の保育環境及び職員の労働環境の改善の観点から、開所時間の見直しや有資格者がいない時間帯の児童の受入れ中止等について検討すること。</li> </ul>
20	保育従事者について、雇用契約のないボランティアは認められないのか。	<p>他自治体に問合せ</p> <p>認められない。</p>	認められないものと判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
21	<p>1日に保育する乳幼児の数が20人以上の施設で、2名しか保育従事者が配置されていない主たる開所時間帯において、そのうちの1名が食事後30分程度調理室に籠って食器の洗浄等の片づけ等を行っており、その間は保育室には保育従事者が1名となっていた。この場合には保育従事者が複数配置されているとは言えないのではないか？（20人以上施設のため複数配置の例外規定適用対象外）</p> <p>なお、施設側は、保育中に保育室内の掃除等をしていたとしても保育の一環なのだから保育従事者からは除外しないことと同様に、調理室内での食事の片付けも保育の一環として認められるのではないかと主張。しかし、保育室とは別の部屋である調理室に籠って作業をしていることから、施設の主張する保育室内の掃除をする場合とは別であると考え。</p>	その他（一）	<p>上記結果を施設側へ伝え、複数配置がされていなかったものとして指摘事項とした。なお、その後、当該施設は調理等により職員が1人減る時間帯は職員を増やし、複数配置ではない時間帯が発生しないよう人員を配置している。</p>
		<p>厚労省の見解として、「調理室に籠って作業をしており、保育から完全に離脱していると考えられるので、調理室で作業をしている人は保育従事者として配置されていないと考える。」との回答であった。</p>	
22	<p>保育に係る資格はないが、教員免許状は有しており、学齢期の子どもの預かりを行っている事例があった。</p>	<p>その他（一）</p> <p>子育て支援員研修の受講を促した。</p>	<p>立入調査（集団指導）を実施するとともに、子育て支援員研修の受講を促し、修了証の発行まで見届けた。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
23	都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修の詳細について。 どの研修が該当するのか迷いました。	自治体の部署内で確認 標準様式 運営状況報告（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用）⑩保育する資格等内に研修の記載がありました。	上記に記載の内容を「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」として扱いました。
24	雇用契約を締結しておらず、賃金も支払っていないボランティアを保育従事者として扱ってよいか。	こども家庭庁に問合せ ボランティアは保育従事者として扱わない。	確認結果のとおり判断した。
25	資格を持つ職員を常時配置しなければならないのか。無資格者のみで保育をしている時間があってもよいのか。 施設として 1/3 以上の職員が資格をもっていればよいのか。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ 県では、本市と同様に無資格者2名の時間帯があれば指摘としているとのこと。 他自治体では、施設全体として 1/3 以上有資格者がいるなら、時間として無資格者のみの時間があったとしても指摘とはしていないという区もあった。	本市では、県と取扱いが同じであり、県と足並みをそろえる必要があるとの判断で県と同様の取扱いとした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
26	<p>■認可外保育施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育施設（院内保育所）</li> <li>・定員3名（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）</li> <li>・保育内容 一時預かり（継続して同じ乳幼児の預かりはしていない）及び病児保育</li> </ul> <p>※児童福祉法第34条の12（一時預かり事業）、第34条の18（病児保育事業）の届出をしていない（市から委託を受けない）</p> <p>平日のみ（預かりがない日は休所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者 保育士1人、看護師多数（ローテーションによる必要最小限の人員配置）</li> </ul> <p>※看護師は、保育士が昼休憩・休暇を取得した時、病児保育の時に保育に従事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かりの利用児童と病児保育の利用児童は、別々の部屋で過ごす。</li> </ul> <p>■質問事項</p> <p>①一時預かりと病児保育を同時に行う時間帯において、看護師1人のみで保育することは適切でしょうか？</p> <p>ア 適切である イ 適切でない</p> <p>②①で適切でない場合、どのような人員配置をすればよいでしょうか？</p>	<p>－</p> <p>（認可外室回答）基準上は定員5人以下の事業所内保育施設において、看護師1名のみが配置されていることについては保育に従事する者が1人で保育する乳幼児の数である3名を超えていないことから、指摘とはなりません、一方で「一時預かりの利用児童と病児保育の利用児童は、別々の部屋で過ごす。」とあることからこどもの見守りを行う上で、</p> <p>「保育所保育指針2 養護に関する基本的事項（2）養護に関わるねらい及び内容 ア生命の保持（イ）内容 ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を 満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。」ことが必要です。（参考：評価基準の第5 （1）保育内容）</p>	<p>看護師1名で別々の保育室にいる児童（一時預かりと病児保育の児童）を見守ることについて、直ちに基準違反とはいえないが、不測の事態が起こった時の対応ができるよう追加の保育従事者を配置することが妥当と判断し、追加の保育従事者を配置していただきたい旨を施設に指導した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
	<p>ア 看護師1人(病児保育) + 保育士又は看護師1人(一時預かり)</p> <p>イ 看護師1人(病児保育) + 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(※)1人(一時預かり) ※子育て支援員研修(地域保育コース)等</p> <p>ウ 看護師1人(病児保育) + 事務員1人(無資格者かつイの研修を修了していないもの)(一時預かり)</p> <p>エ その他(内容をご教示ください)</p> <p>※ア～エとも、各保育従事者の休憩時間にあたり、無資格者のみの配置とならないよう配置されるものとする。</p>	<p>また、児童が睡眠している時間において、どちらか一方の保育室に職員が在室していないことにより乳幼児突然死症候群に対する注意が払われていない恐れがないか、ご確認が必要かと存じます。</p> <p>(参考:評価基準の第7「7乳幼児突然死症候群に対する注意」)</p>	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
27	「保育に従事する者」は、施設での職務に従事する全ての職員が該当するのか。 例えば、英語教育を行う施設で「英語教師」として常時勤務する者は「保育に従事する者」に該当するのか。	その他（一） 未判断	未判断
28	保育に従事する者が3名(内有資格者は1名)、児童の預入は複数ある施設Aがあり、ある月の開所30日のうち20日は職員配置2名のうち1名は有資格者の配置をすることができるが、そのほかの10日間の通常開所時間全てを含む終日、無資格者2名のみでの配置となっている施設があった。基準は遵守できていない認識になるか。	こども家庭庁に問合せ こども家庭庁からの回答は「必要となる保育従事者数の1/3以上いない日が毎月恒常的に発生しているから見受けられることから遵守できていない認識になる」とのことであった。	改善を求め、改善後に指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を行った。
29	保育従事者の体制として、児童1名に対し無資格の職員2名が配置されている時間帯があった場合、有資格者がいないという指摘に当てはまるか。	他自治体に問合せ 1日の中で、無資格の職員2名のみでの配置があっても、それだけをもって有資格者がいないとの指摘にはならない。 有資格者がいないという指摘は、職員の勤務時間の計算を行い、全体の必要数より不足している場合や1名に満たない場合に指摘となる。	職員の勤務時間で全体の保育者数を計算し判断した。

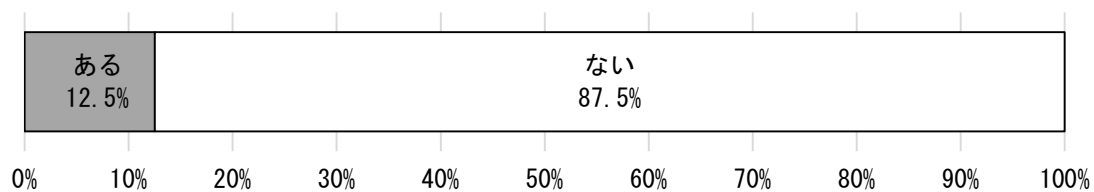


## (2) 「第5 保育内容」

ア 問 40 証明書交付要領内、別表評価基準 第5 1 b 「乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。」の「(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。」の記載について

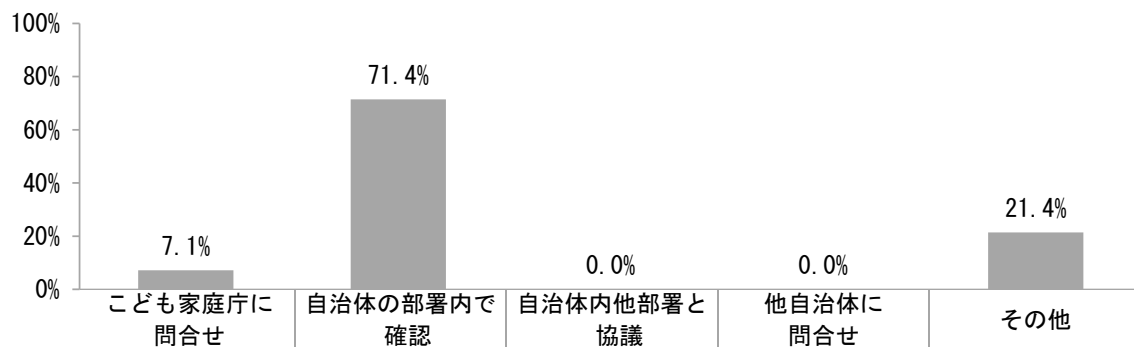
### (ア) 確認が必要になった事例の有無

証明書交付要領内、別表評価基準 第5 1 b 「乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。」の「(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。」の記載に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は12.5%であった。



### (イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く71.4%、次いで「その他」が21.4%であった。他方、「自治体内他部署と協議」「他自治体に問合せ」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	個人で一時預かりを実施している場合、毎日、同じ乳幼児を預かるわけではなく、2～3時間の預かりだったり、保育の計画やカリキュラムを設定するのが難しい場合でも、指摘事項になるかどうか。	<p>その他 (当課において前例に基づき判断)</p> <p>個人で一時預かりを実施している場合、保育の計画やカリキュラムをどの程度まで設定する必要があるのか基準では不明。</p>	指摘事項にしなかった。
2	証明書通知内別表評価基準第5の1bの「デイリープログラム等が作成されていない」という項目があるが、FAQにおいては、「「全体的な計画」の作成を促した上で、「週(案)、日(案)」のどちらかの作成とすることで問題ない。」となっている。評価事項にデイリープログラムと記載があるため、全体計画+週案又は日案の作成を指導してよいのか。何らかのデイリープログラムの作成があるか確認を行った。	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>全体的なデイリープログラムの作成があった。</p>	何らかのデイリープログラムの作成がなされていていれが基準を満たしていると判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
3	乳幼児一人ひとりにデイリープログラムを策定はしていないが、年齢ごとに保育内容等を定めた保育計画はあり、それを基に個々の日々の状況に応じて柔軟な保育をしているという施設がある。この場合一人ひとりのデイリープログラムはないため、個々の生活リズムに沿った保育が実施されていると客観的には判断できないのではと迷った。	自治体の部署内で確認 指導監督基準においてデイリープログラムの策定は義務づけられているものではないことから、同プログラムの策定の有無のみで判断せず、そのほかの保育計画や実態等から総合的に判断することで十分判断できる。	施設の清潔・安全状況や保育士との面談、保育状況の確認、保護者との連絡長による情報共有などから、適切な保育を実施していると総合的に判断した。
4	居宅訪問事業の場合、どの程度の保育計画を定めるか。	自治体の部署内で確認 年齢に応じた保育計画の作成を依頼した。	年齢に応じた保育計画の作成を依頼した。
5	生活リズム、カリキュラムについて、具体的な目安がない。保育計画が書面で確認できない。	自治体の部署内で確認 「保育所保育指針」を基準に保育計画を立てるとあるため、計画、カリキュラム等は書面に落とされていること、共有できる状態にあることを基準とした。	書面で確認できない場合は口頭指摘事項として改善を求めた。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
6	<p>①デイリープログラム(タイムテーブル)はあるが日案はなく、その日に来る子どもの年齢構成・人数でその日の保育内容を調整されている場合。</p> <p>②何らかの保育計画はあるが、保育所保育指針の3領域または5領域を踏襲した年案～日案が全くない場合。</p> <p>③保育目標と概要的なタイムテーブルのみの場合。</p> <p>④土日は学童期の子どもが中心のため、日案等は作成していないという場合、平日の未就学児分のみでよいか。</p> <p>⑤0～2歳児の個人別指導計画は作成していなくてよいか。</p>	<p>その他(今回の照会にあたり改めて整理したい。)</p> <p>①②③…企業主導型保育施設でしたので、児童青少年育成協会から指導され既に改善済でした。</p> <p>④「室内で個人で好きなおもちゃで活動」など少しでもあればよいとします。</p> <p>⑤ある方が望ましいが、作成なしでよいとしています。</p>	—
7	日々保育する乳幼児が少数の場合、具体的なカリキュラムや保育の計画が定められていない施設があります。	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>—</p>	聞き取りにより保育の内容を確認し、具体的な計画を定めるよう助言を行いました。
8	施設側から保育計画を見せていただいても、明確な判断基準もないため監査員では適正かどうかに関し公平な判断が難しいことから、現場で監査員が判断に迷っている。明確な判断基準もないため、監査員への指示も判断に迷う。	<p>—</p> <p>確認等を行えていない。</p>	保育計画の内容が空疎でなく、現場で園の状況なども加味し適正と判断できる内容であれば、監査員で適正と判断してもらっている。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
9	一時預かりのみの施設の保育計画の作成の指導。ベビーホテルなど保育の計画の作成がない(難しい)施設もある。また、保育雑誌のコピーだけを整備しているところもある。	— 右記のとおり	少なくともデイリープログラムの作成は指導している。
10	全体的な計画、長期的計画、短期的計画及びデイリープログラムについて、どこまでの計画を策定し、評価及び反省をしていれば、よいのか。	自治体の部署内で確認 全体的な計画、長期的計画及び短期的計画の全てがあるのが本来は正しいが、認可外保育施設に対し、そこまで求めるのか。	証明書通知内別表評価基準第5の1bにて「デイリープログラム等が作成されていない」までしか記載がないため、何かしらの計画を作成し、評価及び反省していれば指導なしとしているが、全体的な計画、長期的計画及び短期的計画全てを策定した方がよい旨を助言している。
11	「デイリープログラム等が作成されていない場合」にC判定(文書指摘)とされているが、全体的な計画を作成していない場合も、C判定に含まれるのか。	こども家庭庁に問合せ 全体計画のみが作成されていないことをもってC判定(文書指摘)とはならない。ただし、当該計画を作成する必要があることから、作成を促すこと。	伝達助言とし、全体的な計画を作成するよう伝えた。

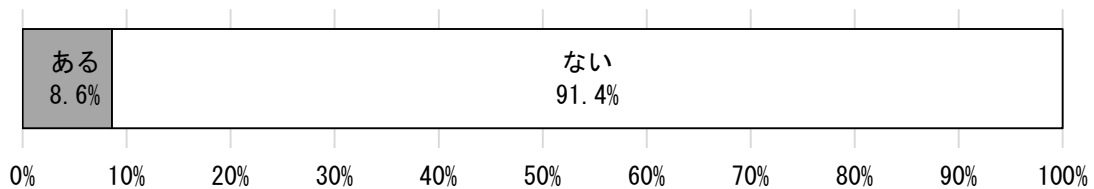
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
12	長期的な指導計画（月案）のみを作成していることについて適正か。	自治体の部署内で確認 本来、長期的な指導計画とそれを基に更にこどもの生活に即した週・日等の短期的な指導計画の2種類の計画を作成することが必要である。	認可外保育施設が短期的な計画まで作成する必要性を協議した結果、指摘とはしないこととした。
13	森の幼稚園協会系の施設において、子どもの主体的な遊びや学びを促す事をねらいとしているため、カリキュラムがないと言われた事例がある。	自治体の部署内で確認 施設の理念やねらいに理解はできるが、認可外保育施設として届出を出されるのであれば、基準の遵守を依頼した。	施設なりのカリキュラムをお示し頂けたため、適と判断した。
14	評価基準の記載が抽象的で、何をもちてカリキュラムとするのかわからない。	自治体の部署内で確認 部署内において、年間計画、月案、週案、日案、デイリープログラムのいずれか1つでも作成して、これに沿って保育していれば、指摘しないこととしている。	年間計画、月案、週案、日案、デイリープログラムのいずれも作成していない場合のみ、指摘することとした。
15	カリキュラムが作成されていなかった。	その他（保育指針） 保育指針に児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを策定することを掲げられている。	デイリープログラムを作成するよう指導する。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
16	保育の計画について、年間計画・月案・週日案の全てが作成されていない施設は、指導の対象になるのか。また、施設によって保育計画の内容に差があると思われるが、年間計画に実施予定の行事のみを記入してあるといった簡素な内容でもよいものとするのか。	自治体の部署内で確認	保育計画の種類について、どれか1つでも作成されていたら基準を満たしているものとした。また、保育計画の内容については、前年度より少しでも改善されていた場合、基準を満たしているとして、次年度も引き続き内容の改善を行うものとした。
		保育計画の種類については、必須なものが基準等で定められていないことから、上記の全てを作成する必要はないと判断した。また、各施設の実情を考慮すると、保育計画の内容については一定の基準を設けた場合、急に対応できない施設がいくつかあると予想されたため、段階的に保育計画の内容について見直しを行うこととした。	

イ 問 43 「第 5 保育内容 (1) 保育の内容」のうちその他の項目について

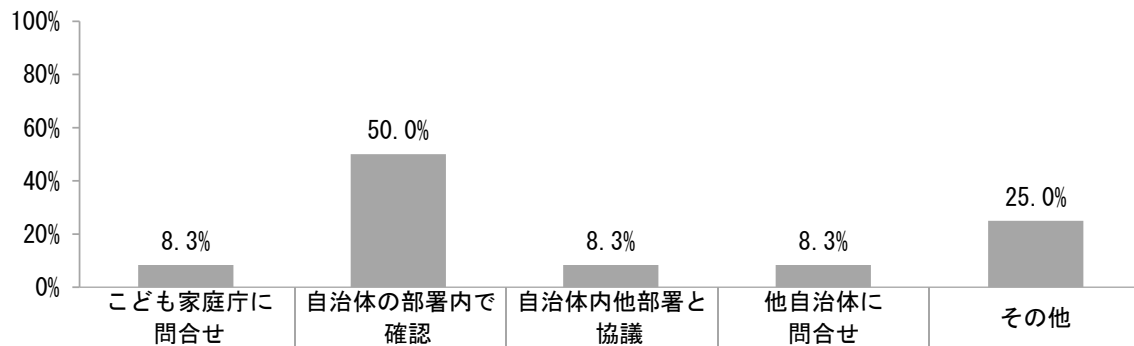
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第 5 保育内容 (1) 保育の内容」のうちその他の項目に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は 8.6%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く 50.0%、次いで「その他」が 25.0%であった。他方、「こども家庭庁に問合せ」、「自治体内他部署と協議」、「他自治体に問合せ」と回答した自治体は 8.3%と少なかった。





(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	保育の計画を定めることというのはどの程度のものを求めているのか。 日常的なカリキュラムなのか、週案、月案、年案、それともそれら全てが必要なのか分からない。	その他 (確認できていない) 確認はできておらず定義づけできていない。	確認はできておらず定義づけできていない。 ただし、認可保育施設では全体の計画と個別の指導計画の作成を求めていることから、それらができているのかをベースに施設へ確認している。
2	①内部研修のみで都道府県研修に参加がない場合、②都道府県研修への参加のみで内部研修がない場合、③複数の施設を運営する法人が主催する研修への参加はあるが、その施設単体での勉強会がない場合、④外部への研修は受講しているが、「〇〇式教育」「和太鼓教室」のみなど保育とはやや遠い分野の研修のみに偏っている場合。	その他 (今回の照会にあたり改めて整理したい) —	—
3	(d) 外気浴の機会について、園の場所が車通りが多く外気浴をしようとする逆で危険がある場合や、また短時間の預かりをしている施設だと、外気浴するまでの時間はなく、施設の活動実態と合わない場合があり、施設に対しどこまで求めるか判断に迷う。	— 確認等は行えていない。	園の状況に応じて判断し、短時間の預かりでなおかつ、外気浴することが逆に危険な場所では外気浴までは求められないと判断。該当施設は外気浴の時間等がなくても、適正な運営ができていると判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	保育従事者保育姿勢「児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。」について、こども家庭庁ガイドラインで定める「不適切保育(虐待等と疑われる事案)」とみなす基準がないため、判断に苦慮する。	自治体の部署内で確認	明らかに不適切(身体的な行為等)といえる事案については文書による改善指導を行っているが、それ以外は現場での口頭指導等となっている。
		明らかに不適切(身体的な行為等)といえる事案については文書による改善指導を行っているが、それ以外は現場での口頭指導等となっている。	
5	「保育の内容」全体的に、整備すべき記録様式等について定めがなく、また預かり形態もさまざまなため求め方が難しい。	自治体の部署内で確認	預かり形態に応じて都度課内協議を行い、整備すべき記録について伝えている。
		—	
6	事業所内に設置されている施設について、周辺の車の出入りが多く、会社の方針で屋外遊戯を認めないと相談があり、指導すべきか判断に迷った。また、一時預かりのみを行う施設における屋外遊戯について、施設から利用時間が児童により異なり、また短時間利用の児童が多いため、実施が難しいと相談があった。	こども家庭庁に問合せ、自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ	前者のように一切屋外遊戯を行わない場合は基準を満たしていないと判断することとした。また、後者についてはデイリープログラムにてどういった場合に屋外遊戯を行うのかを聞き取り、判断することとした。
		一時預かりのみを行う施設であっても当該基準は対象外とはならないが、例えば1日〇時間以上預かる場合は必ず外に出る機会を設けるといったルール等を施設で定めて、該当する児童には外遊びの機会を確保する等の対応を確認し自治体で判断を行ってよい旨確認した。また、他都市においてもデイリープログラム等でどのような場合に外遊びを行うかを聞き取り判断しているとのことだった。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
7	「安全で清潔な環境」について、森の幼稚園系の施設については、トイレや手洗いの環境もなく、判断に迷った。	自治体内他部署と協議 (健康福祉部 保健所 保健衛生課等)	前提として、保護者が当該施設の環境を望んでいる事に鑑み、指導内容への対応が確認できたため、適と判断した。
		トイレの区画を決めるとともに、定期的な点検等を指導。手洗いについては、ウォータータンクを用意する等指導した。	
8	夜間保育のみを行う施設に対して、保育計画やカリキュラム等、保育内容の確認をどこまで求めるか迷うケースがあった。	自治体の部署内で確認	デイリープログラムの確認を行う。児童の各時期の発達のためやすを職員間で共有し、一人ひとりに応じた保育を行うよう指導や助言を行う。
		デイリープログラムの確認を行う。児童の各時期の発達のためやすを職員間で共有し、一人ひとりに応じた保育を行うよう指導や助言を行う。	
9	駅前に設置されたある施設においては、利用者の9割が一時利用の現状があり、一時利用であることにより送迎の時間が不規則であることから、外気浴・外遊びを確保できていない。利用者に応じた適切な確保であり、基本的には仕方ないと考えられる部分もあるが、1割いる定期利用者は外気浴がまったくない状況で保育がなされている。これについて、施設全体としての利用実態として外気浴の実施が抑制されるのが許容されるのか。適切な外気浴の確保の判断に悩む事例がある。	その他（未確認） —	施設全体としての利用実態を考慮し、簡単なお散歩程度の実施を助言レベルで指導している。

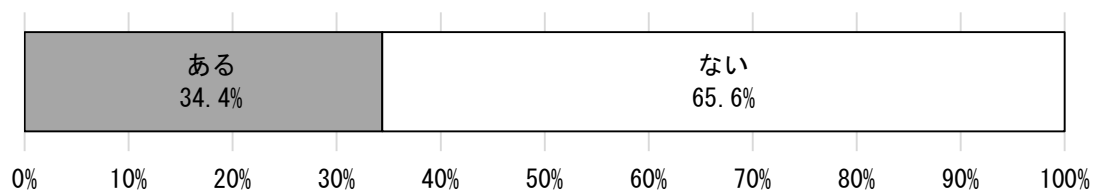
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
10	(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。の内容について一部の施設では日中のカリキュラム等で戸外遊びがない施設がある。	自治体の部署内で確認	施設の利用が週1・2回であり毎日ではないため、(d)の判断基準に入らないと判断した。
		預かり時間が短く、施設の稼働も週に3日ほどで施設に通う乳幼児も週1・2回の利用であり、進学(受験)を主軸とした施設である。	
11	①認可外で病児保育を行っている施設や夜間保育のみの施設については、戸外での活動が想定されないが、戸外で活動できる環境を確保しておくことが必要か。 ②3歳未満児に対し、長時間の学習プログラムが作成されていたり、午睡の提供がなかったりするなど学習目的の施設について、乳幼児の日々の生活リズムに沿うカリキュラムといえるか。	自治体の部署内で確認	①病児保育や夜間保育の施設については、戸外での活動が想定されないため、戸外で活動できる環境が確保されていなくても問題ない。 ②幼児教育センターの保育士等に立入調査の同席を依頼し、保育士の観点から評価してもらう。
		①病児保育や夜間保育の施設については、戸外での活動が想定されないため、戸外で活動できる環境が確保されていなくても問題ない。 ②幼児教育センターの保育士等に立入調査の同席を依頼し、保育士の観点から評価してもらう。	

### (3) 「第7 健康管理・安全確保」

ア 問 46 証明書交付要領内、別表評価基準 第7 健康管理・安全管理 3 乳幼児の健康診断 「b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。」について

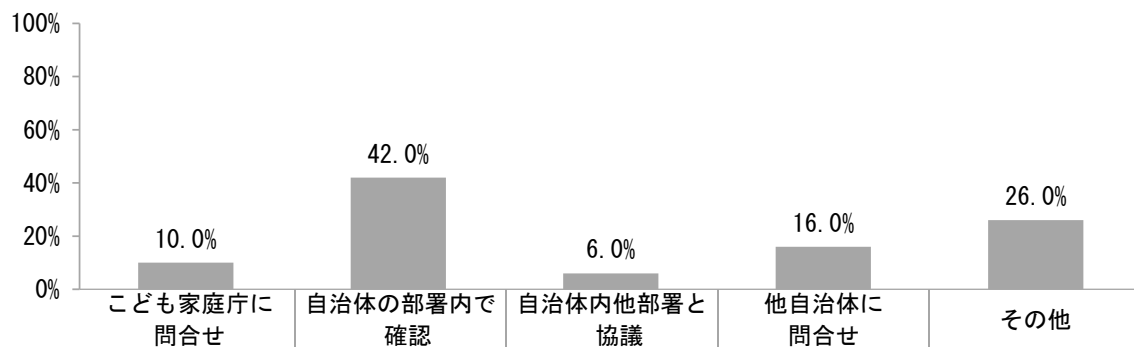
#### (ア) 確認が必要になった事例の有無

証明書交付要領内、別表評価基準 第7 健康管理・安全管理 3 乳幼児の健康診断 「b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。」に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は34.4%であった。



#### (イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く42.0%、次いで「その他」が26.0%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体は6.0%と少なかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	健康診断が実施できない場合、保護者から母子健康手帳の写しを提出してもらうようにと指摘をしているが、施設から言われるが、「保護者をお願いしてもなかなか提出してもらえない」とか「母子健康手帳だと乳幼児検診以外の年齢の記載がない」と言われる。小規模の認可外保育施設では、費用の面で施設での実施は難しいし、保護者に健康診断を年2回実施するように言うのも難しい場合、どのように指導をするべきか。	その他（当課にて判断）	施設に対し、継続して指導を続ける。
		施設に対し、継続して指導を続ける。	
2	職員検診の対象者の範囲（社保加入の有無）について	－	全職員に実施するよう指導。
		社保加入を問わない。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
3	<p>①保育所で実施する健康診断の項目と保管する内容について。</p> <p>②年間で実施すべき健康診断の項目とそれぞれの必須回数について。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>①学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。</p> <p>②保育所・こども園と同様、内科・歯科・尿検査をそれぞれ年2回実施することが望ましいが、内科によるものを年1回以上実施すること、かつ施設において直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けることができているれば、(文書)指摘事項とならない。</p>	<p>①学校保健安全法に規定する項目を健康診断で実施し、その内容について記録を保管するよう指導した。</p> <p>②左記のとおりとした。</p>
4	<p>①定期預かりの場合には健康診断が必要であるが、どの程度継続利用があれば定期となるのか。施設が定期ではないと判断し書類の確認ができなかった。</p> <p>②健康診断を保護者負担で実施しもらう際に、保護者の同意が得られないケースがあり、健診結果を確認できなかった。</p>	<p>自治体の部署内で確認</p> <p>①明確な基準がないため、施設によっては書類が確認できなかった。</p> <p>②書類が確認できなかった。</p>	<p>①毎月利用がある場合は継続利用とみなし、健康診断の実施を依頼した。</p> <p>②引き続き施設から保護者へ健診を依頼してもらえるよう指導した。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
5	健康診断における具体的な実施項目について。特に尿検査については施設側に実施を呼びかけているが、乳児の場合採取が困難等の理由から保護者が採取せず実施していないことがある。そもそも年2回の健康診断において尿検査が必須なのか判断に苦慮している。	自治体の部署内で確認	健康診断を2回実施していても、尿検査を2回実施していない場合は指摘している。しかし、そもそも健康診断を実施していない場合に母子手帳の写しの提出でもよいという部分との整合性がとれないと感じている。
		現在は、尿検査も健康診断で必要な項目の1つと捉え、年2回の実施を依頼している。	
6	年齢的に検診・予防接種等も頻繁になく、年に2度手帳の記載内容の確認をとっても1年前と変化がない場合が多いため、健康状態の確認が困難であることが多い。市内保育施設では母子手帳の写しを提出させることで健康診断の代用としている施設が多いが、健康診断の代用といえるのか迷った。	他自治体に問合せ	検診等を受診していない場合は、保護者に健康診断を依頼するまたは、施設内で健康診断を実施するよう指示した。
		事例なしとのことであり、判断ができないとの回答があった。	
7	入所した児童が3歳児健診などを1年以上前に受けており、健康診断の代わりにそれを施設が受領したときに、入所前の健康診断としてみなしてよいか分からない。また、保護者が受けてくれない場合、市から施設側へはどのように指導すべきか。	その他 (確認できていない。)	確認はできておらず定義づけできていない。
		確認はできておらず定義づけできていない。	



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
8	入所時に実施する健康診断を、1年に年2回の健康診断のうち1回としてカウントできるかどうか。	自治体の部署内で確認 カウントしない。	カウントせず。入所時は入所時、年2回は年2回でそれぞれ行うことが望ましいと伝えた。
9	歯科健診を実施内容として求めるか否か。	他自治体に問合せ 歯科健診は指導監督基準に明記されていないため、実施していても指摘しない。	歯科健診は指導監督基準に明記されていないため、実施していても指摘しない。
10	一時預かりのみの施設において、母子手帳の写しを必ず保護者から提出してもらう必要があるか否か。	その他 (立入調査担当者2名で基準を確認) 基準上、一時預かりのみの場合に特段の取扱いが記載されていないことを確認した。	一時預かりのみの場合であっても、母子手帳の写しは基本的に提出してもらうように指導することとした。
11	1回は母子健康手帳の写しにより確認ができたが、2回の実施をしていなかった。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ 原則どおり、あと1回の健康診断の実施が必要。	施設へその旨を指導。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
12	<p>①子どもの健康診断を施設において直接実施できない場合、基準では「保護者から健康診断書または母子健康手帳の写しの提出を受けるなどにより児童の健康状態の確認を行うことが必要であること」とあるが、設置事業者の方針として、個人情報の取扱いの観点から、健康診断書の写しや母子健康手帳の写しを保護者に求めている場合があった。児童の健康状況については、聞き取りや独自のチェックリストへの記載を求めており、情報の把握は行っている。母子健康手帳の写しを求めると、必要以上の個人情報を集めてしまい、事業者側も管理ができないといった懸念があることから、そういった方針をとっており、どこまでこちらから事業者に求めることができるのか迷っている。</p> <p>②健康診断は、1年に2回実施することになっているが、途中入所の児童について、健康診断は何回すればよいか。</p> <p>③歯科検診についても、入所時及び1年に2回実施だが、企業主導型の保育所は都道府県により、また、他県の市ホームページでは年1回と記載があり改めて判断に迷った。</p> <p>④開所時間が夜の短時間の場合も、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出をうけるべきか否か。</p>	<p>自治体の部署内で確認、その他（「認可外保育施設への指導監督に対するQ&amp;A集」を確認）</p> <p>①事業者の方針がある以上、強制はできない。また、母子手帳等の写しではとっていないが、独自の方法で児童の健康状態の確認は行っている。基準でも「保護者から健康診断書または母子健康手帳の写しの提出を受けるなどにより」とあり、必ずしも母子手帳等の写しを設置事業者が回収・保管していなければならないわけではない。（また、事業者が写しを保護者に求めていたとしても、保護者が拒否することにより、回収できない場合もあると考えられる）</p> <p>②上記場合について、「評価基準の記載を参考に、概ね6か月に1回と考えていただきたい」 「入所前に健康診断を受診済であればその結果を保護者から提出いただくことで入所時の健康診断に代えることは可能です。（略）個別の児童が、どのタイミングの健康診断を受診すべきかについては、直近の健康診断の受診からの期間などを考慮して判断」と記載があった。</p> <p>③入所時及び1年に2回健康診断や母子手帳にて確認実施済。</p> <p>④子どもの健康状態を施設で把握し、安全な保育を提供するためにも写しの提出を求める。</p>	<p>②概ね6か月に1回は健康診断が受診できているように、入所前の健康診断の受診時期も考慮して判断した。</p> <p>③基準を満たした。</p>

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
13	「母子手帳のコピーで代用可」とあるが、母子手帳のコピーについては時期によって半年後も同じものである可能性がある。コピーを2回もらえばよいのか。	自治体の部署内で確認 原則、母子手帳のコピーがあっても年2回健康診断を実施した結果を確認する。母子手帳のコピーで満たさない場合は追加で健康診断を実施するよう指導。	母子手帳のコピーのみで健康診断2回分に相当する内容が確認できないときは指摘とする。
14	施設により健康診断の項目にばらつきがある点をどこまで認めるか、判断に迷うことがある。	自治体の部署内で確認 主要な項目が網羅されていれば可という運用としている。	主要な項目が網羅されていれば可という運用としている。
15	母子手帳の写しを求める方法を取る場合、3歳以上児が中心であるなど半年では内容に変化がない場合も逐一写しを取らなくてはならないのか？という施設からの質問があった。	その他 (担当者間で協議) —	指導監督基準を説明。変化はなくても、施設での安全管理という観点から、半年に一度程度の間隔で、保護者に対し「この間大きな怪我や病気はしなかったか、アレルギー判明など新たな通院対象はないか」など健康面を確認する機会にして欲しいと指導。
16	視力については実施ができるが、聴力検査は学校保健安全法に記載されているオージオメーターでの実施は現実的に難しく実施していない園も多く、どのように判断するか迷った。	他自治体に問合せ 耳鼻科検診結果や園が保育の中での確認など子どもの耳の聞こえの状態を確認しているかをヒアリング。指摘はしないが、項目に記載があることを助言する。	—

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
17	健康診断の項目について、学校保健安全法施行規則に規定されているが、どの項目ができていけば1回とすることができるのかが曖昧で、事業者を確認しても低年齢児は特に実施が難しい項目もあり、そこまでする必要のあるのかと疑問が呈されたこともあった。	自治体の部署内で確認 保育所、認定こども園においても同様の疑問点が発生し、こども家庭庁へ問い合わせた結果と同様の取扱いとすることとした。	健康診断の項目・実施回数は地域の実情（医師の確保が難しい等）や年齢により実施困難な項目については、柔軟に判断する。
18	指導監督基準により定期健康診断は年2回とされているので、歯科健診も実施回数は年2回と考えているが、企業主導型保育施設に対する育成協会の指導内容が1回と異なっているため、対象施設に対する指導の負担が大きい。入所前の健康診断についても、歯科についても必要と説明するが施設側からの反発の声が多いので、説明に苦慮することが多い。	こども家庭庁に問合せ 歯科についても年2回実施、入所前の健康診断でも歯科も必要であるとの回答。	2回が基本と考えるので、2回実施するよう指導。入所前についても歯科検診実施をするよう指導。なお、施設側にとっては、特に企業主導型の場合は実施判断に迷われるところであるので、児童育成協会との指導基準の統一化を図りたい。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
19	学校保健安全法施行規則第 13 条にある検査項目には「七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無」とありますが、歯科検診も必須の検査項目に入りますか。入るとすれば他の内科健診同様に年 2 回の健診が必要になりますか。	こども家庭庁に問合せ、その他 (企業主導型保育施設に対する児童育成協会の歯科検診指導状況)	国への照会では「歯科検診の記録がない場合は口頭指摘にあたる。」との回答でしたが、国の助成を受けている企業主導型保育事業において、令和 6 年度時点の児童育成協会の監査基準では「年 1 回以上の歯科検診が必須」とされていることから、年 2 回以上の歯科検診が必要とは判断しませんでした。
		企業主導型保育施設に対する児童育成協会監査では、「内科健診については年 2 回以上、歯科検診については年 1 回以上の実施が必須」とされている。	
20	児童の年 2 回健康診断について、国の評価調書に基づき「おおむね半年毎」に実施することを求めているが、「おおむね半年」をどの程度超えていたら指導事項とするか。	自治体の部署内で確認	明確に指導事項とする期間の線引きが困難なため、一部健康診断未実施の児童がいた場合は、遅くとも次回健診までに個別の健診実施が確認できれば可とする。
		明確に指導事項とする期間の線引きが困難なため、一部健康診断未実施の児童がいた場合は、遅くとも次回健診までに個別の健診実施が確認できれば可とする。	
21	嘱託医がない施設において、保護者からなかなか受診結果が提出されないケースなど。	— 右記のとおり。	市の取扱いとして「おおむね 6 か月」の指摘となる期間の線引きを 9 か月以内としているが、それも超える場合は、ケースごとに理由を聞き判断している。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
22	施設が保護者に健診結果を求めているが、保護者の都合により提出がなく健康診断結果の確認ができない場合、どのように判断すべきか。	自治体の部署内で確認	施設側ができる限りの対応（保護者に健診結果の提出を催促等）を行っているのであれば、指導としない。
		施設側ができる限りの対応（保護者に健診結果の提出を催促等）を行っているのであれば、指導としない。	
23	施設側が何度提出を求めても保護者が健康診断を受診しない、または保護者からの写しの提出がない場合、指摘事項にされても改善できないという訴えがあった。	自治体の部署内で確認	事情は十分理解するものの、確認できない以上は指摘として通知している。
		—	
24	ベビーホテル等では、母子手帳のコピーで対応しているが、健診の間隔が空く期間をどのようにしたらいいか判断が難しい。 1歳半健診から3歳児健診まで1年6か月期間が空くが、その間、個別に健診を促した方がいいのか。	その他 （これから検討したい。）	—
		—	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
25	健康診断について園で一律して〇月と〇月に2回実施とされており、母子手帳と保護者による健診結果の提出や、途中入所の児童に対してはその入所月から起算して年2回提出を求めている施設等、さまざまに解釈をしているものがあり、おおむね6か月をどこまでおおむねとして判断するか迷うことがある。	自治体の部署内で確認 今年度以前の園の方針、方法を尊重しながら、判断に迷ったときには担当部署内で確認するようにする。	個人の入所日で管理され年2回保護者に依頼している場合については、前年度の立入調査で確認した健診の実施日等も確認しつつ、年2回実施されているか、記録の提出があるかで判断している。
26	未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行うこととなっているが、許容される期間は入所後いつまでか。	自治体の部署内で確認 基準条例上、入所前若しくは入所後直ちに実施することとなっている。	入所後1か月以内を適とした。
27	保育園の1回目の健診の時期と児童の入所日が近い場合、入所前の健診結果をもって当該児童の1回目の健診としてよいか。	自治体の部署内で確認 基準上の明確な規定はないが、入所前健診の実施時期と1回目の健診結果が離れているのであれば実施した方が望ましい。	上記の内容を保育園に伝えた上で、指導事項にはしないと判断した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
28	健康診断を施設で実施できず、保護者に受診を依頼したが、保護者から健診結果の提出がされず、全員分の診断結果が手元のない施設への対応。	<p>その他 (幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQで確認)</p> <p>提出がない場合、施設としてどのように依頼しているのか、なぜ保護者は受けないのか(理由を確認しているか)等、施設としての取組み状況を見て総合的に勘案する。</p>	FAQのとおり、保護者から診断結果の提出を受けられない施設については、どのように保護者に依頼し、保護者が診断書の提出ができない理由まで記録するよう指導している。
29	<p>1 母子手帳の写しを受ける場合において、数か月前の定期健診結果の写しを取得している事例があった。例えば、6月・12月に検診を実施すると想定し、6月に園にて定期検診を実施した場合、12月の検診で母子手帳の検診日は前後どの程度の期間までの内容が許容されるのか。</p> <p>2 4月に定期検診を行っている場合、入所時検診と兼ねることが可能か。</p>	<p>その他(未確認)</p> <p>—</p>	<p>概ね6月ごとの実施を求めていることから、その主旨を考慮し、前回受診から5～7月以内の健診結果を求めている。</p> <p>(年2回について園において実施時期が定められている場合、定められている月の前後1月以内)。なお、この場合、例えば、園として6月12月と健診月を定めている場合で、かつ、健診を保護者負担としている場合、5～7月、11～1月生まれの子は、○歳児・○歳半健診が当該機関に被るため複写提出が認められるが、それ以外の誕生月の場合複写が認められないことになり、保護者負担に差が生じる可能性があるが、これについては施設から丁寧に説明し、定期検診の時期を個別にするなど対応を施設ごとで検討することとしている。</p>



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
30	「継続して保育している乳幼児」の定義。普段は幼稚園・保育園に通園しており、土日祝日（毎週土日に登園する児もいれば、月に1回程度の利用しかない児もいる）や夏休み等の長期休みの時のみ利用する児の場合、「継続して保育している乳幼児」に当たるのかどうか。	その他（当室内で協議） 当室内で判断基準を決めた。	月に数回の利用なら、「継続して…」に当てはまるとし、健康診断書や母子健康手帳の写しを求める。月に1回程度の児なら、「継続して…」とはみなさない。
31	①園児の健康診断の確認事項の内容 ②一時帰国の園児の入園時健診及び定期健診の確認方法	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ) ①医師による診断が内科、歯科、耳鼻科、眼科まで行っているのかを確認。しかし、内科による健診は受診してもその他の検診が行われているかまで確認を行っていないと回答する市町村が多かった。 ②一時帰国の間の定期利用であり、入園時健診の徴取ができていなかった。	①自治体内部で検討中です。 ②利用期間が6か月未満のため、園も徴取できないと判断しており、このケースについては健診対象外として対応しました。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
32	一時預かりのみの保育施設の健康診断について、国Q A70にて健康診断書若しくは母子健康手帳の写しの提出対象者について「継続して保育している児童」としているが、継続している保育の利用頻度の判断が難しかった。	<p>こども家庭庁に問合せ</p> <p>以下①～③のケースを挙げてこども家庭庁に確認をした。</p> <p>①入所してから6か月を超えて継続利用がある場合 週1～2回程度の利用であっても「継続して保育している児童」として捉え、概ね6か月に1回健康診断書又は母子健康手帳の写しが必要である。 ⇒こども家庭庁：お見込みのとおり。</p> <p>②入所してから6か月以下で、継続利用がある場合 6か月以下の場合は週1～2回程度の利用であっても「継続して保育している児童」として捉えず、健康診断書又は母子健康手帳の写しは不要。 ⇒こども家庭庁：お見込みのとおり。</p> <p>③入所してから1～2か月の利用があり、その後数か月利用がない児童が再度利用する場合。 最初の利用から再度の利用までが6か月を超えている場合は、概ね6か月に1回受診が必要なことから、健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出が必要と考えます。最初の利用から再度の利用までが6か月を超えていない場合は、入所時の健康診断書又は母子健康手帳の写しが有効と捉え、提出は必要ないと考えます。 ⇒こども家庭庁：この場合においても今後も利用することが判明している場合は健康診断書又は母子健康手帳の写しが必要である。</p>	こども家庭庁への問合せの結果を踏まえて、①～③の内容を伝え施設に指導した。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
33	幼稚園系列の認可外保育施設（3歳児未満対象）において、健康診断の回数が幼稚園では学校教育法により年1回なことから、年1回の健康診断しか実施していなかった。	自治体の部署内で確認	当該施設には、健康診断を年2回（追加の1回は母子健康手帳の写し等の確認でも可）行うことを伝えた。
		認可外保育施設としては、入所前と年2回の健康診断が必要である。	
34	指導監督基準上、児童の健康診断は1年に2回実施することとされているが、うち1回を毎月の身長、体重の計測にて足りるかどうか。	他自治体に問合せ	同様の対応をする予定。
		学校保健法関係法令に基づく定期の健康診断については、毎年1回でよいこととされていることから、残り1回については施設側で身長、体重等や栄養状態につき健康診断を実施することで足りる。	
35	指導監督基準第7（3）に「直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受け、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うこと」とあるが、健康診断書又は母子健康手帳以外で児童の健康状態の確認が可能であれば代用できるのか。	他自治体に問合せ	保護者が記入した健康記録票、施設が保護者から聞き取った内容を記入した健康記録票でも可とする。
		健康診断書又は母子健康手帳以外のもの（保護者が記入した健康記録票、施設が保護者から聞き取った内容を記入した健康記録票）でも可としていた自治体があった。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
36	入所時において、健康診断の実施日、健康診断書又は母子手帳の健診実施日が入所日の前後何日程度の範囲であれば、入所時の健診として可とするかの判断に迷った。	その他 (児童育成協会等の判断に準じた。)	入所日から見て概ね6か月前の健診日～入所後2か月までの健診日であれば、入所時健診として可とし、指摘しないこととした。
		児童育成協会の監査では、入所後2か月以内の健診日であれば、入所時健診として可としているとの情報を得た。	
37	一時預かりを基本とした園で、途中入園の継続利用園児の受入れがあり、健康診断の時期などがあいまいだった。	自治体内他部署と協議	継続利用の利用状態に応じて健康診断を2回行ってもらうよう園に指導し実施していただいた。
		継続利用の場合は必要回数健康診断が必要。	
38	母子健康手帳の写しを提出させるに当たり、乳幼児健診などの受診状況が、提出を求めた時点で概ね何か月以内の受診で可とするか。	自治体内他部署と協議	概ね6か月以内の受診状況で可とした。
		概ね6か月以内の受診状況で可とした。	
39	施設において直接健康診断を実施できない場合、母子健康手帳等の写しの提供を受けることも可とされているが、義務づけられている1歳半と3歳の検診の記録しかない場合、どのように指導すべきか。	その他(他市町村のHPを確認)	法令上義務ではない検診を保護者に受けてもらうことになるため、どの程度の強制力をもって指導すべきか判断がつかず実施できていない。
		他市町村は母子健康手帳等の写しでも、おおむね6月以内の乳幼児健診の記録を確認していることが多かったが、それをどのようにして指導しているかはわからなかった。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
40	施設において健康診断実施日に受診できない園児に対し、保護者から健康診断書又は、母子健康手帳の写しの提出を受けていなかった。	自治体の部署内で確認 施設長へ再度聞き取りをし、判断することとした。	施設長へ聞き取りしたところ、①前期(4月～9月まで)在籍していた園で健康診断を受けていた可能性がある事。②前年度の健康診断は全園児が健康診断を受診していた事。以上の確認が取れたことを施設長へ確認し、指摘事項とはしなかった。施設が提携している医療機関に、後日の健康診断の受診可能か確認し、後日受診が可能であれば、保護者において健康診断を受診するよう助言した。
41	おおむね6か月、の『おおむね』の範囲。	自治体の部署内で確認、その他 (係内で都度協議) 過去数年の実績も踏まえ判断している。一概に決定できない。	—
42	アフタースクール(午前中は他の幼稚園・小学校などを利用して午後のみ利用)について年に2回の健康診断についても必要なかとの判断に迷った。	自治体の部署内で確認 アフタースクールのお子さんは、施設を塾として別室で「英語」「IT」等の塾的な習い事に参加しているため、待ち時間等の間に保育施設を活用している実態。	幼稚園からのアフタースクール利用者に関しては幼稚園での年2回の健康診断結果の提出を求めるように指導、小学生については私立小学校など年1回の健康診断の場合があり、小学校以上のアフタースクール利用者については求めないとした。

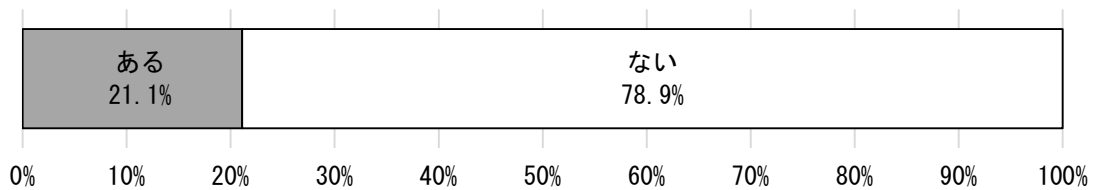
No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
43	施設では定期的な健康診断を実施しておらず、保護者からの書類や母子手帳の提出を求めているが、年度中1度も保護者から健康診断の書類等が提出されなかった場合、施設に健康診断を実施するよう指導ができるか。また、そのような施設に対してはどのような指導が行えるか。	他自治体に問合せ	該当施設に対し、保護者に健康診断の受診又は必要書類の提出を促すよう指導した。
		基準上、健康診断の書類や母子手帳の提出によって代えることができるため、施設で健康診断を実施するよう指導することはできない。そのため指摘する場合は、健康診断の受診を保護者に促すよう指導する形となる。	

## Ⅱ 「認可外保育施設指導監督基準」

イ 問 49「第7 健康管理・安全確保 (1) 児童の健康診断」のうち、その他の項目について

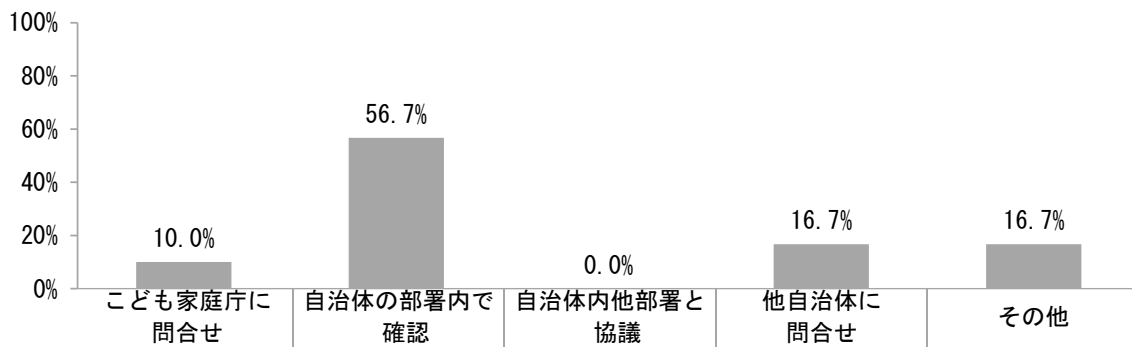
(ア) 確認が必要になった事例の有無

「第7 健康管理・安全確保 (1) 児童の健康診断」のうち、その他の項目に関連して、確認が必要となった事例の有無についてたずねたところ、事例が「ある」と回答した自治体は21.1%であった。



(イ) 確認方法

(ア) で確認が必要となった事例がある場合の確認方法についてたずねたところ、「自治体の部署内で確認」が最も多く56.7%、次いで「他自治体に問合せ」、「その他」が16.7%であった。他方、「自治体内他部署と協議」と回答した自治体はなかった。



(ウ) 判断に迷った内容とその対応

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
1	第7(4)イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、～必要に応じて本基準を適用すること。と記載がありますが、明確な判断基準が記載がないので、都度利用の場合等も実施する必要があるのか判断に迷いました。	その他 (他自治体の基準をインターネットで検索) 明記されている自治体はほとんどなかった。	都度利用の場合は検便免除にするか検討中。
2	嘱託医を設置していない場合、健康診断の費用については施設が負担するのか、保護者が負担するのか。	他自治体に問合せ 費用については保護者負担としている。また、嘱託医を設置している施設はない。	他自治体と同様に保護者負担と判断した。
3	「g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講しているか。」の項目に対し、社内で養成したインストラクターにおける講習の受講により当該項目を満たしているかどうかについて判断しかねた。	他自治体に問合せ 同法人内の研修を認めているとのことだった。	当町では、消防等における研修を想定していたが、研修の実施内容が確認でき、当該項目を満たしている場合においては、独自の社内インストラクターによる研修の場合でも当該項目を満たしていると判断した。



No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
4	<p>施設の周囲の一部は、低木樹の植栽により、柵や壁の代わりの囲障としている。</p> <p>それなりに囲いとしての機能は果たしているが、園児がくぐろうとすれば園外に出てしまうことも想定される。</p> <p>そういった安全確保に関する設備は、どこまで認められ、どこからが不適合となる線引きはあるのか？</p>	自治体の部署内で確認	<p>少人数の保育施設なので、園児の行動には常に注意し、特に隙間が大きいカ所については対応するよう指導。</p>
		少人数の保育施設なので、園児の行動には常に注意し、特に隙間が大きいカ所については対応するよう指導。	
5	健康診断の検査項目。	自治体の部署内で確認	<p>嘱託医や、所在市町村に相談するように相談者へ伝えることとした。</p>
		個別具体的な検査項目については「児童の発育や健康状態を的確に把握すること」を主軸に実施すること。	
6	<p>認可外保育施設指導監督基準第7(4)職員の健康診断について、「職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和（原文ママ）</p>	自治体の部署内で確認	<p>確認結果や厚生労働省が策定した「個人事業主等の健康管理に関するガイドライン」から、指導事項とはせず、実施を促すよう事業主に呼びかけた。</p>
		<p>居宅訪問型（個人）の施設で従業員を雇っていない場合は、個人事業主として扱うことになると思われるが、個人事業主は労働安全衛生法の対象外である。</p>	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
7	継続して保育している児童の健康診断を1年に2回実施することについて、直接実施できない場合には、保護者から母子健康手帳の写しを提出させることにより、児童の健康状態の確認となる。とされているが、母子健康手帳では、半年間隔での健康状態はわからず、1年に1回程度の確認となってしまう。	その他（Q&A参照）	Q&Aに従い、母子手帳の写しをもって年2回の健康診断の代わりとする。
		直接健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法で定められている検査項目と母子手帳の項目に差異があったとしても、母子手帳の写しをもって健康診断が済んでいると判断してもよい。	
8	児童の視力、聴力検査が未実地の場合、公立保育所は、全国的に実地できていない現状を鑑み、指摘していないため、判断に迷う。	その他 （公立保育所のチェックリストを参照）	今回は、指摘していない。
		公立保育所の指導に準じた。	
9	認可園においても学校保健安全法に準拠して実施するように求める中で、0歳～2歳児に対する尿検査・聴力検査・視力検査の検査が困難であることや年2回全ての項目について実施する必要性の根拠等、現場への説明に苦慮しているところ。	—	—
		—	
10	健康診断の検査項目について、学校保健法に規定する項目全ての実施が必要か。	他自治体に問合せ	実施方法等、対応については検討中。
		「学校保健法に規定する健康診断に準じて」となっているため、原則全て実施。検査方法については、年齢に応じてできる内容でよい。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
11	児童の尿検査をはじめとした、実施困難な検査項目の取扱い（視力・聴力・結核等）。	自治体の部署内で確認	施設の可能な範囲で実施するよう声掛け。
		国の基準で明記がない以上、学校保健安全法に定められた項目を実施してもらう。	
12	4月入園児について、入園前の健康診断が3月の実施結果である場合、定期健康診断はおおむね6か月毎の実施でよいことを踏まえれば、入園年度における定期健康診断は入園後2回行う必要があるのか迷う。	— 確認等は行えていない。	入園後もおおむね6か月毎の健診となるよう実施するように指導しているが園側で徹底が難しい状況。
13	他の保育園に通園している児童（土日不定期の預かり）の健康診断書の提出を求めるか否か。	こども家庭庁に問合せ 各施設の状況を鑑みて在籍児童に対し、概ね実施されていれば「適」と自治体が個別判断することも可能。一度きりの預かりは不要であるが、継続して保育する場合は必要。	安全性を考慮し、児童の発達や健康状態を把握するため、健康診断書の写しの提出を求める。
14	職員の健康診断について、労働安全衛生法等の関係法令に照らし、適切に健康診断が実施されているか診断項目を含め確認を行っているが、ベビーシッターの場合は、多くが健康診断受診必須となっていない個人事業主であり、どの程度の健康診断内容で基準適否を判断すればよいか。	自治体の部署内で確認 健康診断の受診が確認できれば可とする。ただし、身長・体重測定のみ等、健康診断項目が少なすぎる場合は部署内で適宜調整し、判断することとしている。	—

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
15	入所時の健康診断について、入所前後のどの期間までが該当となるか。	自治体の部署内で確認	内部で統一の取扱いを決めて判断している(利用開始後2か月以内。利用開始前は認可施設の取扱いとの兼ね合いから3か月以内としていたが、QAを踏まえて6か月以内と変更予定)。
		右記のとおり。	
16	事業所内保育施設等で他に在籍があるが、夏休みや休日に一時預かりで利用している児童についても「継続して保育している乳幼児」と考え、健康診断の実施が必要かどうかについて判断に迷った。	こども家庭庁に問合せ	一時預かりの児童については、状況を確認の上必ずしも健康診断の実施がなくてもよいと判断した。
		一時預かりで他の在籍施設で健康診断を行っている児童などについて、必ずしも健康診断の実施を行わなくてもよいとの回答を得た。	
17	ホテル内に在り利用がある時にだけ系列保育園から保育士が派遣されてくる事業所で、事故発生時に適切な救命処置が可能となるような訓練が実施されていなかった。	自治体の部署内で確認	系列園で救命訓練が実施されていることと昨年度1名の利用、今年度は利用ゼロという状況を踏まえ、利用がある時は、保育開始前に緊急時の対応を確認することとする。と、その旨を安全計画にも記載し、日誌等に記録することを伝えた。
		系列園で救命訓練が実施されていることと昨年度1名の利用、今年度は利用ゼロという状況を踏まえ、利用がある時は、保育開始前に緊急時の対応を確認することとする。	

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
18	健康診断の対象となる「継続して保育している児童」の、継続して利用しているの定義がわからない。 一時預かりの保育施設で、定期的に利用している（例えば、週に数回、月に数回利用）児童も健康診断を実施するのか。	こども家庭庁に問合せ 「継続して保育している」について利用日が少ないからその児童の健康状態を把握しなくてよいということはなく、定期的に利用している児童であればその回数はどうであれ受診が必要。	一時預かりの児童の利用状況を確認し、定期的に利用している児童については、健康診断実施の確認を実施。
19	提携医療機関を設けてない認可外保育施設は、児童の定期的健康診断を直接実施できないため、保護者から健康診断書や母子手帳の写しを提出してもらう必要がある。これが実施されていない場合は指摘事項となるが、その後の改善報告として、施設が提出を促しても保護者がそれに応じない場合はどう評価すべきか判断に迷った。	自治体の部署内で確認 当市の認可保育施設の監査においては、健康診断の日に児童が休んでしまった場合、後日保護者に健康診断書の提出を促していることを踏まえ、指摘事項には該当しないと判断していた。	認可保育施設が、保護者への催促をもって健康診断書の不備を指摘としないことを踏まえ、認可外保育施設においても、保護者へ健康診断書の催促をしていれば改善措置がなされたことと判断した。
20	1 学校保健安全法に準じた場合、特に0・1歳児の検診においては受診が難しい項目がある、尿検査、視力、聴力検査等について、実施方法を含めてどこまで準ずるべきか。 2 原則別規定であり別に実施することが望ましいものと助言を行う。	その他（未確認） —	尿検査の実施、聴力、視力検査の実施方法について、参考とし必ずしも準拠を求めている。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
21	歯科検診の実施の必要性。	自治体の部署内で確認 児童の健康管理の一環として、歯科検診を含む総合的な健康診断を実施することは望ましい。	児童の健康管理の一環として、歯科検診を含む総合的な健康診断を実施することは望ましい。
22	プール活動を行う際に、指導者と監視人を分けて実施することになっているが、隣り合わせでプールを2面設置する場合は、監視の人数を増やす必要があるか。また、増やす必要がある場合は、その大きさに左右されるか。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ 認可外保育施設の指導基準の「監視体制の空白が生じないように」を満たせるように、児童の年齢やプールの大きさを踏まえて十分に考慮する。注意喚起をした上で、最終判断は施設に委ねる。	プールを2面で設置する場合は、1人の監視人が兼務することのないよう、監視役を追加する。
23	入所時の健康診断の実施時期について明記されていないため、判断に迷った。	自治体の部署内で確認 入所時の健康診断は、入所3か月前～入所1か月後の間の健康診断を有効とし、それ以外は指導対象とした。	入所時の健康診断は、入所3か月前～入所1か月後の間の健康診断を有効とし、それ以外は指導対象とした。
24	安全計画について、居宅訪問型保育事業者に対して、どこまでの作成や実施を求めるのか。	自治体の部署内で確認 作成が義務づけられたことを伝え、安全管理についての実施状況の聞き取りを行っている。	検討中。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
25	乳幼児の健康診断項目に口腔があるため、歯が生えていない0歳児に、歯科健診を行う必要があるのか？	自治体の部署内で確認 学校保健安全法施行規則第6条に規定されている健康診断の検査項目に「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」があり、歯科健診の省略できる根拠法令等がないため、歯が生えていない児童であっても歯科健診は実施する必要がある。	学校保健安全法施行規則第6条に規定されている健康診断の検査項目に「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」があり、歯科健診の省略できる根拠法令等がないため、歯が生えていない児童であっても歯科健診は実施する必要があると判断した。
26	どの程度、施設を利用する児童に対して、健診の実施を求めらるかに迷った。	自治体の部署内で確認 継続利用している乳幼児で保育時間が概ね半分以上（8時間×3日以上）の者のみ健診実施を求めて確認をすることし、それ未満の者（一時保育の者等）には健診を求めないこととした。	主たる保育所として、継続利用している乳幼児で保育時間が概ね半分以上（8時間×3日以上）の者で半年に1回、健診をしていない場合のみ指摘することとした。
27	健康診断について学校保健安全法に準じて実施とあるが、学校保健安全法施行規則に定める検査項目について、どこまで実施させるか判断に迷った。 (例：尿検査)	その他 (他市の資料を参考にした) 検査項目について、母子手帳の乳幼児健診の検査項目に準じた項目で可とした。	検査項目について、母子手帳の乳幼児健診の検査項目に準じた項目で可とした。

No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
28	年2回の健康診断及び毎月の発達チェックについて、アフタースクールなど他の幼稚園などで午前中過ごし午後からの施設利用をする場合でも健康診断及び発達チェックが必要かとの判断に迷った。	自治体の部署内で確認 日中に過ごしている保育園・幼稚園などで年2回及び毎月の発達チェックを行っているため、日中の施設からの健康診断結果及び発達チェックについて提出をお願いするように指導した。	日中に過ごしている施設では必ず行っている内容ではあるので、それに沿って対応をお願いするようにした。 ただし学童保育については健康診断等を必ず行っているとは言えないため、未就学児のみとした。
29	①感染症の対応について、保護者に協力を求めているが、再登園時にかかりつけ医とのやり取りを記録した書面が提出されない場合の判断。 ②救命訓練が可能となるような訓練の実施について、消防署等によるものではなく、法人が雇用している看護師による園内研修を実施していた場合の判断。	自治体の部署内で確認、他自治体に問合せ ①保護者に協力を求めているとは言えないため、基準上は適切と判断した。 ②消防署等による講習であることが必須とは言えないため、園内研修が消防署のカリキュラムに沿ったものかを確認した上で判断することとした。	①基準上は適切と判断し、保護者に提出してもらうよう助言とした。 ②研修報告書を提出してもらい、消防署のカリキュラムに沿ったものであることを確認し、適切と判断した。

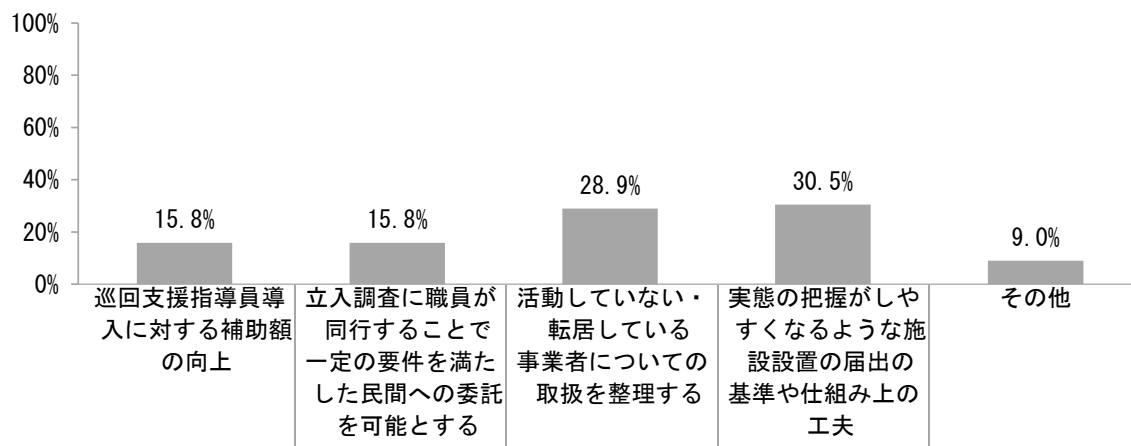


No.	判断に迷った内容	確認方法	確認結果を踏まえた判断
		確認結果	
30	<p>指導監督基準の中にある入所児の健康診断の「4か月以内」について、入所前4か月のことか、又は入所後の4か月も含まれるか。</p> <p>また、「全く実施されていない」と「未受診者がいる」という評価事項はそれぞれどのような事例で当てはまるか。</p>	<p>他自治体に問合せ</p>	<p>入所後は4か月ではなく、直ちに健康診断を受けていただくように施設に指導した。</p>
	<p>「4か月以内」とは、入所前の4か月を指しており、入所後は「直ちに」健康診断を受けていただく必要がある。</p> <p>また評価について、「全く実施されていない」は在籍する児童全員が受診していない場合に、「未受診者がいる」は在籍児童のうちの数名が受診していない場合に当てはまる。</p>		

### Ⅲ 「立入調査実施率の向上について」

#### (1) 立入調査実施率が向上するという支援策

立入調査実施率が向上するという支援策についてたずねたところ、「実態の把握がしやすくなるような施設設置の届出の基準や仕組み上の工夫」が最も多く 30.5%、次いで「活動していない・転居している事業者についての取扱を整理する」が 28.9%であった。



「その他」の記載内容

- 企業主導型については自治体の立入調査の対象外とし、自治体はそれ以外の施設の立入調査に注力する（企業主導型は児童育成協会の監査を受けており、施設側の負担も軽減する）
- 国や県による指導監査に関する市町村職員研修の実施
- 実施率の自治体間比較公表
- 調査、定期報告へ協力がない施設は強制的に事業停止扱いとする。
- 立入調査・監査等のための職員の知識を向上させるための研修の実施。
- 立入調査をしてくれる事業者若しくは職員を、国又は県から派遣。
- 支援員の派遣
- 指導監査基準の判断等についての研修を実施してほしい。
- 全ての立入調査にかかわる業務の民間委託を可能とする
- 介護保険の運営指導マニュアルのように、確認項目及び確認文書に限った調査とすること。
- 前年度からの変更点等を考慮し、作成されている、立入調査の手順に関するマニュアルの整備。
- 企業主導型保育事業の立入調査の取扱いについて、所轄庁により立入調査を実施しなくとも（現地確認のみの簡便なものにする等を含む）児童育成協会の指導の実施結果を以って実施したとすることのできる仕組みの整備
- 評価基準の判断に関する具体例の提示、立入調査員への研修の実施。

- 立入調査に関する研修の実施により基準の解釈の標準化をはかっていただきたいです
- 現在のところ立入調査実施率 100%につき支援不要
- 介護施設の認定補助員のような、立入調査員導入に対する補助額の検討
- 各都道府県担当者に対する国による研修会の開催等（「社会福祉法人等指導監査担当者研修会」をイメージ）
- 確認項目について、優先順位付けしたり、特定の項目に絞って確認するといったメリハリのある立入調査へ見直すこと。
- 活動していない又は所在不明の居宅訪問型事業者については、職権で簡易に廃止できるようにする
- 企業主導型については市町村の定期監査をなくし児童育成協会の監査に一本化する。
- 企業主導型保育事業施設への届出自治体による立入調査の必要性を検討
- 権限移譲を受けている自治体の立場として、指導監督のノウハウを適切に継承し、移譲元と統一の取扱いをする観点から、指導監査方法・内容について定期的に移譲元が移譲先自治体向けに研修を行うなど、支援を行うことで移譲先自治体の指導監査体制が整い、指導監査へのハードルが下がると考えます。
- 現時点では、届出対象施設においては年 1 回立入調査を実施しているが、今後認可外保育施設が増加した場合は、児童育成協会にて立入調査を実施している企業主導型認可外保育施設については、監査項目が重複している項目があるため、児童育成協会ですでに確認している監査項目について、省略することによって、立入調査時間の短縮が図られ、立入調査実施率が向上すると考える。
- 指導監督を行う自治体職員や事業者向けの研修会の開催
- 指導監督基準の明確化（最終的に自治体の判断となる項目が多く、監査に時間がかかるため）結果として 1 施設の立入調査に時間がかかる）
- 指導監督基準の明確化による調査の効率化：基準は自治体の状況に応じた判断ができるよう広義的になっている部分があるかと思いますが、指摘事項該当の判断は施設によって個々の状況があり時間を要します。そのため、基準の解釈や、記録や聞き取り等の何をもって確認をするかなど明確化いただくと効率的に指摘事項を判断し、実施率向上に繋がると考えます。また国からの Q & A 集や過去の事例を参考にしていますが、他自治体との判断に差がないよう国の示す指導監督基準に落とし込んでいただきたいです。
- 児童育成協会が実施する企業主導型保育事業立入調査と調査内容が重複しているので運営の工夫を行う
- 実施には人員確保が必要。例えば「施設数に対し、〇人の職員配置が必要」といった内容を明文化し、職員数を確保する
- 巡回支援指導を行った施設を立入調査として計上可能とする

- 小規模自治体の本市においては、人員不足のため、認可外保育施設への指導監査を定期的に実施できない現状にある。県単位での実施を検討していただきたい。
- 地方なので、広域で指導員を1名雇うような雇用の補助制度がよいのではないか。
- 特になし。
- 認可外保育施設は届出のため、基準を満たさない施設への対応に苦慮しており、行政側の負担が大きいため、対応策を検討いただきたい。
- 判断に迷う際に相談・確認が可能な窓口等の工夫
- 立入調査に従事する会計年度任用職員採用の補助金

## 第4章 調査結果のまとめ

第3章「指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査」の実施により認可外保育施設への指導監督の実施状況と、指導監督業務で判断に迷いやすい事項とその対応方法について、現状と課題が明らかになってきた。

### I 「認可外保育施設の指導監督の指針」に関して

#### (1) 確認が必要となった事例があるという回答が多い項目について

- 「第1 総則 2 この指針の対象となる施設」の「(留意事項8) 届出対象施設」に関して判断に迷う事例があったという割合が26.6%と多く、対象範囲の判断や、判断をするにあたっての情報の取得や整理のしかたについて迷ったという回答内容が見受けられた (P.41)。また、「(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い」も15.6%と多く、“1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合”の解釈に迷ったという意見が多く見られた (P.14)。さらに、「(留意事項3) 法第6条の3 第11項に記載する業務を目的とする取扱い」も13.3%が確認の必要な事例があったと回答しており (P.27)、子どもの居宅以外の場所で保育を行うことに関する問い合わせへの対応や、マッチングサイトやアプリを使用したサービス、個人でのサービスと事業者団体の所属員としてのサービスの切り分けなど、当該自治体において前例のないものをはじめとした多様な事例への対応や判断に迷ったことが調査結果から見受けられた。
- また、「第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1) 立入調査の対象」に関し、認可外の居宅訪問型保育事業について廃止届が出ていないにも関わらず所在がわからなくなってしまい立入調査実施や運営状況報告の提出を求められない事例については、43.8%が“ある”と回答し、調査項目の中で最も高い割合であった (P.67)。電話やメール等の様々な手段を使い連絡を試みても状況がわからない事例が多くみられており、この事例への対応が自治体職員への負担となっていることがわかる。場合によっては自治体の業務に支障が生じる可能性も考えられる。なお、運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出(児童福祉法 第59条の2 第2項)が行われず、設置者と連絡が取れない場合の対応を明確化し、令和6年度中に地方公共団体に通知することが決定されたことを踏まえ、その取扱いについて「「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について」(こ成保第140号こども家庭庁成育局長通知)が調査期間中である令和7年2月19日に示された。

#### (2) 確認方法や対応について

- 全ての項目について、確認先は“自治体の部署内で確認”が4~5割と最も多く、続いて、項目により異なるが“他自治体に問合せ”、“こども家庭庁に問合せ”や“その他”に確認をとっている。一方で“自治体内他部署と協議”はいずれの設問でも10%未満と回答割合が低く、自治体内の他部署と連携した対応よりも、担当省庁へ

の確認の他は、所管部署内や同じ業務を所管する他自治体とのネットワークを活用した解決を試みていることがわかる。

## Ⅱ 「認可外保育施設の指導監督の基準」について

### (1) 確認が必要となった事例があるという回答が多い項目について

- 「第1 保育に従事する者の数及び資格」について、“1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設”において保育従事者の複数配置や保育従事者が1人になる時間帯を必要最小限とすることの解釈や判断に関し、確認が必要となった事例があると回答した自治体が21.1%に上った (P. 93)。
- また、「第7 健康管理・安全確保」に関して、別表評価基準に記載の「1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。」に関連して確認が必要となった事例の有無については、34.4%の自治体から“ある”と回答があり、非常に高い割合であった。健康診断回数や内容、状況に応じ対応すべき範囲について自治体で判断に迷いやすいことが伺える (P. 129)。

### (2) 確認方法や対応について

- 「指針」に関する設問と同様、全ての項目について、確認先は“自治体の部署内で確認”が最も多く、約4～7割であった。項目によりその割合は異なり、例えば「第5 保育内容」にかかる確認については部署内での確認が7割と非常に高かった (P. 117)。一方で「第1 保育に従事する者の数及び資格」は約37%と比較的低い割合であった (P. 103)。施設個別の状況や事情を踏まえて保育内容等を判断していく項目については、日ごろからの施設との関係性をふまえて所属内部での確認と判断が行われやすいと推測される。また、“自治体内他部署と協議”はいずれの設問でも10%未満と回答割合が低いことも「指針」に関する設問と同様である。

## Ⅲ 立入調査実施率の向上について

本調査では、「指針」「基準」に関する事項の他、指導監督の立入調査実施率が向上する支援策についても調査を行った。これは、先述した「認可外保育施設の指導監督の状況調査」の調査結果でもわかるとおり立入調査実施率が前回より向上したとはいえ60%台であり、同程度の数値が例年続いていることから、何らかの支援があることが立入調査実施率を向上させることにつながるかを調べる視点から行ったものである。

### (1) 支援策として回答の多かった選択肢について

- P. 158のとおり、“実態の把握がしやすくなるような施設設置の届出の基準や仕組み上の工夫”の選択肢が30.5%と最も多かった。続いて“活動していない・転居している事業者についての取扱を整理する”の選択肢が28.9%と続いた。特に後者は前

頁のとおり認可外の居宅訪問型保育事業について、廃止届が出ていないにも関わらず所在がわからなくなり立入調査実施や運営状況報告の提出を求められない事例に関し、多くの自治体が対応に苦慮し関係各所に確認していることと関連していると思われる。また、“立入調査に職員が同行することで一定の要件を満たした民間への委託を可能とする”という回答や“巡回支援指導員導入に対する補助額の向上”という選択肢も、共に約16%と一定程度の自治体から選ばれた。

## (2) その他の意見について

- “その他”の選択肢を回答した自治体からの自由意見では、“指導監督業務や判断についての研修の実施”や、調査が効率化できるような業務範囲や権限範囲の見直しなどの意見があった。

## 第5章 指導監督事務の参考となる事例集の更新

調査結果をふまえ、他自治体でも参考とする取組みの事例を、以下のとおり抽出した。

抽出は、業務効率化の観点に加え、基準適合の判断の過程において省庁に判断を仰ぐことや回答そのもの提示を求めること以外に、指針や基準を参考に各自治体が自ら判断するための行動を支援するという観点から行った。具体的には、所管部署が確認・判断行為をするにあたり多様な関係先とのネットワークを活用した例や、適合・不適合の判断プロセスで参考になりうる例等を、今回更新にかかる好事例として抽出した。

好事例の自治体には、各取組みをヒアリングによりさらに詳細まで把握し、一般化できる範囲や他自治体の参考になる範囲を精査した上で、「指導監督業務の参考となる事例集」にまとめた。

※なお、上記事例集は、後日こども家庭庁より自治体向けに提示予定

### 1 他自治体や自治体内部における連携の観点での好事例

No.	取組み	内容
1	他自治体との協力	・ 認可外保育施設の所在等の状況把握と、情報共有や施設への通知・連絡を、他自治体と協力し役割分担の上で実施した例。
2	自治体内の関係部局との連携	・ 自治体内の消防部局や衛生部局等と連携し、認可外保育施設の状況把握と対応を行った例。
3	自治体の所管内部における時勢に即した判断・意思決定	・ 前例がない形態での子どもの預かりについて、自治体内部で情報収集と判断を適切に行った例。

### 2 認可外保育施設への立入調査における好事例

No.	取組み	内容
1	居宅訪問型の認可外保育施設への調査・集団指導について	・ 調査方法について、事業者も調査を受けやすく、また自治体も調査しやすい方法を検討し、実施してみた例。 ・ 効果的かつ効率的な集団指導の実施を試みた例。
2	認可外保育施設が多数設置されている地域における立入調査について	・ 隔年の立入調査に関する考え方を精査し、隔年調査とする施設の選定や調査項目についても整理を行った例。



### 3 基準等に適合しているかの判断に迷う際の判断のプロセスにおける好事例

No.	取組み	内容
1	情報収集について	・ 認可外保育施設の状況にかかる情報収集において、自治体内部での工夫や自治体間の繋がりを活用して行った例。
2	状況整理と、実情に応じた判断について	・ 状況を整理し、他自治体の判断例を取り入れながら、当該施設の実情等をふまえ、判断基準を明確化した例。

## 第6章 指導監督事務の参考となるQ&A集の更新

指導監督事務の参考となる事例集に加え、「指導監督事務の参考となる事例集等作成のための実態調査」の結果を踏まえ、「認可外保育施設指導監督の指針」、「認可外保育施設指導監督基準」等で特に判断に迷いやすい以下の事項を抽出し、指導監督業務の際の参考となるよう、「指導監督事務の参考となるQ&A集」を更新した。

※なお、上記Q&A集は、後日こども家庭庁より自治体向けに提示予定。

### 1 認可外保育施設指導監督の指針について

#### 第1 総則

1. この指針の目的及び趣旨 及び 2. この指針の対象となる施設
  - 居宅訪問型保育事業所の設置届について
  - マッチングサイトに登録している居宅訪問型保育事業所について
  - 居宅訪問型保育事業所の運営状況と指導監督の適用書類について
4. 認可外保育施設の把握
  - 窓口の手続き中に子どもを預かる場合の届出の必要性について
  - 「一時預かり事業」「病児保育事業」等の届出対象外への変更について

#### 第2 通常の指導監督

3. 立入調査
  - 連絡が取れない認可外保育施設の立入調査や運営状況等の公表

### 2 認可外保育施設指導監督基準について

#### 第1 保育に従事する者の数及び資格

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設
  - 保育に従事する者の数が「2人を下回ってはならない」ことの解釈
  - 保育に従事する者の雇用形態について
  - 有資格者が不在の時間帯がある状態が恒常的にかつ断続して存在している場合の考え方

#### 第5 保育内容

- 「保育の質向上の研修」の考え方

### 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領について

#### 別表評価基準

##### 第5 保育内容

- 児童の健康診断の実施項目について

## 第7章 認可外保育施設の指導監督にかかる今後の方向性について

調査結果から見えてきたことを踏まえ、指導監督基準等の理解を促進し、専門的な視点で立入調査ができる人材を増やすこと及び全ての都道府県等を通じて統一的な取扱いにより指導監督が行われることのために必要な事項について論じる。

### 1 現時点での認可外保育施設に対する指導監督事務について

立入調査実施率は未だ 60%程度を推移しており、全国で見ると認可外保育施設数は増えている中で、ますます効率的な立入調査や、適合不適合の判断をスムーズに行えるための環境づくりが必要であることは明らかである。

立入調査実施率が向上するための支援策としては、実態調査にて、“実態の把握がしやすくなるような施設設置の届け出基準や仕組み上の工夫”や“活動していない・転居している事業者についての取扱いを整理する”という、状況把握や実態把握に関する支援策を選択・回答をした自治体が多い。また、“立入調査に職員が同行することで一定の要件を満たした民間への委託を可能とする”という回答や“巡回支援指導員導入に対する補助額の向上”という選択肢を回答した自治体も一定程度あり、質を保ちつつ、業務負担軽減や外部化するという点に関しても望んでいることがうかがえる。

特に、増加している認可外の居宅訪問型保育施設については、届出制ということや、運営形態上、所在地に設備や事務所を有するという意味での施設を有せず、実際の保育の場所は別の場所であることなどから、運営実態が把握しづらく、状況把握も含めた一連の指導監督の難しさに自治体が苦慮していることが推察される。

また、上記の立入調査実施率向上のための支援策にかかる設問に対し、自治体からの自由意見においても、民間委託や職権範囲の変更など業務負担軽減につながる対策を要望として述べたものがあつたほか、“指導監督業務や判断についての研修の実施”が複数あつたことからわかるとおり、指針や基準の各項目にかかる解釈や、立入調査実施や集団指導の方法などの指導監督業務の内容を熟知し、自治体として根拠をもって判断するためには必要な一定の経験やノウハウを蓄積することが必要とされる一方、現状は業務負担が大きいことに対する不安が、自治体の回答からは感じられた。なお、有識者からも今回の調査結果を受けて自治体の負担軽減のためには設置届の見直しにより届出時点で事業内容を詳細に把握することや、指導監督業務の民間委託等を用いた制度改善が必要との意見があつた。

## 2 今後のあり方や方向性について

認可外保育施設は、世の中の需要の変化に伴い、事業者が様々な預かり形態を展開し、サービスがますます多様化している。その中で、自治体が行う認可外保育施設の指導監督は、安全・安心な保育が実施されているかどうかについて各施設の実情を把握し、事業者とコミュニケーションをとる非常に重要な機会である一方で、判断すべき事項の増加、業務複雑化や業務量の増大が自治体への負担となっている。

前頁1にも記載したとおり、適切な指導監督の促進と立入調査実施率を向上させることにより、保育の質を担保するためには、まずは、指導監督業務の中で対応に迷い、苦慮する事項を減らすとともに、地域内の認可外保育施設の状況を最もよく知る各自治体において、判断がよりスムーズに行われることや、自治体の業務負担軽減につながる手法を用いることで指導監督業務の効率化と有効化が図ることが必要である。

そのために、基準や指針などの根拠資料を基にして、判断がよりしやすい状況になることや、自治体の体制面や人的リソースを踏まえた指導監督業務のあり方を検討することにより、指導監督ができる人材を増やしていき、適切な指導監督体制を国全体で厚くしていくことが重要である。

本調査研究では、上記の前段部分に関し、2つの調査を通じて、自治体の指導監督業務が円滑に行われるための一助となることを目指して、事例集とQ&A集の更新を行った。

今後も、事例集とQ&A集を含め判断の基となる資料全体について、状況とニーズに合わせて充実し使いやすくすることが必要であるとともに、引き続き、自治体の判断を手助けし、業務効率化しつつ適切な指導監督業務がしやすくなるような方策と改善方法を検討していくことが重要である。

本報告書は、株式会社日本経済研究所のホームページ (<https://www.jeri.co.jp/>) に掲載し、公開しています。

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業  
＜認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究＞  
令和7（2025）年3月  
株式会社 日本経済研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 15階  
TEL : 03-6214-4600